

OTAKE CITY

第2次 大竹市 環境 基本計画

令和3年(2021)年度～令和12(2030)年度
大竹市

人・産業・自然
環境共生都市おおたけ

～みんなでつくる快適なまちを目指して～



は　じ　め　に

本市では、平成22（2010）年に施行した「大竹市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「大竹市環境基本計画」を策定し、望ましい環境像「人・産業・自然 環境共生都市おおたけ～みんなでつくる快適なまちを目指して～」の実現に向けて、様々な環境施策に取り組んでまいりました。この間、市民及び事業者の皆様方のご協力により環境保全への取組が一步ずつ前進してきたことに対しまして感謝申し上げます。

その一方で、世界的には、地球温暖化の影響とも考えられる異常気象や集中豪雨などによる甚大な被害が近年頻繁に発生しているほか、プラスチックごみによる海洋汚染や生物多様性の損失など、地球規模での環境問題が増えてきていますが、こうした問題のほとんどは、近年の私たち現代人のライフスタイルや事業活動の多様化によるものとされています。

このような様々な変化に対応しつつ、本市の生活環境を守り、人と産業と自然が共生する持続可能なまちとして次の世代に引き継いでいくために、この度「第2次大竹市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画では、前計画の理念や基本的な方向性は継承しつつ、今日的な視点を加え、より現実的で、取り組みやすい計画となるよう見直しを行いました。

本計画の推進には、市民や事業者の皆様と市がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携して取り組むことが必要となります。私たちが住む地球の未来を一人ひとりが考え、今を生きる私たちの努力により、環境にやさしいまちづくりを進めてまいりましょう。

最後に、本計画の策定にあたりまして、多大なご尽力や貴重なご意見を賜りました大竹市環境審議会の委員の皆様をはじめ、アンケートや意見交換会などを通じて、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。



令和3（2021）年3月

大竹市長 入山 欣郎

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の目的と位置づけ	2
第3節 計画の期間と対象範囲	3
第4節 計画の推進主体と責務	4
第5節 計画とSDGsとの関連性	5
第2章 大竹市のすがた	7
第1節 本市の概況	7
第2節 環境の現状と課題	12
第3章 環境の将来像と基本目標	35
第1節 環境の将来像	35
第2節 基本目標	36
第4章 基本目標達成のための取組	37
第1節 施策の体系	37
第2節 取組の展開	40
第3節 重点施策（重点プロジェクト）	56
第5章 計画の進行管理	60
第1節 計画の推進体制	60
第2節 進行管理	61
資料編	
1 策定体制	(1)
2 市民・事業者の意識	(7)
3 環境用語集	(26)

注) 本文中、※印の付いた用語の説明は、資料編の環境用語集を参照して下さい。

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景

大竹市（以下「本市」という。）は、緑あふれる山々、流れ清らかな小瀬川、美しく穏やかな瀬戸内海の豊かな自然に恵まれた都市であるとともに、大規模な製紙・化学工場が立地する臨海工業都市として発展してきました。かつて、昭和40（1965）年代の高度経済成長期には、事業活動などによる大気汚染、水質汚濁、悪臭などの公害が問題となりましたが、環境規制と事業者などの努力により、昨今では大きく改善傾向を示しています。

本市においては、平成22（2010）年4月に施行された「大竹市環境基本条例」に基づき、平成23（2011）年3月に「大竹市環境基本計画」（計画年度：平成23（2011）年度～令和2（2020）年度）を作成し、各種の環境保全の取組を進めてきました。

しかし、計画策定後10年が経過し、環境保全の取組には一定の進展がみられたものの、その間に環境に関わる新たな法の施行や計画の策定があり、循環型社会実現に向けた取組の強化、世界規模で深刻化しつつある地球温暖化への対応、生物多様性※の確保に向けた取組の推進などが必要となっていることに加え、令和2（2020）年度に大竹市環境基本計画の計画期間が終了することから、「第2次大竹市環境基本計画」を策定するものです。



第2節 計画の目的と位置づけ

1 目的

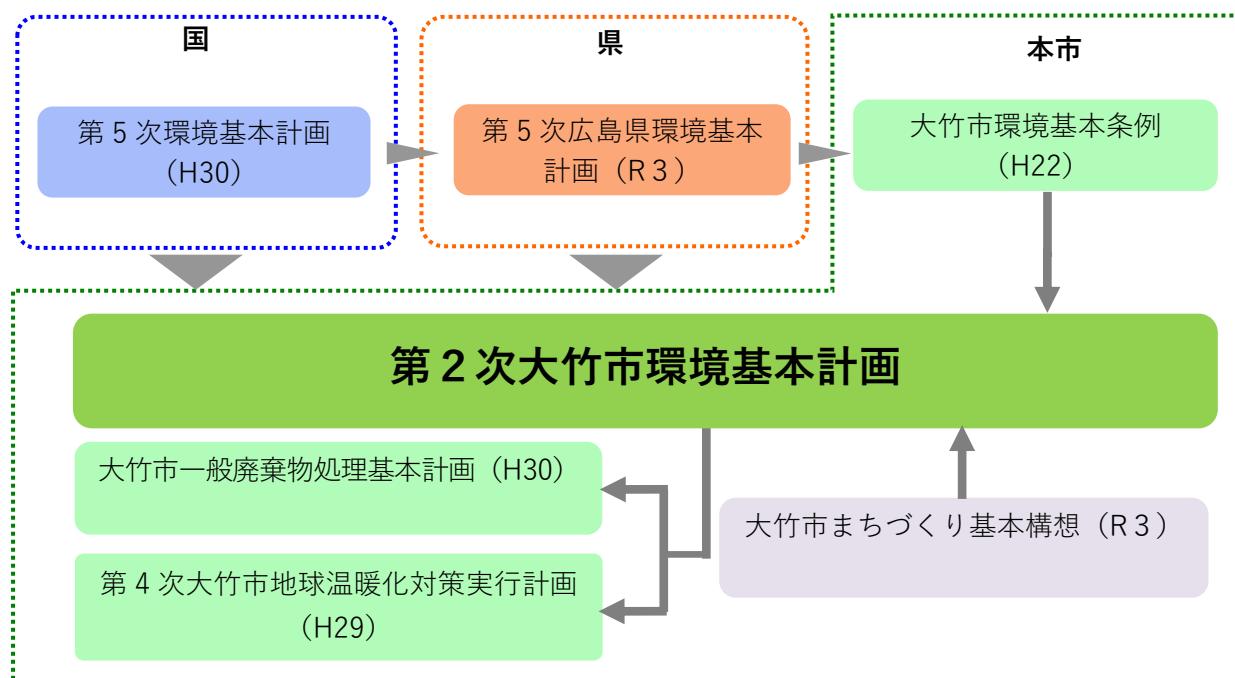
本計画は、大竹市環境基本条例の基本理念をもとに、市民（市民団体を含む）・事業者・市が互いに協力しながら、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的にしています。

基本理念（大竹市環境基本条例第3条）

- ・環境の保全は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、人類の生存基盤である環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。
- ・環境の保全は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、市、市民及び事業者それぞれの公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- ・地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、全ての日常生活及び事業活動において着実に推進されなければならない。

2 位置づけ

本計画は、「大竹市まちづくり基本構想」を環境面から支える、環境に関する最上位計画です。各種計画との整合を図りながら、環境保全に関する施策を推進していきます。



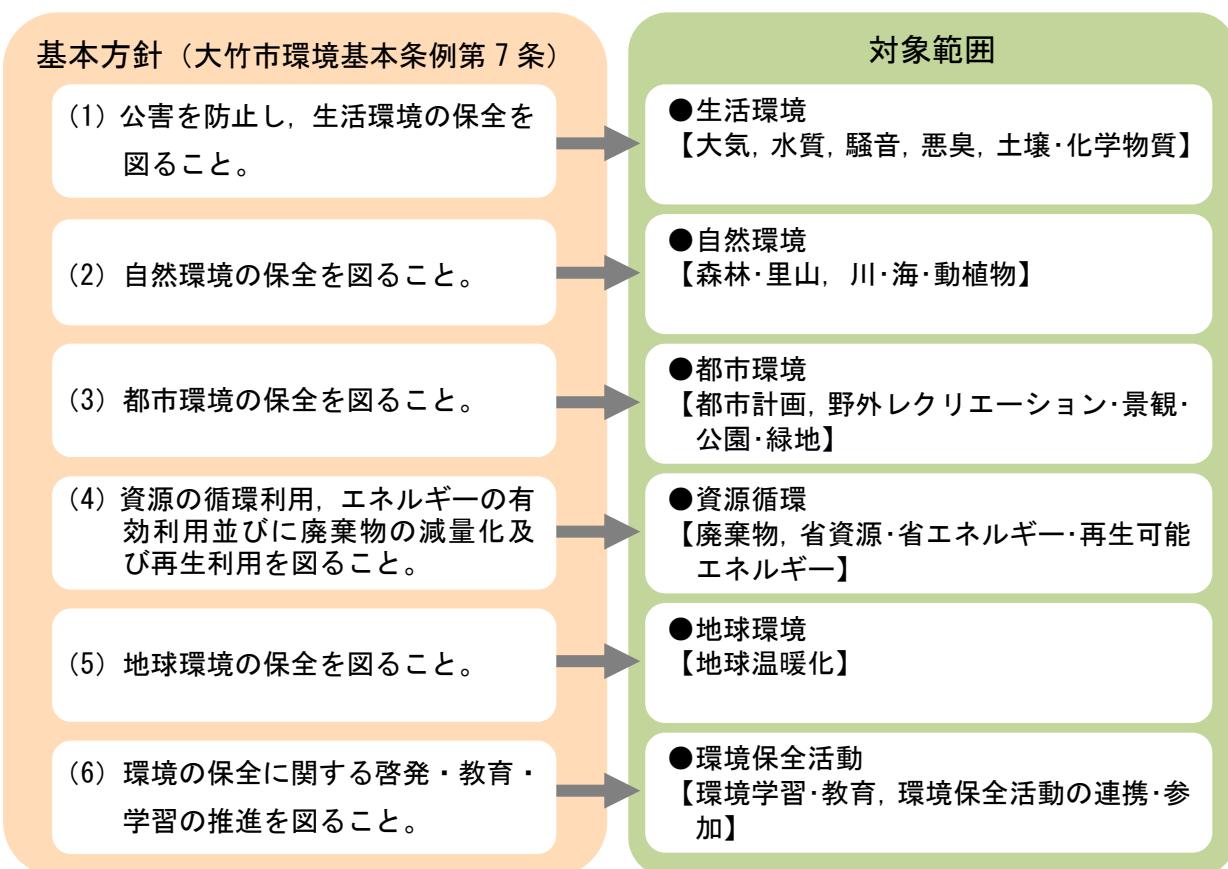
第3節 計画の期間と対象範囲

1 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とし、必要に応じて見直します。

2 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、大竹市環境基本条例第7条に掲げる基本方針に基づき、次に示す生活を取り巻く身近な環境から地球規模の環境までを対象とします。



第4節 計画の推進主体と責務

本計画の推進主体は、市民・事業者・市です。

各主体は、大竹市環境基本条例に基づいて、環境保全、環境負荷の低減に努める責務を負っています。

※それぞれの責務は「大竹市環境基本条例」の条項に対応します。

大竹市環境基本条例に定める各主体の役割

【市民】第5条

- 日常生活の中での環境負荷の低減
- 環境保全の自主的な取組
- 市の環境保全施策への協力

【事業者】第6条

- 公害の防止と自然環境の保全
- 事業活動上の廃棄物の適正処理
- 製品などの環境負荷低減と再生資源等の利用
- 市の環境保全施策への協力

協力

協力

【市】第4条、7～21条

●施策の総合的・計画的な実施

- ◇環境基本計画の策定
- ◇施策の実施状況の公表
- ◇環境保全上の規制措置
- ◇調査の実施及び監視などの体制の整備
- ◇環境影響評価への対応
- ◇環境保全上の公共的施設の整備など
- ◇資源の循環的な利用などの推進

- ◇地球環境保全の推進
- ◇環境学習・教育の推進及び情報の提供
- ◇民間団体などの環境保全活動の促進
- ◇市民、事業者との協力による推進体制の整備
- ◇国・県、他の地方公共団体との協力

第5節 計画とSDGsとの関連性

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択され、令和12（2030）年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、「貧困をなくそう」など17の目標（ゴール）と、「2030年までに、各國定義によるあらゆる次元の貧困状態にある全ての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」など、169の具体的な成果目標（ターゲット）から構成されています。

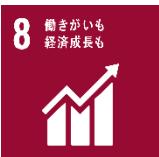
日本でも、国を挙げて取組を進めており、地方自治体においてSDGsを活用することで、客観的な自己分析により、特に注力すべき政策課題の明確化や、経済・社会・環境の三側面の相互関連性の把握による政策の推進の全体最適化が実現するとしています。

また、地方自治体が、目標達成に直接的・間接的に利害関係のある企業・NPO法人などとの間でSDGsという共通言語を持つことで、政策目標の共有と連携、パートナーシップの深化が進み、地方自治体が抱える諸問題を解決し、地方創生を推進するものとして、まち・ひと・しごと創生総合戦略の横断的な目標（新しい時代の流れを力にする「地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり」）にも位置づけられています。

こうしたことから、本市においても、それらの理念を踏まえ、各施策とSDGsとの関係を明確にしていくことが求められます。

[SDGs・17 の目標（ゴール）]

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

	1 貧困をなくそう 貧困をなくそう		2 飢餓をゼロに 飢餓をゼロに		3 すべての人に健康と福祉を すべての人に健康と福祉を
	4 質の高い教育をみんなに 質の高い教育をみんなに		5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を実現しよう		6 安全な水とトイレを世界中に 安全な水とトイレを世界中に
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに エネルギーをみんなにそしてクリーンに		8 働きがいも経済成長も 働きがいも経済成長も		9 産業と技術革新の基盤をつくろう 産業と技術革新の基盤をつくろう
	10 人や国の不平等をなくそう 人や国の不平等をなくそう		11 住み続けられるまちづくりを 住み続けられるまちづくりを		12 つくる責任つかう責任 つくる責任つかう責任
	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動に具体的な対策を		14 海の豊かさを守ろう 海の豊かさを守ろう		15 陸の豊かさも守ろう 陸の豊かさも守ろう
	16 平和と公正をすべての人に 平和と公正をすべての人に		17 パートナーシップで目標を達成しよう パートナーシップで目標を達成しよう		

〔資料：国際連合広報センターホームページ〕

第2章 大竹市のすがた

第1節 本市の概況

1 位置

- 本市は、広島県の西端に位置しています。
- 面積は 78.66 km²で、広島県の約 1 %を占めています。

本市は、広島県の西端に位置し、北から北東は廿日市市、東は瀬戸内海、南から西にかけては小瀬川を挟んで山口県岩国市及び和木町と接しています。面積は78.66km²で、広島県の約 1 %を占めています（図2-1-1）。

市街地は、海岸の平坦地に沿って発達し、背後は中国山地へと続き、前面には瀬戸内海が広がっています。海上沖合には、有人島としては阿多田島、猪子島があり、また内陸部では、廿日市市の中に松ヶ原、広原、谷尻、後原地区が、それぞれ飛び地として点在しています。

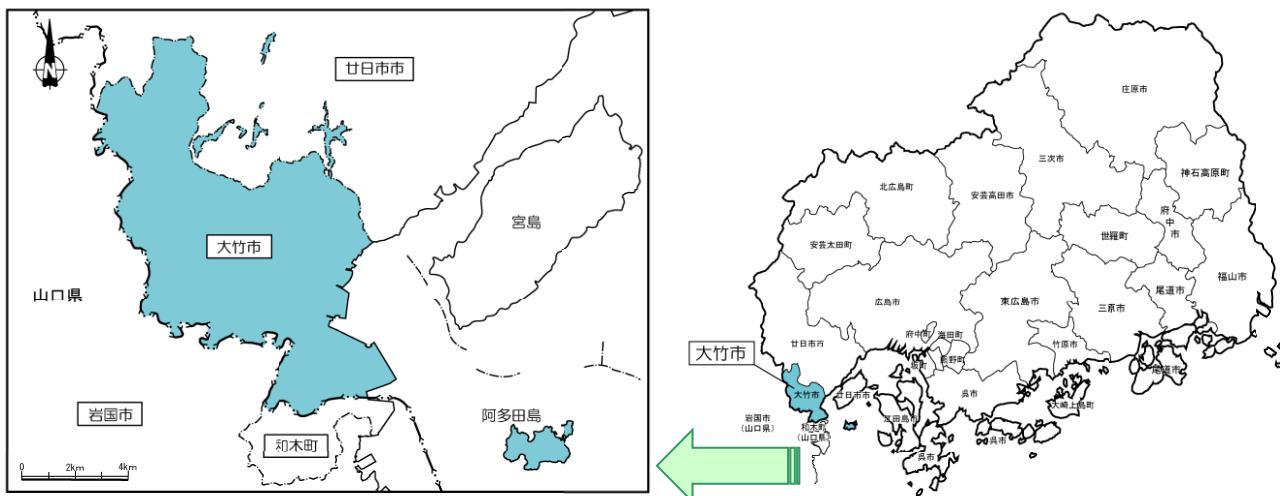


図 2-1-1 位置図

2 気象

- 本市は、温暖少雨を特徴とする瀬戸内式気候に属していますが、瀬戸内式気候の中では比較的雨量が多い地域です。

気象は、年間を通して温暖少雨を特徴とする瀬戸内式気候に属していますが、比較的雨量が多い地域です。平成20(2008)年～平成30(2018)年の気象状況をみると、平均気温は16～17℃程度、年間降水量は1,400～2,200mm程度となっています（図2-1-2）。

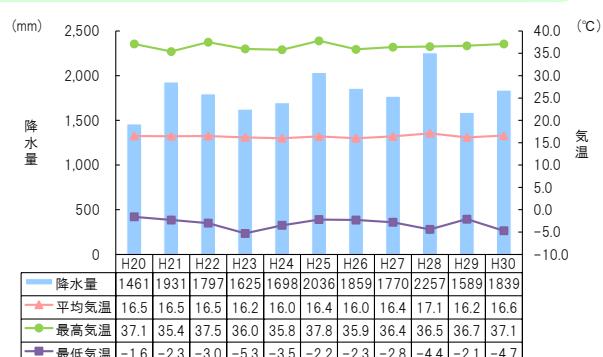


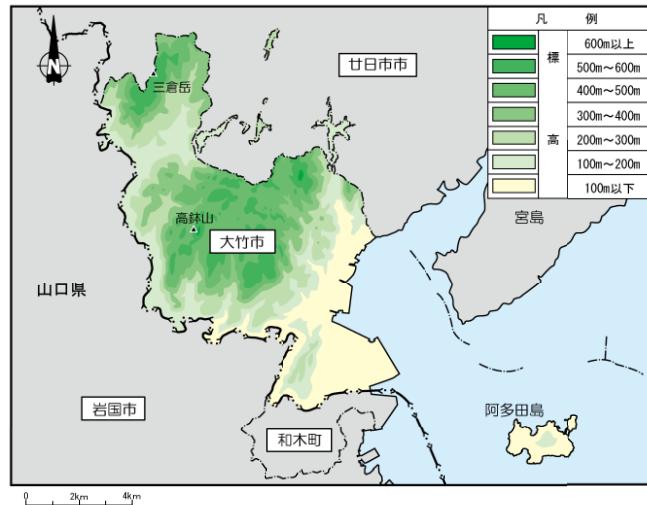
図 2-1-2 気象の状況 (大竹地域気象観測所)

[資料：大竹市消防本部]

3 地形・地質

- 沿岸部は干拓地や埋立地などの平坦地ですが、大部分が山地で占められています。
- 山間部は花崗岩質岩石が大部分を占め、各所に露岩があります。

地形は、100m以上の山地が大部分を占め、平坦地は沿岸部の埋立地などを中心に分布しています。地質は、深成岩の花崗岩質岩石が大部分を占め、三倉岳にみられるように各所に露岩があります。また、小方-小瀬断層が沿岸部を走っています（図2-1-3）。



[地勢図]

<三倉岳>



[地形図]



[地質図]

図2-1-3 地勢図、地形図及び地質図

[資料：土地分類基本調査（大竹），1978，山口県・広島県]

[資料：土地分類基本調査（巣島），1979，広島県]

[資料：日本の活断層，1991，財団法人東京大学出版会]

4 人口と世帯数

- 人口は約 27,000 人、世帯数は約 13,000 世帯です（令和 2（2020）年 4 月 1 日現在）。
- 人口減少と少子化・高齢化が進んでいます。

人口と世帯数の推移及び年齢別人口構成は、図 2-1-4 のとおりです。令和 2（2020）年 4 月 1 日現在、人口は 26,759 人、世帯数は 12,894 世帯であり、世帯あたりの人口は 2.1 人となっています。

人口は、近年、減少を続け、昭和 55（1980）年度より約 26% 減少しています。一方、世帯数は約 14% の増加となっています。



図 2-1-4 人口と世帯数の推移

[資料：大竹市資料]

5 産業

- 事業所数は、「卸売業、小売業（26.3%）」が最も多く、「建設業（10.8%）」、「医療、福祉（8.9%）」と続きます。
- 就業者数（15歳以上）は、第3次産業の就業者数が増加し、第2次産業から第3次産業へとシフトしています。

平成26（2014）年の本市の公務を除く事業所数は、1,287事業所であり、「卸売業、小売業」が26.3%と最も多く、「建設業」の10.8%、「医療、福祉」の8.9%が続きます（図2-1-5）。

本市の産業別就業者割合の推移は、図2-1-6のとおりです。産業別15歳以上就業者数の30年間の変化（昭和60（1985）年と平成27（2015）年の比較）を見ると、第3次産業は11.0ポイント増加しています。一方、第2次産業は12.5ポイント減少しています。

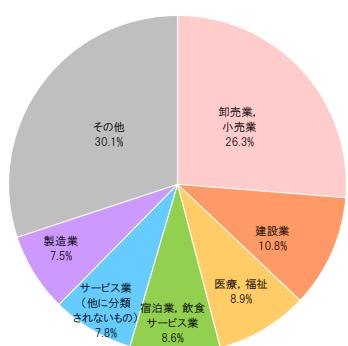


図2-1-5 本市の事業所数割合（公務除く）

[資料：平成26年経済センサス]

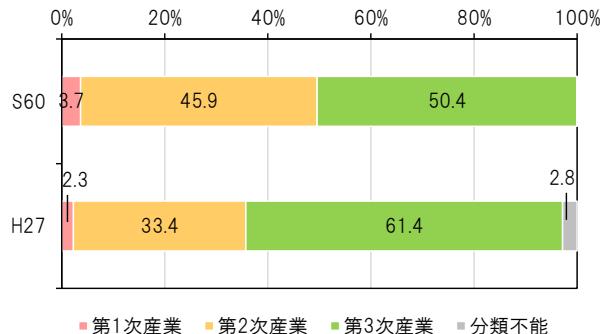


図2-1-6 本市の産業別就業者割合の推移（15歳以上）

[資料：平成27年国勢調査]

また、事業所数、製造品出荷額などの推移をみると、事業所数と従業者数が減少傾向にあります（図2-1-7）。一方、製造品出荷額等は、2,000～3,000億円で推移しています。

本市の製造品出荷額などの約8割が化学工業であり、化学工業の出荷額は県内第1位となっています（図2-1-8）。

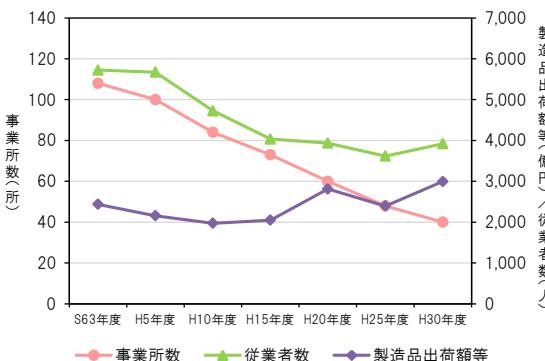


図2-1-7 本市の事業所数、製造品出荷額などの推移

[資料：広島県工業統計調査 1988～2018] [注2)

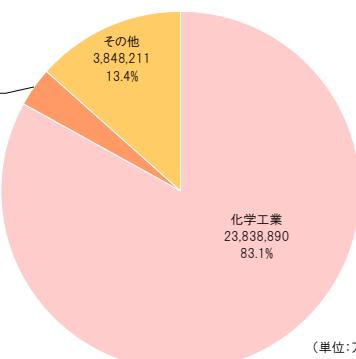


図2-1-8 本市の製造品出荷額などの内訳^{注1)}（平成30年）

[資料：広島県工業統計調査] [注2)

注1) パルプ・紙・紙加工品製造業の製造品出荷額など、事業者が特定されるものは、秘匿処理されています。

注2) 広島県工業統計調査は、従業員4人以上の事業所を対象としています。

6 上水道、下水道

●上水道は、給水人口 26,298 人、給水戸数 12,619 戸、水道普及率は 97.6%です。

●下水道は、処理人口 25,516 人、下水道普及率は 95.4%です。

上水道、下水道などの状況は表 2-1-1～表 2-1-4 のとおりです。水道普及率は令和元（2019）年度現在で 97.6%です。下水道普及率は令和元（2019）年度現在で 95.4%と県内有数の普及率を誇っています（図 2-1-9）。

表 2-1-1 上水道の状況

年度	給水人口	給水戸数	給水量 (有収水量)	配水総量	普及率
令和元年度	26,298 人	12,619 戸	3,196,207 m ³	4,064,379 m ³	97.6% ^{注)}

注) 普及率は、令和元（2019）年度給水人口／平成 31（2019）年 4 月 1 日人口（26,954 人）で算出しました。

[資料：大竹市統計書 2020]

表 2-1-2 公共下水道※の状況

年度	行政区域内人口	供用区域内人口	処理面積	処理可能水量	普及率
令和元年度	26,759 人	25,516 人	715ha	25,170m ³ /日	95.4% ^{注)}

注) 普及率は、令和元（2019）年共用区域内人口／令和元（2019）年行政区域内人口で算出しました。

[資料：大竹市統計書 2020]

表 2-1-3 農業集落排水処理施設
(栗谷浄化センター)

処理区域面積	処理人口	計画処理能力 (平均)
13.7 ha	302 人	192 m ³ /日

注) 令和 2（2020）年 3 月現在

[資料：大竹市資料]

表 2-1-4 漁業集落排水処理施設
(阿多田島、猪子島)

処理区域面積	処理人口	計画処理能力 (平均)
10.5 ha	264 人	128 m ³ /日

注) 令和 2（2020）年 3 月現在

[資料：大竹市資料]

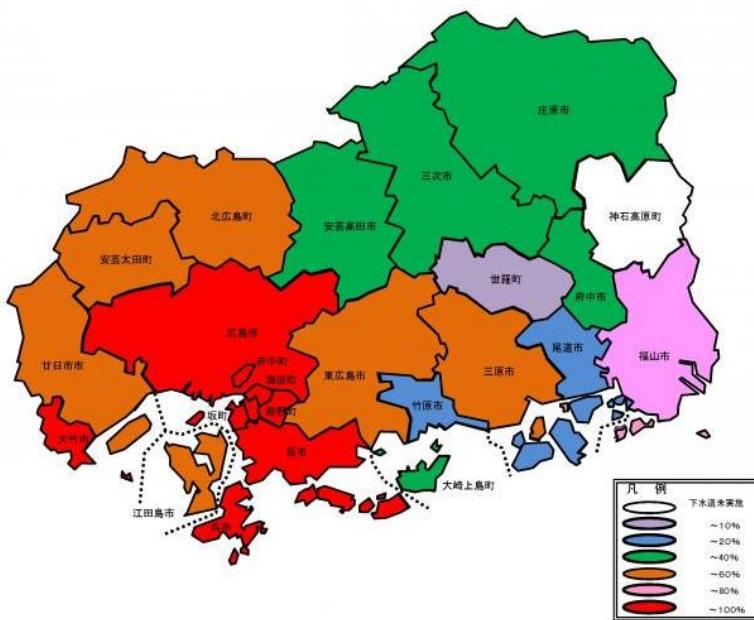


図 2-1-9 下水道の整備状況

[資料：広島県の下水道 2019, 広島県]

第2節 環境の現状と課題

1 生活環境

(1) 大気

現状

- 二酸化硫黄※ SO_2 、二酸化窒素※ NO_2 は、環境基準を達成しています。
- 有害大気汚染物質、ダイオキシン類※も環境基準を達成しています。
- 光化学オキシダント※は、環境基準を達成できていませんが、全国的に達成が難しい項目となっています。

大気汚染は、主に工場、事業場から排出されるばい煙※や自動車の排出ガスにより引き起こされます。温暖化や酸性雨の原因となるだけでなく、濃度によっては人の健康を損なうことがあります。

本市では、デポジットゲージ法※による降下ばいじん※の測定（市測定4地点）、簡易測定法による二酸化窒素の測定（市測定5地点）、及び自動測定機による二酸化硫黄、窒素酸化物※、光化学オキシダントなどの測定（県測定1地点：大竹油見公園）が行われています（図2-2-1）。

大気汚染物質の環境基準達成状況は表2-2-1のとおりです。光化学オキシダントは環境基準を達成できていませんが、有害大気汚染物質※やダイオキシン類など、その他の物質は環境基準を達成しています。光化学オキシダントは、アジア地域からの越境大気汚染の可能性があり、全国的にも過去5年間で環境基準を全く達成できておらず、達成が難しい項目となっています。



図2-2-1 大気汚染監視測定局の位置図
〔資料：大竹市資料〕

表2-2-1 大気汚染物質の環境基準達成状況（○：達成、×：未達成）

項目	年度	油見公園						
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
二酸化硫黄 (SO_2)		○	○	○	○	○	○	○
二酸化窒素 (NO_2)		○	○	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質※ (SPM)		○	○	○	○	○	○	○
光化学オキシダント		×	×	×	×	×	×	×
ベンゼン ^{注)}		○	○	○	○	○	○	○
トリクロロエチレン ^{注)}		○	○	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン ^{注)}		○	○	○	○	○	○	○
ジクロロメタン ^{注)}		○	○	○	○	○	○	○
ダイオキシン類		○	○	○	○	○	○	○

注) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質は、有害大気汚染物質として環境基準が設定されています。

〔資料：環境白書、広島県〕

二酸化硫黄及び二酸化窒素は、すべての期間で環境基準を達成しており、平成6（1994）年から平成21（2009）年にかけて減少傾向にあり、以降はほぼ横ばいとなっています。

降下ばいじんは、平成11（1999）年に最も高くなっていますが、以降は増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいとなっており、今後上昇しないよう監視を継続します（図2-2-2）。

浮遊粒子状物質は、すべての期間で環境基準を達成しており、ほぼ横ばいとなっています（図2-2-3）。

二酸化窒素は、国道2号隣接地域や工場隣接地域で高く、降下ばいじんは工場隣接地域で高くなっています（図2-2-4, 5）。

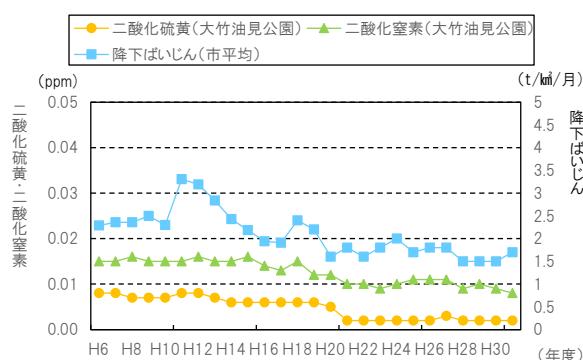


図2-2-2 二酸化硫黄 SO₂, 二酸化窒素 NO₂ 降下ばいじんの年平均値経年変化

[資料：大竹市資料]

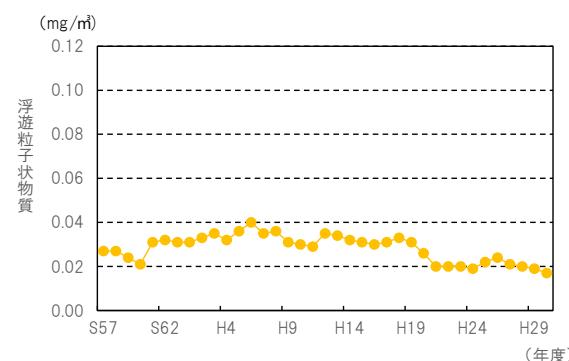


図2-2-3 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化

[資料：大竹市資料]



図2-2-4 二酸化窒素の地域別比較
(令和元年度)

[資料：大竹市資料]

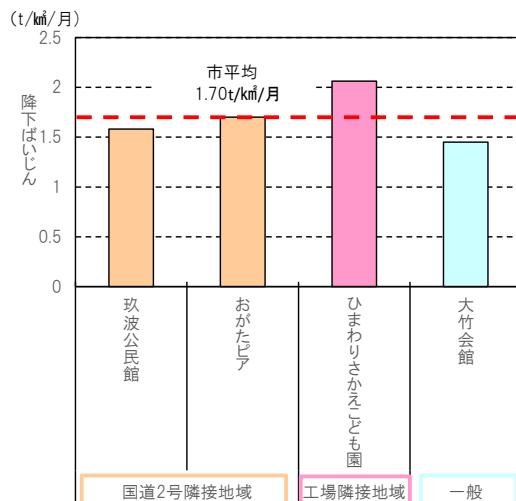


図2-2-5 降下ばいじんの地域別比較
(令和元年度)

[資料：大竹市資料]

課題

- 光化学オキシダントは、全国的にも環境基準を達成しにくい項目ですが、発生原因となっている窒素酸化物 NO_xなどの低減が必要です。

(2) 水質

現状

- 河川の水質は、概ね環境基準を達成しています。
- 海域の水質は、環境基準を達成できていない項目があります。
- 湖沼の水質は、概ね環境基準を達成しています。

本市には、環境基準点が小瀬川水系に4地点、広島湾西部海域に6地点、弥栄ダム貯水池に1地点あります（図2-2-6）。

河川、海域及び湖沼の環境基準の達成状況は、表2-2-2～表2-2-4のとおりです。

河川の水質は、BOD^{*}（生物化学的酸素要求量^{*}）が平成11（1999）年度以降、全体的に減少傾向にあり（図2-2-7）、平成30（2018）年はすべての地点で環境基準を達成しています（表2-2-2）。

海域の水質は、全リン^{*}はすべての地点で環境基準を達成しています。全窒素^{*}は概ね環境基準を達成しています。COD^{*}（化学的酸素要求量^{*}）は、平成15（2003）年以降、広島湾西部27以外の地点では、環境基準をほぼ達成できていません（表2-2-3、図2-2-8）。

湖沼（弥栄ダム貯水池）は、CODと全リンは環境基準をほぼ達成しています（表2-2-4）。

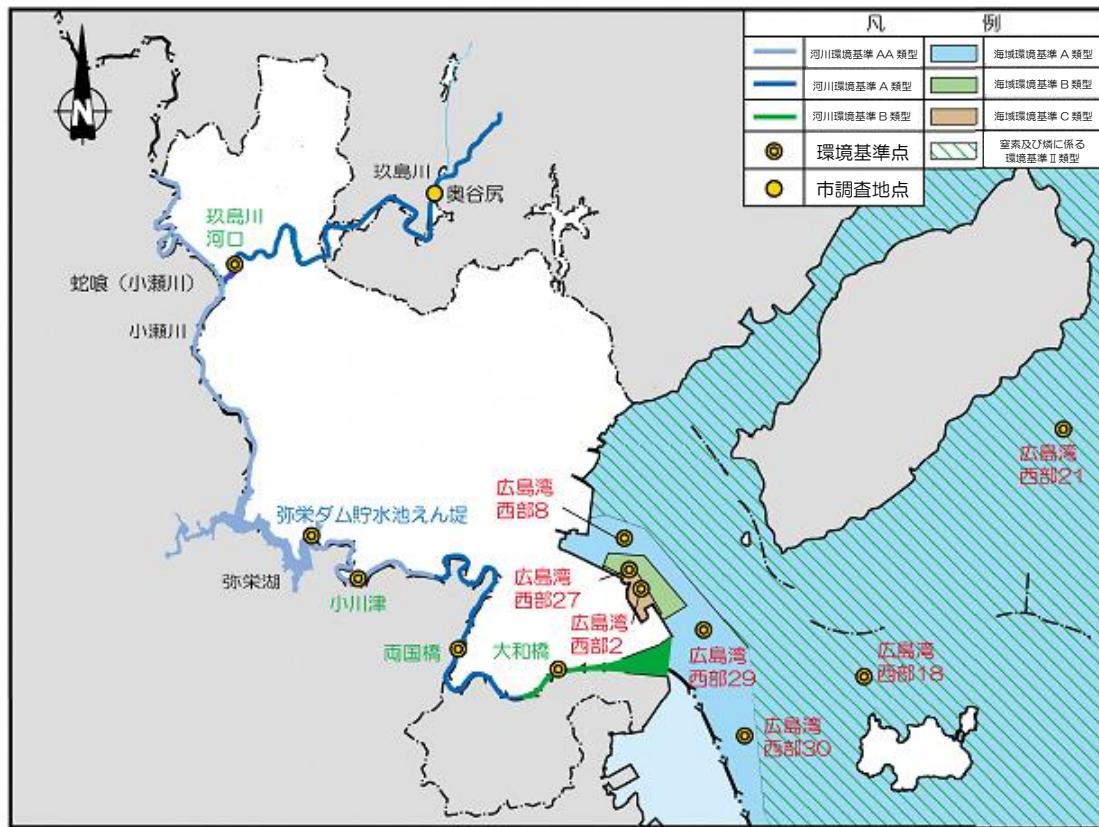


図2-2-6 水質の環境基準類型指定状況 [資料：大竹市環境白書]
注）広島湾西部2の調査点は埋立により消失

(河川)

表 2-2-2 環境基準達成状況

水系名	環境基準点名	類型	環境基準値 (mg/L)	項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小瀬川	小川津	AA	1	BOD	×	○	○	×	○	○	○	×	×	○
	両国橋	A	2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大和橋	B	3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	玖島川河口	A	2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

〔資料：大竹市資料〕

(海域)

表 2-2-3 環境基準達成状況

環境基準点名	類型	環境基準値 (mg/L)	項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
広島湾西部	27	B	3	COD	×	○	○	○	×	○	○	×	○
	8	A	2	COD	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		II	0.3	全窒素	×	○	×	○	○	○	×	○	○
		II	0.03	全リン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	29, 30	A	2	COD	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		II	0.3	全窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		II	0.03	全リン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	18, 21	A	2	COD	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		II	0.3	全窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		II	0.03	全リン	○	○	○	○	○	○	○	○	○

〔資料：大竹市資料〕

(湖沼)

表 2-2-4 環境基準達成状況（湖沼）

環境基準点名	類型	環境基準値 (mg/L)	項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
弥栄ダム貯水池えん堤	A	3	COD	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	II	0.01	全リン	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○

〔資料：大竹市資料〕

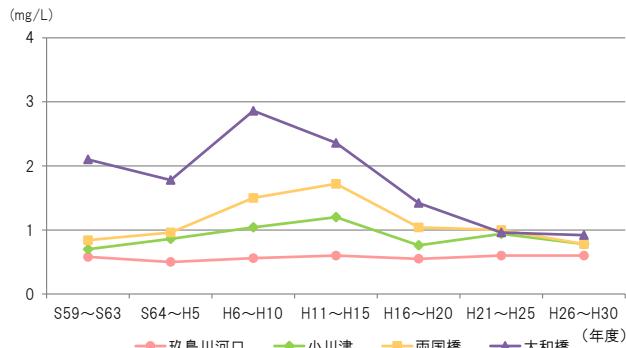


図 2-2-7 河川の水質変化 (BOD 平均値)

注) 平成 13 (2001) ~平成 20 (2008) の玖島川河口地点は定量下限値未満を含むため、平均値は 0.5 mg/L 未満です。

〔資料：環境省資料〕

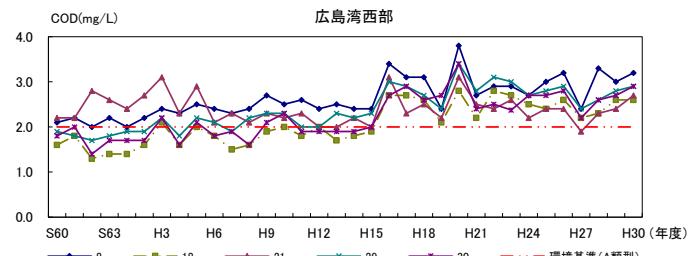


図 2-2-8 広島湾西部の水質変化 (COD 平均値)

〔資料：大竹市環境白書〕

課題

- 海域は、環境基準を達成できていない項目があることから、周辺自治体、事業者、市民や関係機関との協力の下、引き続き汚濁負荷の削減が必要です。

(3) 騒音

現状

- 環境騒音※と道路交通騒音※は、概ね環境基準を達成していますが、未達成地点があります。
- 騒音の発生源は、自動車、鉄道、工場、建設作業などです。
- 阿多田島を中心に、米軍機による騒音問題があります。

本市では、環境騒音（38地点）と道路交通騒音（6地点）について毎年調査しています（図2-2-9）。

環境基準の適合率をみると、環境騒音は80%以上、道路交通騒音は60%以上で推移していますが、依然、適合していない地点があります（図2-2-10）。

騒音・振動の発生源には、自動車、鉄道、工場、建設作業、航空機などがあり、市民の日常生活に及ぼす影響が大きいことから身近な問題となっています。

本市は、米海兵隊岩国基地が立地する岩国市に近接しているため、阿多田島を中心に軍用機騒音の影響を大きく受けています（表2-2-5）。

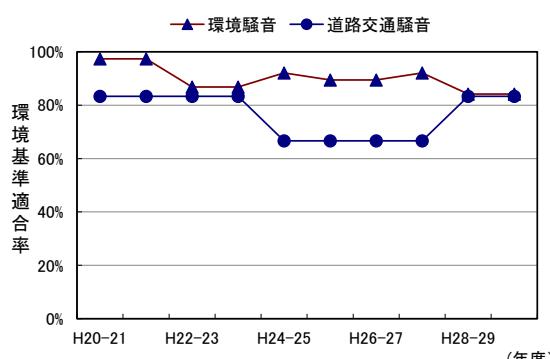


図 2-2-10 本市の騒音の環境基準達成状況の推移

[資料：大竹市環境白書]

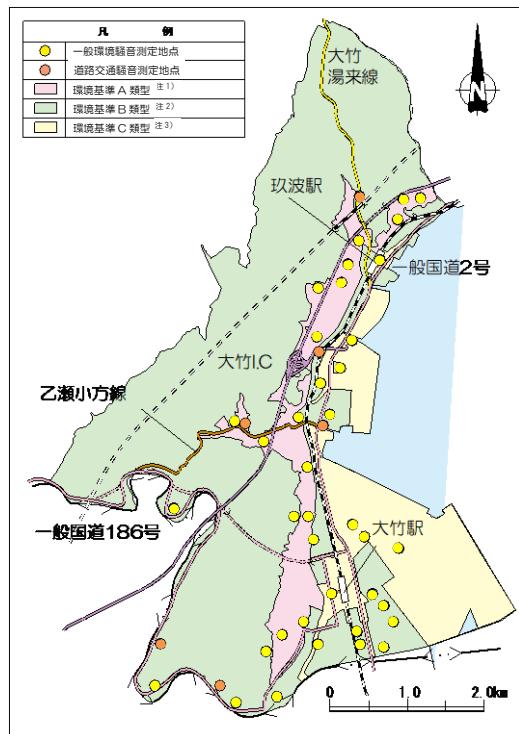


図 2-2-9 騒音観測地点

[資料：大竹市環境白書]

- 注1) A類型：専ら住居の用に供せられる地域、2車線以上の車線を有する道路に面する地域
- 注2) B類型：主として住居の用に供せられる地域、2車線以上の車線を有する道路に面する地域
- 注3) C類型：相当数の住居と併せて商業、工業などの用に供せられる地域、車線を有する道路に面する地域

測定地点 (国測定器設置個所)	平成29年度 (移駐完了前) (A)	平成30年度 (移駐完了後) (B)	増加回数(倍率) (B-A) (B/A)
大竹市阿多田島	2,322回	3,182回	860回 (1.4倍)

[資料：広島県国際課]

課題

- 騒音は、環境基準の未達成地点があり、発生源に応じた対策が必要です。
- 米軍機による騒音の影響軽減に向けた取組が必要です。

(4) 悪臭

現状

- 悪臭の公害苦情件数は、近年は少ない傾向にあります。
- 「大竹市悪臭公害防止対策指導要綱」の基準達成状況は十分ではありません。

悪臭防止法に基づく規制区域図は、図2-2-11のとおりです。

市では、悪臭防止法及び「悪臭公害防止対策指導要綱（平成5（1993）年制定）」に基づく事業所などへの臭気測定の立入調査を行っており、令和2（2020）年時点での基準達成状況は十分ではありません（表2-2-6）。

また、悪臭の公害苦情件数は、図2-2-12に示すように、平成19（2007）年以降、低い水準でほぼ横ばいとなっています。

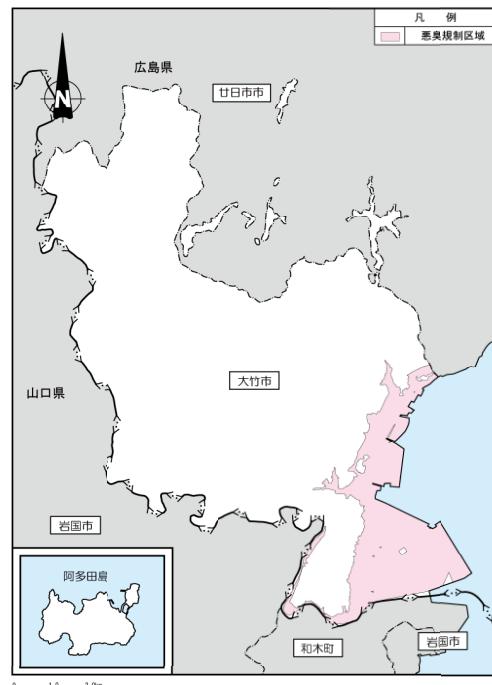


図 2-2-11 悪臭防止法に基づく規制区域図

[資料：大竹市資料]

表 2-2-6 年度別臭気測定規制基準など超過検体数（立入調査結果）

	規制区分	H21	R2
悪臭防止法	濃度（特定悪臭物質※22種類）	5/12	0/12
悪臭公害防止対策指導要綱	臭気指數	9/14	7/12

注) 規制基準など超過検体数/調査検体数

[資料：大竹市資料]

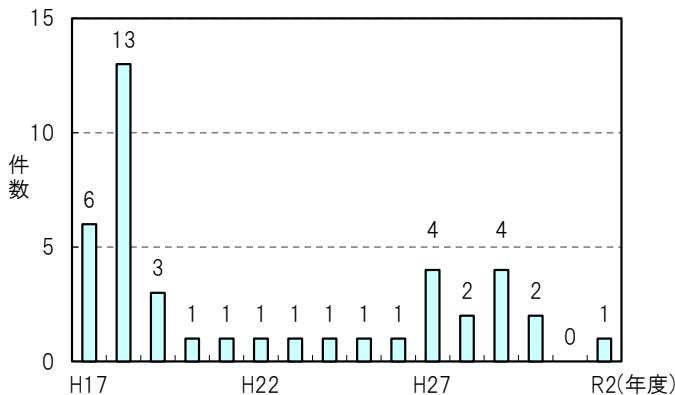


図 2-2-12 本市の悪臭の公害苦情件数の推移

[資料：大竹市資料]

課題

- 基準値の達成に向けた臭気対策の継続が必要です。

(5) 土壤・化学物質

現 状

●特定化学物質※の届出排出量※は、減少傾向にあります。

●ダイオキシン類の汚染状況は、すべての地点において環境基準に適合しています。

本市には、現在、土壤汚染対策法に基づく指定区域はありません。また、これまでに、工場跡地などの土壤汚染地域は確認されていません。しかし、全国的には自主的な汚染調査の実施や再開発・売却時の汚染調査によって、土壤汚染が明らかになるケースが増えています。一方で、汚染土壤の除去などの措置が実施され、指定区域の全部の指定が解除^{注)}された件数も増えています。

本市のPRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握など及び管理の改善の促進に関する法律）に基づく特定化学物質の届出排出量と移動量※は、図2-2-13のとおり、排出量は減少傾向にあるものの、移動量はほぼ横ばいとなっています。内訳をみると、図2-2-14のとおり、大気への排出と廃棄物への移動が多くなっています。

その他、本市では大気、水質、底質※のダイオキシン類は広島県の調査が行われていますが、全ての地点（大気、水質、底質各1地点）において環境基準に適合しています（表2-2-7）。

注）土壤汚染の除去などにより、指定の事由がなくなった場合には、指定を解除します。

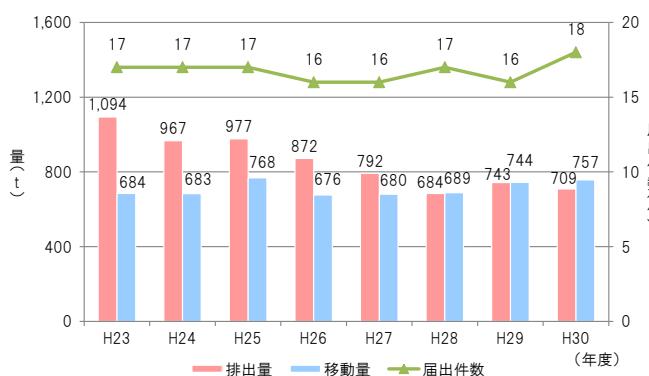


図2-2-13 本市における特定化学物質の排出量及び移動量

[資料：大竹市資料]

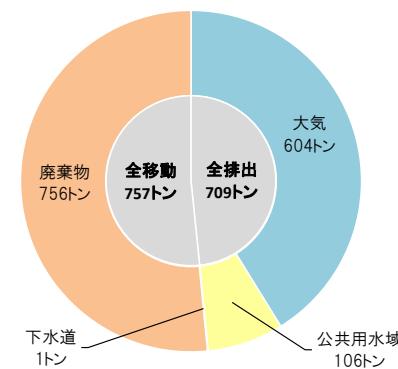


図2-2-14 本市における特定化学物質の排出量及び移動量の内訳（平成30年度）

[資料：環境省資料]

表2-2-7 ダイオキシン類環境汚染状況調査結果（平成30年度）

区分	単位	調査地点	調査結果		環境基準	環境基準適否
			年平均値	実測値		
大気	pg-TEQ/m ³	大竹油見公園	0.0078	夏季：0.0056 冬季：0.0099	年平均値 0.6以下	適
水質	pg-TEQ/L	小瀬川 両国橋	0.089		年平均値 1以下	適
		小瀬川 弥栄ダム	0.069			適
底質	pg-TEQ/g	小瀬川 両国橋	0.26		150以下	適
		小瀬川 弥栄ダム	7.1			適

[資料：大竹市環境白書]

課 題

●工場・事業所からの化学物質排出量の抑制に引き続き取り組む必要があります。

2 自然環境

(1) 森林・里山

現 状

- 森林面積は、市総面積の 73%を占めており、周辺自治体に比べると、やや小さくなっています。
- 現況森林面積、森林以外の草生地の面積はほぼ横ばいとなっています。

森林面積（5,768ha）は、市総面積の約 73%を占めており、周辺自治体に比べると、やや小さくなっています（図 2-2-15）。森林は、二酸化炭素吸収源や多様な生き物を育む場として重要です。

本市では、昭和 55（1980）年から平成 17（2005）年にかけて、森林面積は減少し、森林以外の草生地は増加し、それ以降は森林面積、森林以外の草生地の面積は横ばいとなっています（図 2-2-16）。

生物多様性※に重要な里山の荒廃が考えられます。

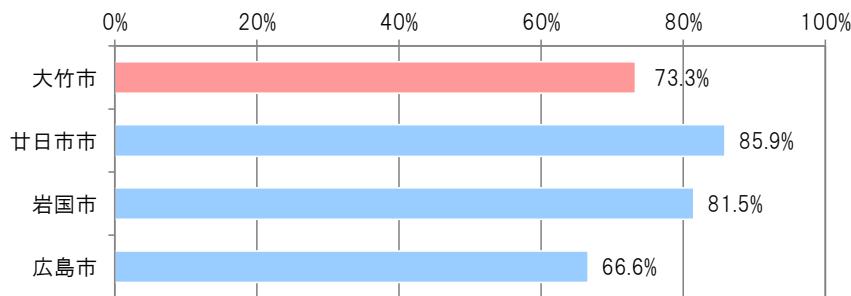


図 2-2-15 森林面積割合の比較（平成 30（2018）年）

[資料：広島県統計年鑑 2019、令和元年山口県統計年鑑]



図 2-2-16 本市の現況森林面積と草生地の推移

[資料：2015 年農林業センサス]

課 題

- 二酸化炭素吸収源や多様な生き物を育む場として重要な里山の荒廃対策が必要です。

(2) 川・海・動植物

現 状

- 海岸は人工護岸が大部分を占め、自然海岸は阿多田島などの島嶼部に残るのみです。
- 絶滅が危惧される希少生物としては、植物がサギソウ、トキソウなど計46種、動物がハッチョウトンボ、ハクセンシオマネキなど計64種です。
- 里山などの減少や河川・海岸の人工化が進んでいます。
- アルゼンチンアリなどの外来生物による生態系への影響が懸念されます。

公共用水域の流域は、一級河川小瀬川水域が大部分を占めており、北東部に単独河川の恵川水域、沿岸部から沖合にかけて海に直接流入する広島湾西部水域が広がっています。

河川は、水量も豊富な一級河川小瀬川が市の西端を南流し、その支流として玖島川及び前飯谷川があります。小瀬川上流域には、弥栄峡などの自然の河川環境が残っていますが、下流域の河岸は人工化が進んでいます。なお、河川環境の保全のため、芸防漁業組合では、ヨシ刈りや魚の産卵場の整備を進めています。

海域は、広島湾西部海域にあり、海岸は人工護岸が大部分を占めています。

自然海岸は、阿多田島などの島嶼部に残るのみで、阿多田島長浦自然海浜保全地区があります。

本市の絶滅が危惧される希少生物としては、表2-2-8、9のとおり、植物がサギソウ、トキソウなど計46種、動物がハッチョウトンボ、ハクセンシオマネキなど計64種が確認されています。里山の減少や河岸・海岸の人工化などに伴い、希少生物などそこで暮らす生物の減少や絶滅が懸念されます。また、アルゼンチンアリなどの外来生物による生態系への影響も懸念されます。

表2-2-8 本市の希少植物の分布状況

分類群名	種名	環境省 レッドリスト	県レッド データブック	その他	分類群名	種名	環境省 レッドリスト	県レッド データブック	その他
地衣類	オオスルメゴケ	VU			ノスゲ	VU	VU		
	チヂレコヨロイゴケ	VU			シオクグ		NT		
	コモチハネゴケ	CR+EN			ヤマトホシクサ	VU	VU		
	カミムラヤスデゴケ	CR+EN			イワショウブ		VU		
	カビゴケ	NT	CR+EN		カキツバタ	NT	VU		
	ヒメシロクサリゴケ	CR+EN			サギソウ	NT	VU		
	シロクサリゴケ	CR+EN			ウチヨウラン	VU	VU		
	ウキゴケ	NT			トキソウ	NT	VU		
	イチヨウウキゴケ	NT	CR+EN		マメヅタラン	NT	NT		
	コアナミズゴケ	VU			ムギラン	NT	NT		
コケ植物	オオミズゴケ	NT	NT		ミスミソウ	NT			
	クロゴケ	CR+EN			アテツマンサク	NT			
	クマノチヨウジゴケ	CR+EN			ミヤジマシモツケ		VU		
	クマノゴケ	VU			ゲンカイツヅジ	NT	NT		
	ジョウレンホウオウゴケ	VU	CR+EN		キシツヅジ		AN		
	ミヤジマキンシゴケ	CR+EN			ムラサキセンブリ	NT	VU		
	カトウゴケ	NT	CR+EN		フナバラソウ	VU	NT		
	ヒロハシノブイトゴケ	NT	CR+EN		ムラサキミミカキグサ	NT	VU		
	コウヤトゲハイゴケ	VU			キキョウ	VU			
	ヒメウラジロ	VU	NT		アキノハハコグサ	EN	VU		
シダ植物	シモツケヌリラノオ		NT		ウラギク(ハマシオン)	NT	NT		
	クレマシダ		VU		イズハハコ(ワタナ)	VU	AN		
種子植物	ケバソカンダザサ(イナコスズ)	VU			種類数計		46		
	ウンヌケモドキ	NT							

(注) CR+EN : 絶滅危惧I類, VU : 絶滅危惧II類, CR : 絶滅危惧IA類, EN : 絶滅危惧IB類, NT : 準絶滅危惧, DD : 情報不足

SR : 種保存法（国際希少野生動植物）, P : 県条例（指定野生生物種）, SM : 特別天然記念物（国）

[資料：レッドデータブックひろしま2011, 環境省レッドリスト2020]



サギソウ



トキソウ



キキョウ

表 2-2-9 本市の希少生物（動物）の分布状況

分類群名	種名	環境省 レッドリスト	県レッド データブック	その他	分類群名	種名	環境省 レッドリスト	県レッド データブック	その他
陸淡水産貝類	マルタニシ	VU	AN		汽水・淡水魚類	スゴモロコ	VU		
	ナガオカモノアラガイ	NT	NT			ゲンゴロウブナ	EN		
	カワシンジュガイ	EN	CR+EN	P		アブラボテ	NT	NT	
	マツカサガイ	NT	NT			サンヨウコガタスジシマドジョウ	CR	CR+EN	
	ヤマトジミ	NT				チュウガタスジシマドジョウ	VU	NT	
	マジミ	VU	CR+EN			アカザ	VU	NT	
甲殻類	ハクセンシオマネキ	VU	NT			ミナミメダカ	VU		
昆虫類	ムスジイトンボ		NT			オヤニラミ	EN	VU	
	グンバイトンボ	NT	NT			ゴクラクハゼ		NT	
	ムカシヤンマ		NT			ウキゴリ		NT	
	ハッチョウトンボ		VU			カジカ(中卵型)	EN	CR+EN	
	ウスバカマキリ	DD	AN			カジカ(大卵型)	NT	VU	
	クツワムシ		AN			ニホンヒキガエル		VU	
	カワラバッタ		CR+EN			ニホンアカガエル		NT	
	イトアメンボ	VU	CR+EN			トノサマガエル	NT	NT	
	コオイムシ	NT	NT			オオサンショウウオ	VU	VU	SR,SM
	ナガミズムシ	NT	VU			ブチサンショウウオ	EN	NT	
	キバネツトンボ		NT			ニホンイシガメ	NT	NT	
	ゲンゴロウ	VU	CR+EN			タワヤモリ	NT	VU	
	コガタノゲンゴロウ	VU	CR+EN			ニホントカゲ		NT	
	シロスジコガネ		NT		鳥類	アビ			P
汽水・淡水魚類	キアシハナダカバチモドキ	VU	NT			シロエリオオハム		CR+EN	P
	ギンボンツツビケラ	NT	AN			ミサゴ	NT		
	ギンイチモンジセリ	NT	NT			ハイタカ	NT	AN	
	ギフチョウ	VU	NT			サンバ	VU	VU	
	ツマグロキチョウ	EN	AN			ウズラ	VU		
	ウラギンスジヒョウモン	VU	AN			ハマシギ	NT	NT	
	スナヤツメ	VU	CR+EN			コアジサシ	VU	CR+EN	
	サツキマス	NT	AN			ヨタカ	NT	VU	
	ビワマス	NT				オーストンオオアカゲラ			
	ハス	VU				サンショウクイ	VU	VU	
	ホンモロコ	CR				ニホンイタチ		NT	
						種類数計			64

注) CR+EN : 絶滅危惧 I 類, VU : 絶滅危惧 II 類, CR : 絶滅危惧 : IA 類, EN : 絶滅危惧 IB 類, NT : 準絶滅危惧, DD : 情報不足,
SR : 種保存法 (国際希少野生動植物), P : 県条例 (指定野生生物種), SM : 特別天然記念物 (国)

[資料 : レッドデータブックひろしま 2011, 環境省レッドリスト 2020]



ハクセンシオマネキ



ハッチョウトンボ



ニホンヒキガエル



ブチサンショウウオ



サシバ



ミサゴ

課題

- 里山の減少や河岸・海岸の人工化などによる生物への影響対策が必要です。
- アルゼンチンアリなどの外来種の繁殖による生態系への影響対策が必要です。

3 都市環境

(1) 都市計画

現 状

- 工業専用地域※、工業地域※、準工業地域※に隣接した住居地域が多くあります。

◆都市計画状況

本市における都市計画区域※及び用途地域※の指定状況は図 2-2-17 のとおりです。工業専用地域、工業地域、準工業地域に隣接した住居地域が多くあります。

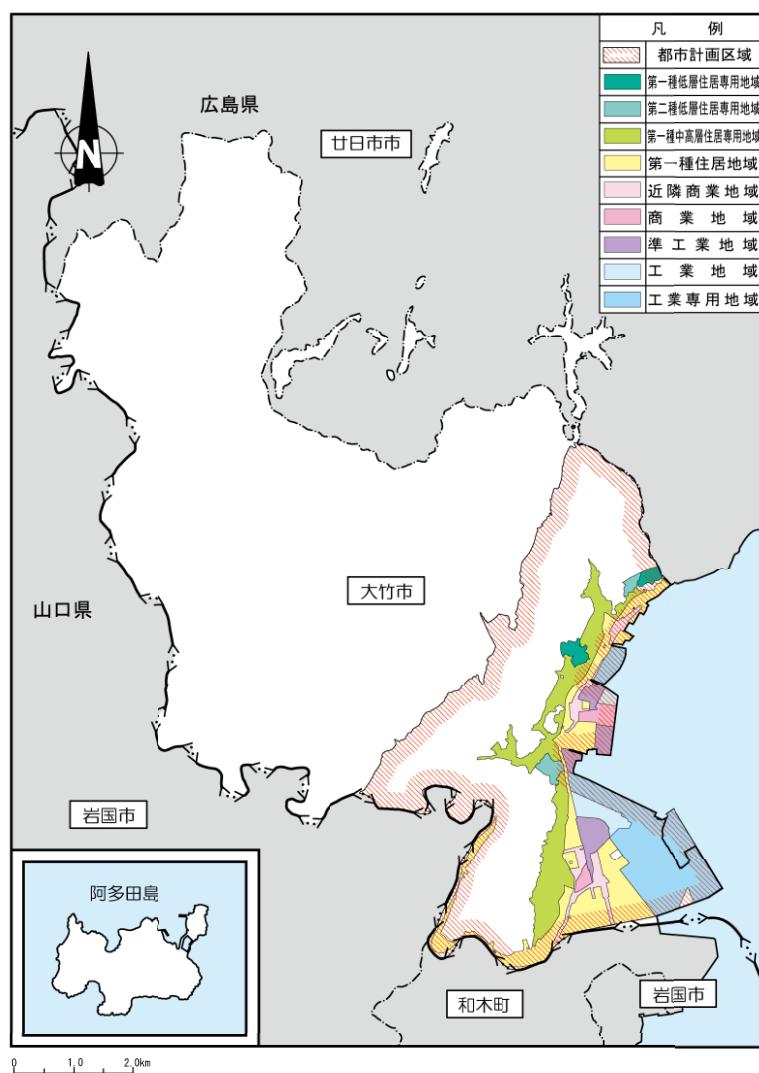


図 2-2-17 本市の都市計画区域及び用途地域指定状況図

[資料: 大竹市都市計画図 H30 (2018) 年, 大竹市]

課 題

- 工業専用地域などと隣接した住居地域が多くあり、市民・事業者が連携した環境保全への取組が重要です。

(2) 野外レクリエーション・景観・公園・緑地

現 状

- 三倉岳県立自然公園※、マロンの里交流館、阿多田島長浦自然海浜保全地区などがあります。
- 公園・緑地の面積は 28.83ha であり、市民 1 人あたりは約 10.8 m²と、大竹市公園条例（第3条）で定められている標準の 10.0 m²以上を満たしています。

野外レクリエーション地としては、図 2-2-18 のとおり、三倉岳県立自然公園、マロンの里交流館、阿多田島長浦自然海浜保全地区などがあります。

景観は、栗谷の蛇喰磐、弥栄峡、三倉岳、錦龍の滝などの風光明媚な場所があり、市街地においては、工場群と住宅地が隣接する本市特有の景観を形成しています。

公園・緑地の状況は、表 2-2-10 のとおりです。面積は約 29ha であり、令和元（2019）年時点でも民 1 人あたりは約 10.8 m²と、大竹市公園条例（第3条）で定められている標準の 10.0 m²以上を達成しています。

表 2-2-10 公園・緑地の状況

区分	箇所数	面 積
近隣公園	1 (さかえ)	2.29 ha
地区公園	1 (亀居)	7.32 ha
街区公園*	54	5.00 ha
都市緑地	1 (中浜)	1.46 ha
総合公園	1 (晴海)	12.76 ha
合計	58	28.83 ha

[資料：平成 30（2018）年度大竹市環境白書]

課 題

- 市民・事業者・市が連携して自然景観や緑地を保全する必要があります。
- 市街地は、スポーツの場、レクリエーションの場、海辺の憩いの場として魅力的な公園の適切な維持管理が必要です。
- 自然に触れ合うことで、環境保全の大切さを学ぶことができる場の維持管理が必要です。

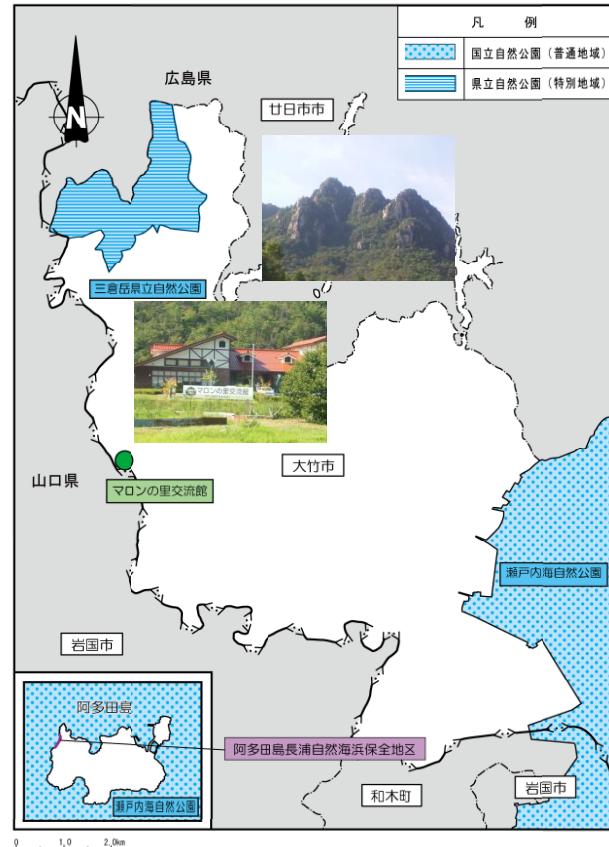


図 2-2-18 自然公園、自然海浜保全地区などの分布状況
[資料：広島県土地利用総合規制図、1994、広島県]

4 資源循環

(1) 廃棄物

現 状

- 1人1日あたりのごみ排出量（集団回収量を含む）は、県平均を上回っています。
- 集団回収量の多いことが特徴です。
- し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、ほぼ横ばいです。

廃棄物には、家庭や事業場などから排出されるごみやし尿などの「一般廃棄物※」と、工場・事業場などから事業活動に伴って発生する「産業廃棄物※」とがあります。

平成30（2018）年度のごみ排出量（一般廃棄物）は9,386tで、平成21（2009）年以降、減少傾向にあります（図2-2-19）。

可燃ごみは平成31（2019）年4月から、はつかいちエネルギークリーンセンターで処理されています。処理されたごみはごみ発電によりサーマルリサイクル※を進めています。RDF※（廃棄物固形燃料※）化を含めたリサイクル率は平成30（2018）年度時点では63.4%となっていますが、夢エネルギーセンターでのRDF（廃棄物固形燃料）化は平成30（2018）年度で終了したため、今後新たな管理指標の検討が必要です（図2-2-20）。

平成30（2018）年度の1人1日あたりのごみ排出量は、944g/人・日となっており、県平均（901g/人・日）を上回っていますが、集団回収量を除くと、842g/人・日であり、県平均（882g/人・日）よりも低くなっています。集団回収量は、102g/人・日と全国平均（44g）、県平均（19g）と比較し、多いことが特徴です（図2-2-21）。

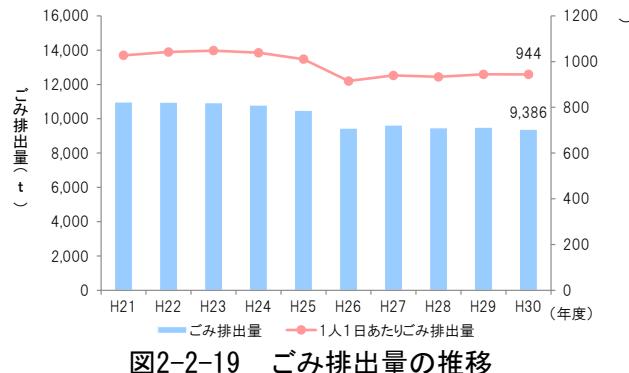


図2-2-19 ごみ排出量の推移

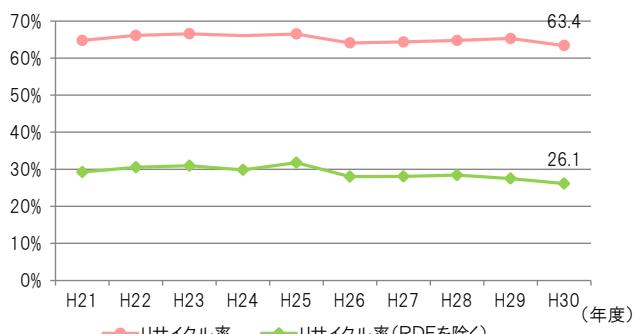


図2-2-20 リサイクル率の推移

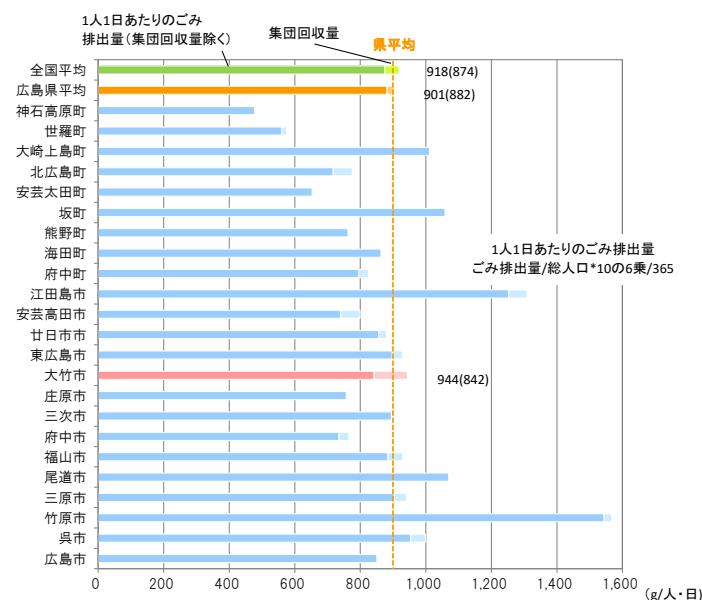


図2-2-21 ごみ排出量の比較

[資料：一般廃棄物処理実態調査結果（平成30（2018）年度），環境省]

本市では、平成 30（2018）年 5 月に策定した「大竹市一般廃棄物処理基本計画」において、1 人 1 日あたりのごみ排出量を、基準年度である平成 23（2011）年度 1,048g/人・日に対し、令和 4（2022）年の時点で 852g 以下/人・日に削減することを目標としています（表 2-2-11）。

令和元（2019）年度のし尿及び浄化槽汚泥処理量は 3,415 kℓ/年（うち山口県和木町分からの委託分 448 kℓ/年）であり、近年はほぼ横ばいとなっています（図 2-2-22）。

不法投棄対策として、市や大竹市公衆衛生推進協議会が、定期的に巡回パトロールを行っています。令和元（2019）年度には、自転車・空き缶・空きビンなどの不法投棄が市内 42 か所で確認されました。

表 2-2-11 大竹市一般廃棄物処理基本計画の概要

○ごみ減量化の取組

単位：1 人 1 日あたりのごみ排出量(g/人・日)

基準年度 平成 23 年度	現状（実績） 平成 28 年度	目標年度 令和 4 年度
1,048	940	852

注) 1 人 1 日あたりごみ排出量 (g/人・日)
=ごみ総排出量 (t/年) ÷ 365 (日/年) ÷ 人口 (人) × 10⁶
※ごみ排出量には集団回収量を含みます。

課題

- 1 人 1 日あたりのごみ排出量（集団回収を含む）は、引き続き資源化と排出量の削減が必要です。
- リサイクル率の目標設定は、今後検討が必要です。
- 不法投棄対策の継続が必要です。



図2-2-22 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

[資料：大竹市資料]

(2) 省資源・省エネルギー・再生可能エネルギー

現 状

- 本市では「大竹市地球温暖化対策実行計画」により、省資源・省エネ・再エネの推進に取り組んでいます。
- 本市では、「COOL CHOICE（賢い選択）※」に賛同し、同宣言を行っています。
- 事業者は、省資源・省エネ・再エネの推進に取り組んでいます。

事業活動や家庭生活は、石油、石炭などの化石燃料を大量に消費することにより成り立っていますが、化石燃料の大量消費は多くの二酸化炭素を排出します。また、化石燃料は、いずれ枯渇する資源であり、省資源・省エネルギー・再生可能エネルギーの取組が必要です。

本市では、省資源・省エネルギーの推進を全市的な取組とするため、令和3（2021）年2月に国が進める国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に賛同し、同宣言を行いました。今後は、この宣言に基づく、取組の普及啓発が必要です。

【市の取組事例】

- ◆「大竹市地球温暖化対策実行計画（第4次）」の推進
- ◆太陽光発電システムの導入（大竹小学校（30kW, H22）、玖波小学校（5kW, H29）、小方学園（10kW, H25）、木野集会所（木野交流館）（10kW, H27）、市立図書館（10kW, H22））
- ◆地中熱利用の換気設備導入（大竹小学校）
- ◆LED照明器具の導入などの省エネ改修
- ◆クールビズ※、ウォームビズ※の推進



小方学園の太陽光発電システム

【事業者の取組事例】

- ◆グリーン物流パートナーシップ推進事業：生産事業者と物流事業者が協力して取り組む二酸化炭素排出削減プロジェクト
- ◆バイオマス利用・バイオエタノールの利用
- ◆廃タイヤを燃料とするコーチェネレーション※システムの導入と燃えがらのセメント原料化
- ◆廃プラスチック類を主原料とした固形燃料※（RPF※）化

課 題

- 省資源・省エネの推進や再エネの導入拡大について、全市的な取組が必要です。

5 地球環境

(1) 地球温暖化

現 状

- 日平均気温は、上昇傾向にあります。
- 大手事業所などの特定排出者や市は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき、温室効果ガス※の排出量の把握と排出削減に取り組んでいます。
- 本市の二酸化炭素排出量は、産業部門の割合が高くなっています。

本市の30年間の日平均気温は、上昇傾向にあります（図2-2-23）。

このような中、温室効果ガスを多量に排出する大手事業所（特定排出者）は、温対法に基づき、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国への報告義務と温室効果ガスの排出削減への取組が課せられています。

本市でも「大竹市地球温暖化対策実行計画（第4次）」を策定し、市の業務に関連した二酸化炭素の削減に取り組んでいます（図2-2-24）。

大竹市の二酸化炭素排出量は、平成17（2005）年度以降は、産業部門の減少により、全体として減少傾向にあります（図2-2-25）。

大竹市は、国及び広島県と比べ、産業部門の割合が高いのが特徴です（図2-2-26）。

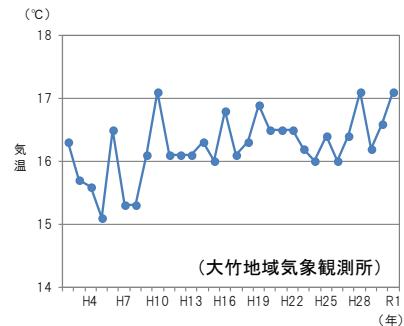


図2-2-23 本市の日平均気温の推移

[資料：広島地方気象台アメダスデータ]

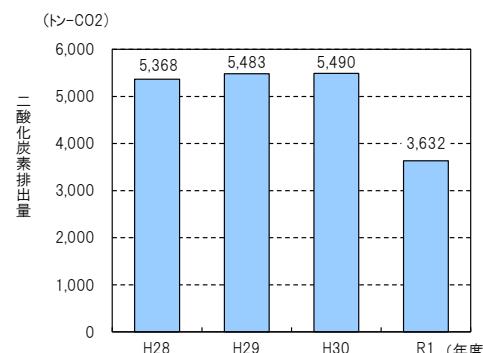


図2-2-24 市の業務に関連した二酸化炭素排出量の推移（工水事業を除く）

[資料：大竹市資料]

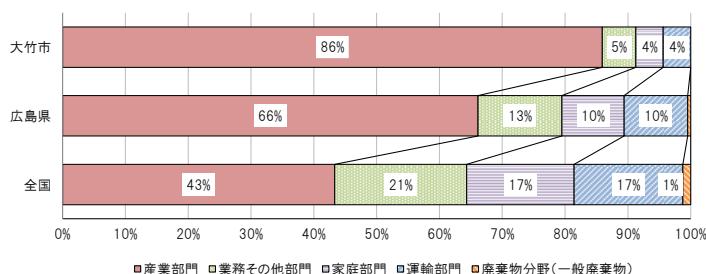


図2-2-26 部門・分野別二酸化炭素排出量構成比
(平成29(2017)年度)

[資料：自治体排出量カルテ、環境省]

課 題

- 二酸化炭素排出量の更なる削減に向けて、市民・事業者・市が協力して全市的に取り組む必要があります。

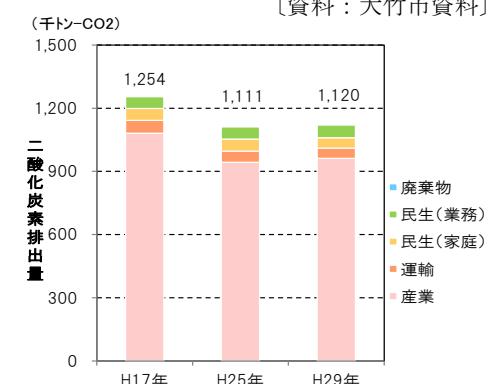


図2-2-25 大竹市の二酸化炭素排出量

[資料：自治体排出量カルテ、環境省]

6 環境保全活動

(1) 環境学習・教育

現 状

- 本市では、市民などが環境について学べるよう様々な取組を行っています。

本市では、自然環境の保全について、理解と関心を深めてもらうため、「川の生き物観察会」と「小瀬川干潟観察会」といった活動や出前講座を行っています。

昔の「公害のまち」のイメージ払しょくが十分でないことから、本市の環境を正しく理解してもらえるよう、コイ・こいフェスティバルにおいて「環境・企業PRコーナー」を設け、本市の大気や水質などに関する環境の実態や市と市内事業所の環境保全の取組について情報発信しています。

また、大竹市公衆衛生推進協議会を中心に環境啓発ポスター・標語コンクール・緑のカーテンコンクールなどが実施されています。

今日の環境問題は、産業や一企業を原因とする従来の公害問題とは異なり、利便性を追求するがゆえの大量生産、大量消費、大量廃棄による廃棄物量の増大や地球温暖化問題など、私たち一人ひとりの生活に起因するところが大きいのが特徴です。

このような問題を解決し、持続可能な社会を築いていくためには、私たち一人ひとりが環境問題を正しく理解し、環境にやさしい生活を実践していくことが大切です。



【令和元（2019）年度 出前講座】



【平成30（2018）年度 小瀬川干潟観察会】

課 題

- 一人でも多くの市民、事業者の環境学習への参加が必要です。

(2) 環境保全活動の連携・参加

現 状

- 本市では、市民（自治会含む）・漁業協同組合などによる地域での清掃活動が行われています。

環境保全活動は、多くの市民・事業者・市が参加・連携して取り組むことが重要です。

本市では、市民（自治会含む）・漁業協同組合などによる地域での清掃活動、各団体による地域での環境学習や学校での環境教育活動などを行っています。

事業者においては、子ども向けの化学実験教室、工場見学、フリーマーケットなどの企業地域支援活動や、環境美化・保全活動として工場周辺の一斉清掃などを行っています。

【 主な環境保全活動 】

- 河川清掃活動：国土交通省

◇クリーン小瀬川（令和元（2019）年 参加団体：39団体、参加者数：1,287名）

- 海浜清掃：市民・漁業協同組合など

- 海域清掃：漁業協同組合

- 工場周辺一斉清掃：事業所、市

- 自治会などによる環境美化活動

◇花いっぱい運動（公園、道路沿線など）

- 森林保全活動：もりメイト倶楽部 Hiroshima

◇松ヶ原町私有林の整備（0.6ha）

- 大竹市公衆衛生推進協議会の活動

◇環境啓発ポスター・環境標語コンクールの実施

◇EMボカシの普及活動

◇おおたけクリーンキャンペーン

◇生ごみ処理容器斡旋

◇花いっぱい運動

◇ごみステーションの維持管理

◇緑のカーテンコンクール

- ダンボールコンポストによる生ごみ減量事業：えこらいふ大竹

課 題

- 各主体が、環境保全、環境負荷の低減に努める責務を負っており、一人でも多くの市民・事業者が参加できるように環境保全活動の輪をさらに拡大していく必要があります。

7 市民・事業者・従業員の環境意識

計画の策定にあたり、令和2（2020）年に実施したアンケートと本市で活動している団体に対するヒアリングにより、市民・事業者の意見と意識を抽出し、整理しました。

（1）アンケート

ア 調査概要 注) 詳細は資料編に記載

令和2（2020）年に、市民（市内在住者1,000人）、事業者（151社）、事業所従業員（市内大手事業所勤務者1,000人）を対象としたアンケートを実施しました。

表 2-2-12 アンケート実施概要

区分	調査対象数	回収率	調査期間
市民	1,000人	40.9%	令和2年 9月4日(金)～9月18日(金)
事業者	151事業所	60.0%	令和2年 9月7日(月)～9月28日(月)
従業員	1,000人	95.3%	令和2年 9月4日(金)～9月18日(金)

イ 調査結果

①市民

- ◆環境問題は、「気候変動・地球温暖化」、「異常気象」、「食品ロス」への関心が高くなっています。
- ◆環境に対する満足度は、「山、緑の豊かさ」や「身近な自然への親しみやすさ」、「まちの清潔さ」、「景観」、「安全・安心」で7割を超えていました。一方で、「地球温暖化対策」や「環境情報の発信」は不満度が高くなっています。
- ◆「公害のまち」というイメージを持っている割合は約5割となっており、前回調査と比べ約20ポイント減少しています。
- ◆「公害のまち」というイメージを持つ人の理由としては「景観的イメージ」、「昔からのイメージ」の合計が約7割を占め、「不快な環境がある」は約2割にとどまっています。
- ◆環境政策に対する重要度は、「きれいな水の保全」、「きれいな空気の保全」、「ごみの削減と適正処理の推進」、「地球温暖化対策の推進」が高くなっています。
- ◆本市の望ましい将来（おおよそ10年後）の環境像は、「水（川・海）のきれいなまち」、「空気のきれいなまち」、「ごみのないきれいなまち」の割合が高くなっています。

②事業者

- ◆事業所の環境保全対策への取組は、約4割が社会貢献の一つとして認識しており、約3割が今後の業績を左右する重要な要素の一つとして取り組んでいます。
- ◆環境保全対策の取組状況は、「自社に関する主要な環境法規制を把握し、遵守している」、「再資源化など環境への負荷の低減に役立つ原材料や資材を利用している」の行われている割合が高くなっています。
- ◆SDGsについて関心が高まっている一方、SDGsに関する取組をしているのは約2割にとどまっています。

います。

- ◆事業者が市民から求められていることは、「ごみの減量化・資源化の推進」、「大気、水質、騒音、悪臭などの公害防止に対する取組」、「二酸化炭素の排出抑制など地球温暖化対策の推進」が多くなっています。
- ◆本市の望ましい将来（おおよそ10年後）の環境像は、「自然と調和のとれたまち」、「水のきれいなまち」、「空気のきれいなまち」の割合が高くなっています。
- ◆「公害のまち」というイメージを持っている割合は約4割となっており、前回調査と比べ約26ポイント減少しています。
- ◆「公害のまち」というイメージを持つ人の理由としては「景観的イメージ」、「昔からのイメージ」の合計が約7割を占め、「不快な環境がある」は約2割にとどまっています。

③従業員

- ◆環境問題で、「気候変動・地球温暖化」、「異常気象」、「エネルギー問題」への関心が高くなっています。
- ◆「公害のまち」というイメージを持っている割合は約3割となっており、前回調査と比べ約30ポイント減少しています。
- ◆「公害のまち」というイメージを持つ人の理由としては「景観的イメージ」、「昔からのイメージ」の合計が約7割を占め、「不快な環境がある」は約3割にとどまっています。
- ◆勤務事業所の今後重点を置く環境保全事項では、「事業活動に伴う大気汚染や水質汚濁などの公害防止に努める」、「環境に優しい製品を開発したり、販売を普及させたりする」、「省資源・省エネルギー化に取り組む」が多くなっています。
- ◆環境政策に対する満足度は、「きれいな水の保全」、「自然とのふれあい」で高く、一方「きれいな空気の保全」、「臭気対策の推進」は不満度が高くなっています。
- ◆環境に関する取組の推進希望では、「公害の無い良好な生活環境の整備」、「瀬戸内海、小瀬川、弥栄ダムなどの水質浄化対策の推進」、「次の時代を担う子どもたちへの環境教育の充実」が高くなっています。
- ◆本市の望ましい将来（おおよそ10年後）の環境像は、「水のきれいなまち」、「空気のきれいなまち」、「自然と調和のとれたまち」が高くなっています。
- ◆市内及び市外在住者双方において、「環境面が改善すれば、定住の地になる」と回答した割合は低く、環境面の改善と定住の関係性は低くなっています。

課題

- 「公害のまち」のイメージが払しょくできておらず、「公害のまち」から「環境都市」へのイメージアップが求められています。
- 地球温暖化対策への不満度が高く、地球温暖化対策の推進が必要です。
- 従業員から、大気汚染、悪臭などの環境政策への不満の割合が高く、環境負荷をより低減させる環境保全対策の推進（特に、大気汚染対策、騒音、悪臭対策）が必要です。

(2) ヒアリング

ア 調査概要

本市で活動している各団体の環境に対する取組の状況や課題、今後の活動に向けた意見や提案などを把握するため、次の4団体を対象としてヒアリングを実施しました。

表 2-2-13 ヒアリング実施概要

団 体	実施日	実施場所
芸防漁業協同組合	令和2年11月16日	大竹市役所
えこらいふ大竹	令和2年11月16日	大竹市役所
大竹市公衆衛生推進協議会	令和2年11月17日	大竹市リサイクルセンター
JA 佐伯中央	令和2年11月17日	JA 佐伯中央

イ 調査結果

各関係団体に「環境に対する取組」、「課題」、「今後の計画」、「市民・市への要望」についてヒアリングを行いました（表 2-2-14）。

各団体が抱える課題として、高齢化が進み、活動を継続していくための人材の確保が難しくなっていることが挙げられています。また、世帯数の減少に伴い、自治会加入者からの募金も減少している大竹市公衆衛生推進協議会、補助金を活用して活動しているえこらいふ大竹は、活動資金の確保が課題となっています。

芸防漁業協同組合では市と連携して進めていきたいこととして電力会社へのダムの定期的な放流の要請が挙げられたほか、えこらいふ大竹では今後の取組として、現在取り組んでいるダンボールコンポストで作った肥料を大竹市公衆衛生推進協議会の「花いっぱい運動」で配布するといった案など、団体間や行政との連携に関する意見が挙げされました。

課 題

- 将来的な活動の継続に向け、高齢化や後継者不足にともなう人材の確保や育成が求められています。
- 行政や住民間の協働による環境保全対策への関心が高まっています。

表 2-2-14 関係団体のヒアリング結果

対象事業者	環境に対する取組	課題	今後の計画	市民・市への要望
芸防漁業協同組合	・河川管理（産卵場整備・ヨシ刈り） ・外来種駆除 ・河川清掃 ・カワウ対策	・土砂の滞留による淵の減少、生物多様性の低下 ・組合員の減少	・環境保全活動（ヨシ刈り、外来種駆除、清掃）の継続 ・出前講座など環境教育への協力	・電力会社へのダムの定期的な放流（「フラッシュ放流」）、ばつ気装置の設置の要請についての協力
えこらいふ大竹	・ダンボールコンポストを利用した生ごみの減量活動 ・公園への木枠コンポストの設置 ・学校の畑での野菜づくり ・小学校での環境教育 ・コンポストに使用する竹パウダーの製造	・活動者の高齢化 ・活動資金の確保 ・ダンボールコンポスト講座の参加者の低下 ・活動をPRする機会の確保	・木枠コンポスト、LFCコンポストの普及	・モデル地区を選定しプロジェクト事業の実施 ・木枠コンポストの設置に対する補助 ・他団体との連携（公衆衛生推進協議会の「花いっぱい運動」など）
大竹市公衆衛生推進協議会	・環境美化などの活動（「おおたけクリーンキャンペーン」） ・「花いっぱい運動」の実施 ・不法投棄防止の専門委員会の設置、パトロール活動 ・コイ・こいフェスティバルでのごみ分別の啓発 ・環境、健康に関するポスター・標語コンクールの実施 ・EMぼかしの販売	・自治会への加入者が減少したことによる募金の減少（企業からの寄付金の割合が増加） ・自治会人材不足、人材育成	・環境に対する取組の継続	・活動に対する側面的支援
JA 佐伯中央	・減肥料、減農薬 ・使用後の廃プラスチックの回収 ・直売所での地産地消 ・農業体験 ・農業指導 ・学校での環境学習 ・規格外品の学校給食、産直市での利用	・高齢化による担い手不足 ・耕作放棄地の増加 ・大規模な田畠が少なく、集落営農が進まない ・イノシシやタヌキによる獣害 ・気候変動による栽培方法の変化に対する対応	・担い手の確保・支援 ・安全安心な農畜産物の生産 ・地産地消の推進	・行政、地域との連携による取組

(3) 意見交換会

ア 目的

本市の環境に対する市民の意識や意見を聴取するため、意見交換会（エコカフェ）を開催しました。

イ 参加者

市民向けに実施したアンケートで、意見交換会の開催案内を同封し、参加希望者を募集し、次の日程で開催しました。

表 2-2-15 意見交換会開催概要

日 時	会 場	参加者
令和2年10月25日	大竹市役所1階休憩室	5名

ウ 実施結果

前計画策定時、重点的に取り組むべき課題として挙げられていた工場の煙による大気汚染や臭い（臭気）は、企業努力により大幅に改善されており、今後は市民による環境への取組を推進するため、環境に対する市民の意識を高めることが課題として挙げされました。

また、浸水や土砂災害などの自然災害に対する対策も課題として挙げられています。

表 2-2-16 本市の環境に関する現状と今後に向けた意見

分 野	現 状	今後に向けた意見
大気汚染・臭気	・前計画では臭気対策に重点を置いていたが、大気汚染や臭気は大きく改善されている。	・本計画では、大気汚染や臭気以外の分野に注力する。
環境意識の向上	・環境への啓発活動、次世代への環境教育を充実させる必要がある。 ・公衆衛生協議会より、環境に関するポスター制作などの宿題を毎年夏休みに小学生に出している。 ・市から企業に環境に関する出前講座を依頼している。	・学校と連携した環境学習・教育を充実させる。 ・ボランティア清掃などの活動に、大人だけでなく、子どもにも参加してもらえるよう工夫する。
防災対策	・浸水の被害が多い。 ・里山の整備が十分されておらず、土砂災害のリスクが高まっている。	・排水ポンプの設置などにより水害対策を進める。 ・日頃から、災害時などの危険箇所を行政と市民との間で十分に共有しておく。

第3章 環境の将来像と基本目標

第1節 環境の将来像

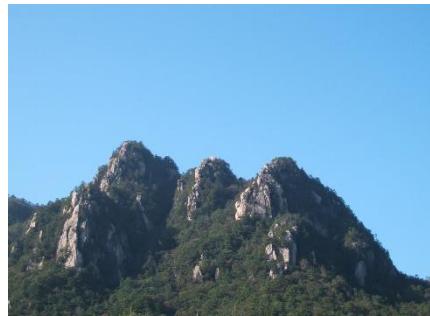
本市では、これまで前計画に基づき、市民の環境に対する満足度を高めるための様々な取組を行ってきました。本計画においても、多くの分野で前計画の取組を継続的に進める必要があることから、基本的な方針は変更せず、次のとおり前計画と同様の環境の将来像を設定します。

環境の将来像

人・産業・自然 環境共生都市おおたけ
～みんなでつくる快適なまちを目指して～



花いっぱい運動



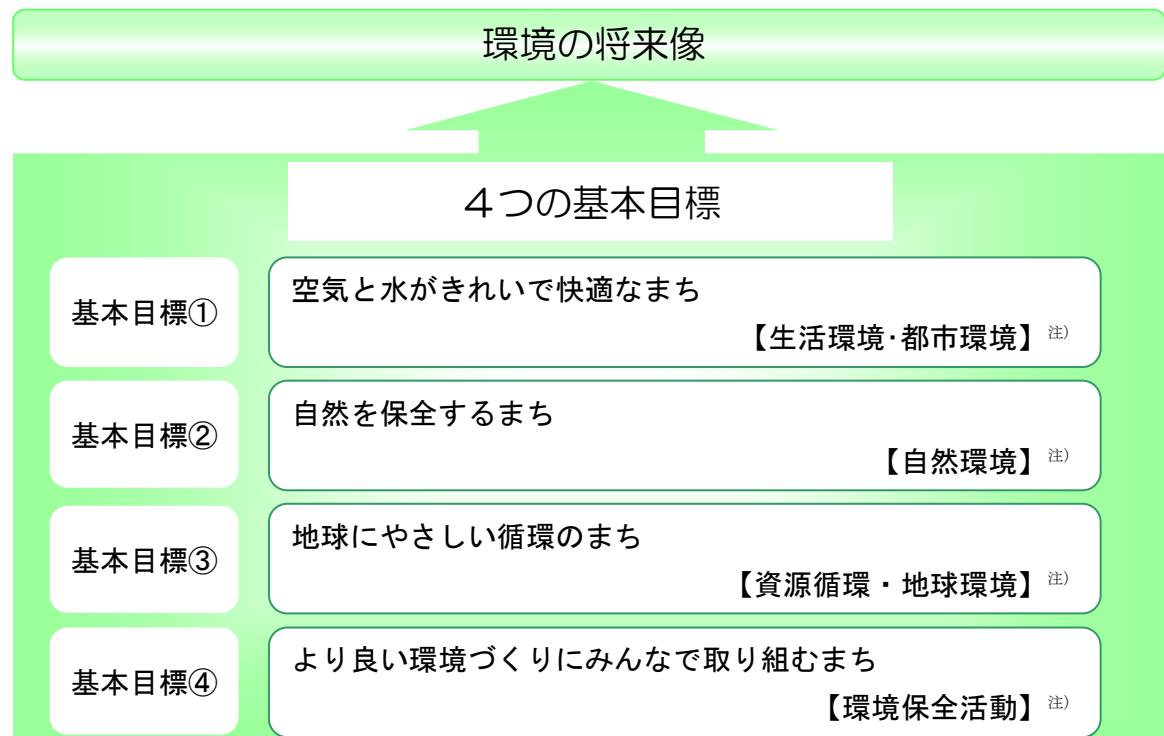
三倉岳



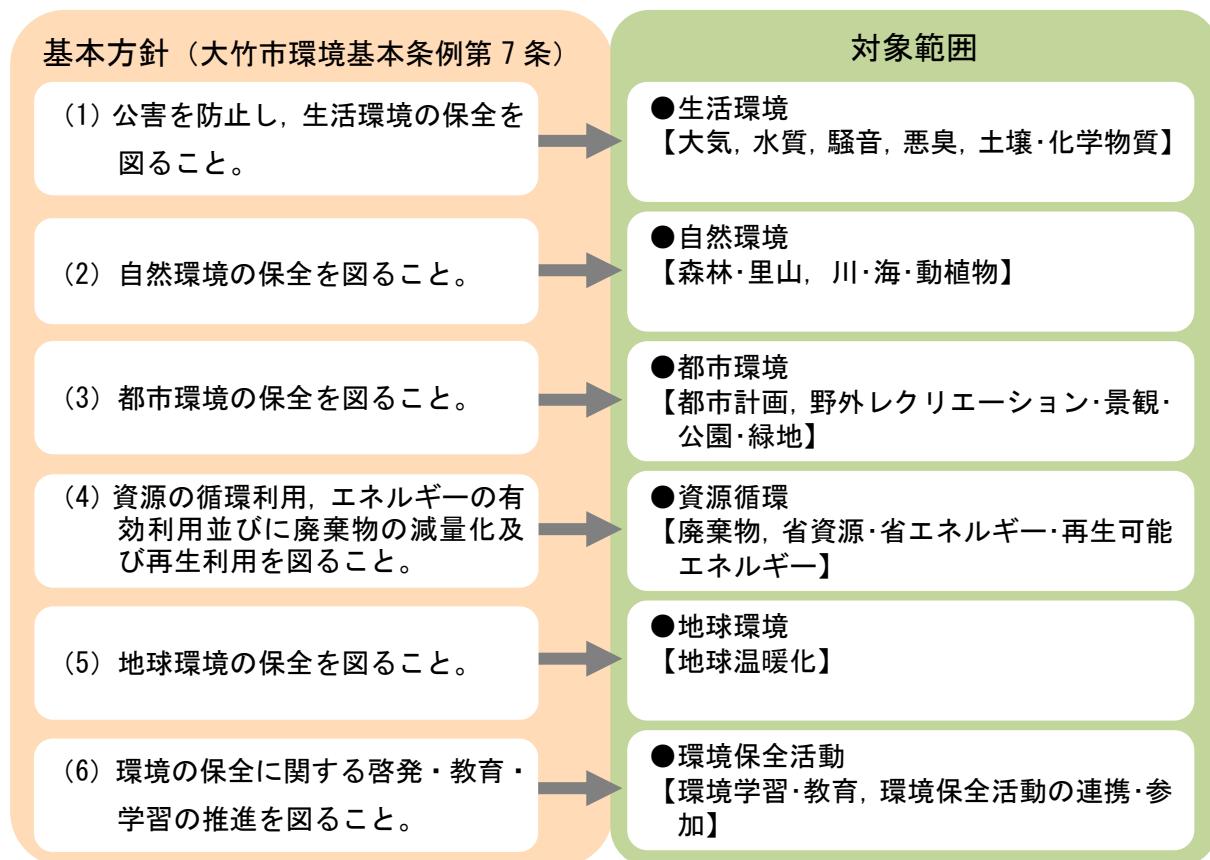
24時間稼働する工場

第2節 基本目標

環境の将来像「人・産業・自然 環境共生都市おおたけ～みんなでつくる快適なまちを目指して～」を実現するために、大竹市環境基本条例の基本方針・対象範囲「生活環境」「都市環境」「自然環境」「資源循環」「地球環境」「環境保全活動」を踏まえ、4つの基本目標を設定します。



注) 詳細は以下のとおり【第1章 第3節 「2 計画の対象範囲」から再掲】。

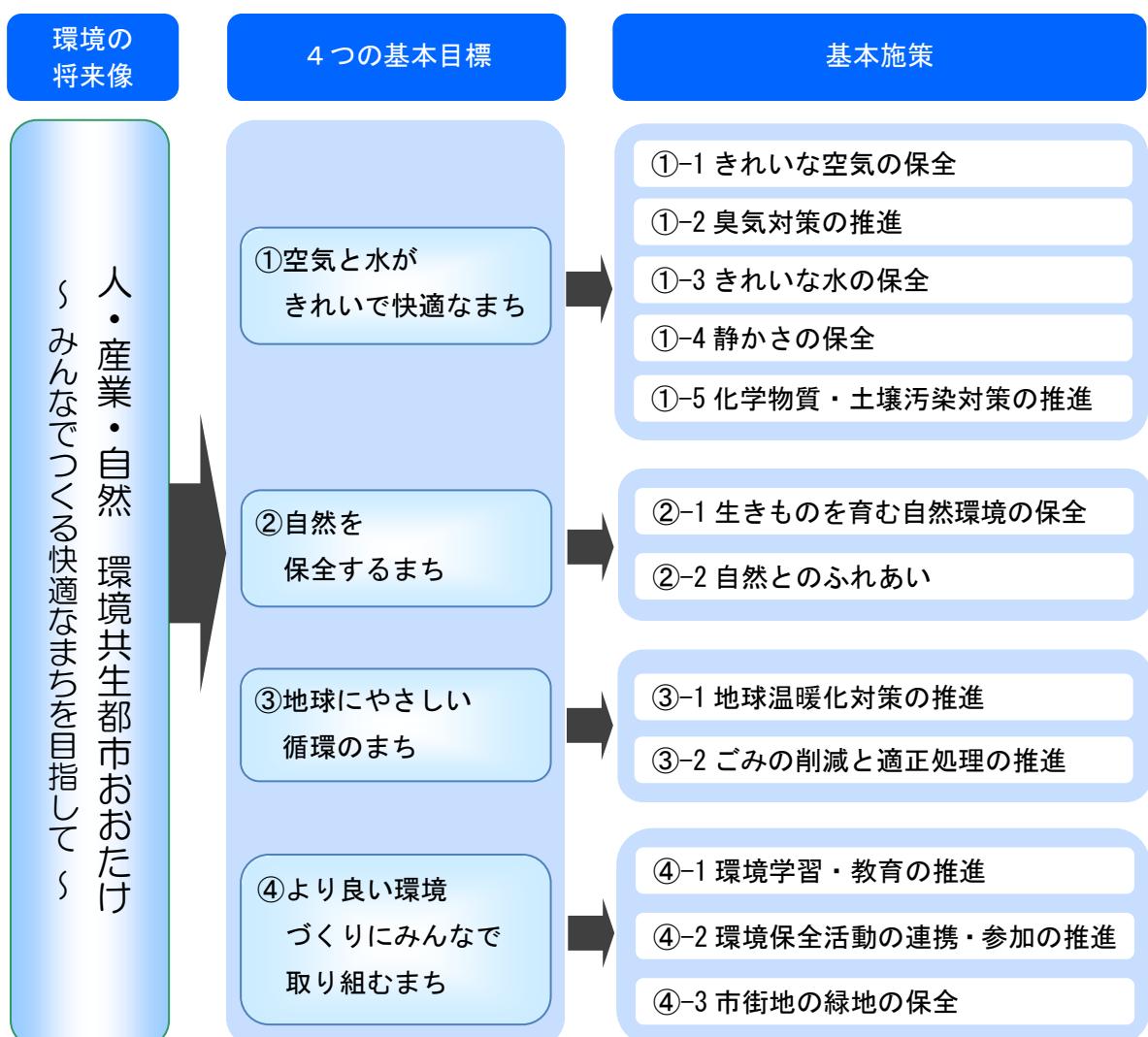


第4章 基本目標達成のための取組

第1節 施策の体系

環境の将来像を実現するための4つの基本目標を達成するため、次のとおり基本施策を体系的に示します。

基本施策についても、前計画の設定を継承しますが、具体的な取組については、市民・市内事業所従業員を対象としたアンケート結果により改善が求められている項目（図4-1-1, 2）や大竹市環境審議会、意見交換会（エコカフェ）などでの意見を参考にするほか、前計画の進捗状況やとりまく環境の変化、国などの施策の動向などを踏まえて見直しを行います。



〔市民が求める重点改善項目〕

■A領域：満足度が低く、重要度が高い ⇒ 重点改善項目

- ・きれいな空気の保全
- ・地球温暖化対策の推進
- ・臭気対策の推進
- ・化学物質・土壌汚染対策の推進

■B領域：満足度も重要度も低い ⇒ ウォッチング項目

- ・森づくりの推進
- ・生きものを育む自然環境の保全
- ・環境保全活動の連携・参加の推進
- ・環境学習・教育の推進

■C領域：満足度も重要度も高い ⇒ 重点維持項目

- ・きれいな水の保全
- ・ごみの削減と適正処理の推進

■D領域：満足度が高く、重要度が低い ⇒ 維持項目

- ・市街地の緑地の保全と推進
- ・静かさの保全
- ・自然とのふれあい

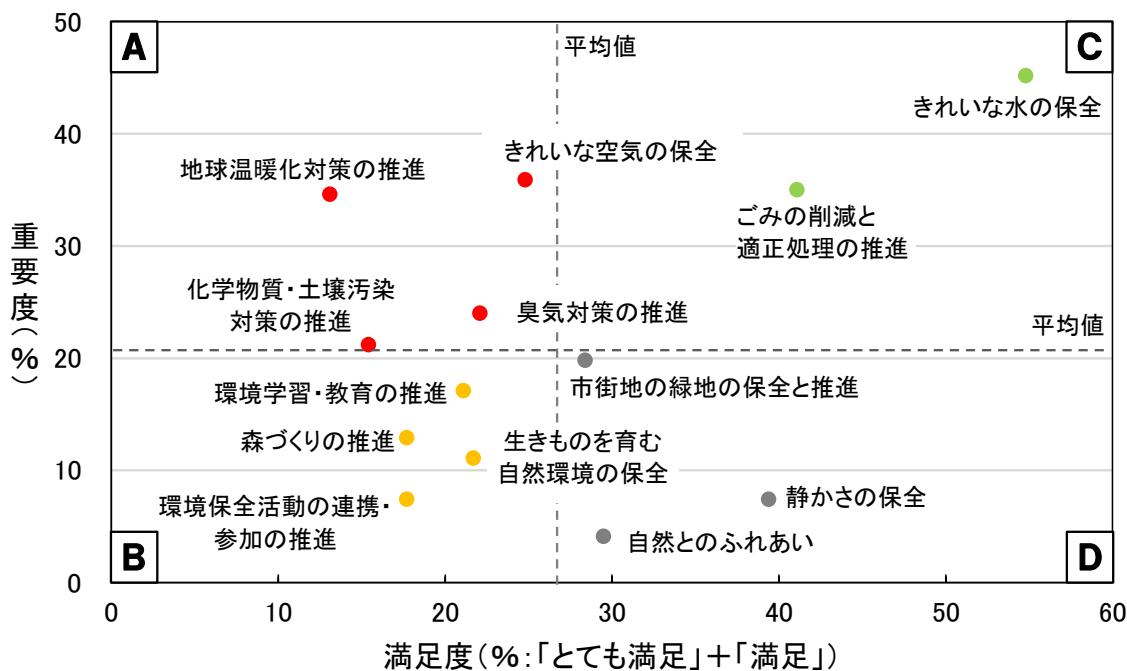


図 4-1-1 市民が求める重点的に改善すべき項目

〔市内事業所従業員が求める重点改善項目〕

■A領域：満足度が低く、重要度が高い ⇒ **重点改善項目**

- ・きれいな空気の保全
- ・臭気対策の推進
- ・地球温暖化対策の推進

■B領域：満足度も重要度も低い ⇒ **ウォッチング項目**

- ・化学物質・土壤汚染対策の推進
- ・市街地の緑地の保全と推進
- ・環境学習・教育の推進
- ・森づくりの推進
- ・環境保全活動の連携・参加の推進

■C領域：満足度も重要度も高い ⇒ **重点維持項目**

- ・きれいな水の保全
- ・ごみの削減と適正処理の推進

■D領域：満足度が高く、重要度が低い ⇒ **維持項目**

- ・生きものを育む自然環境の保全
- ・静かさの保全
- ・自然とのふれあい

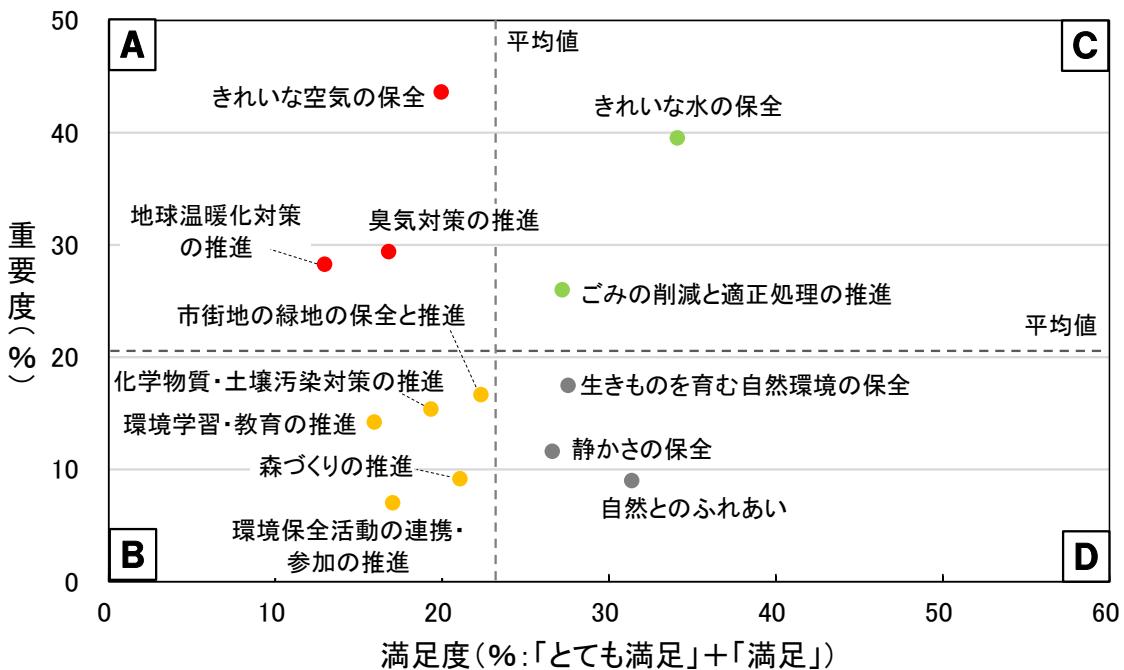


図4-1-2 市内事業所従業員が求める重点的に改善すべき項目

第2節 取組の展開

1 基本目標①：空気と水がきれいで快適なまち



基本施策①-1：きれいな空気の保全

市民

重点改善項目

従業員

重点改善項目

(1) 課題

- 光化学オキシダントの発生原因となっている窒素酸化物 (NOx) などの低減
- 空気のきれいさ・においについて、環境負荷をより低減させる環境保全対策の推進
- 廃棄物などの野焼きへの対策

工場や自動車などを発生源とする大気汚染物質のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダントなど5物質については環境基準が定められています。全国的なことですが、本市においても、光化学オキシダントが環境基準を達成されていません。

大気の苦情のほとんどは、野焼きで占められています。

アンケートでは、「空気のきれいさ」と「空気のにおい（悪臭がしない）」の項目について、前回調査時（平成21（2009）年）と比べ減少しているものの、市民の45%程度の人が不満をもっています。

(2) 取組の方針

- ア 自動車から排出されるガスによる大気汚染の防止の啓発
- イ 工場・事業場などによる大気汚染の防止
- ウ 野焼き防止に向けた啓発

(3) 取組の内容

- ア 自動車から排出されるガスによる大気汚染の防止の啓発



市民の取組

- ◇低公害車の購入
- ◇エコドライブ^{*}の推進
- ◇公共交通機関・自転車などの利用

事業者の取組

- ◇低公害車の導入
- ◇エコドライブの推進
- ◇公共交通機関・自転車などの利用推進
- ◇効率的な流通、輸送体制の確立（モーダルシフト^{*}の促進など）
- ◇時差通勤の積極的導入
- ◇リモートワークの推進

市の取組

- ◇国、県、警察などの関係機関と協力し交通流対策、道路構造対策などの推進
- ◇低公害車の導入
- ◇エコドライブの推進
- ◇公共交通機関・自転車などの利用推進
- ◇光化学オキシダント発生時における市民への情報提供

イ 工場・事業場などによる大気汚染の防止

市民の取組

- ◇リスクコミュニケーション※への参加
- ◇大気汚染などの異常確認時の通報・協力

事業者の取組

- ◇リスクコミュニケーションの推進
- ◇定期的な大気の測定
- ◇法令などの規制の遵守
- ◇施設改善や維持管理などによる環境負荷の低減

市の取組

- ◇リスクコミュニケーションへの参加・実施支援
- ◇定期的な大気測定及び監視
- ◇発生源施設に対する指導・強化
- ◇光化学オキシダント発生時における市民への情報提供

ウ 野焼き防止に向けた啓発

市民の取組

- ◇基準を満たさない焼却炉やドラム缶などによるごみの焼却は行わない
- ◇例外的に野焼きを実施する場合は消防署などに届出をし、周辺環境に配慮する

事業者の取組

- ◇基準を満たさない焼却炉やドラム缶などによるごみの焼却は行わない
- ◇例外的に野焼きを実施する場合は消防署などに届出をし、周辺環境に配慮する

市の取組

- ◇野焼きの防止に関する啓発活動・指導の実施
- ◇野焼き防止のためのパトロールの強化

(4) 参考指標

- 光化学オキシダントの発生数（昼間1時間値が環境基準値0.06ppmを超える日数）：
現状：74日（令和元（2019）年度）→ 現状より改善

コラム：知っていましたか？エコドライブ

■エアコンの使用は適切に 車のエアコン（A/C）は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。たとえば、車内の温度設定が外気と同じ25℃であっても、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。



■減速時は早めにアクセルを離そう 信号が変わらなど停止することがわかつたら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用しましょう。



■タイヤの空気圧から始める点検・整備 タイヤの空気圧が適正值より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します。また、エンジンオイル・オイルフィルタ・エアクリーナエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。



[資料：COOL CHOICE ホームページ エコドライブ10のすすめ]

基本施策①-2：臭気対策の推進

市 民

重点改善項目

従業員

重点改善項目

(1) 課 題

● 基準値を超過した施設における臭気対策の推進

悪臭の公害苦情件数は、ここ数年4件以下です。悪臭防止法の規制基準や大竹市悪臭公害防止対策指導要綱の基準値を超過した施設への臭気対策の継続が必要です。

(2) 取組の方針

ア 臭気対策の推進

(3) 取組の内容

ア 臭気対策の推進

市民の取組

- ◇市・消防への連絡
- ◇臭気対策事業への協力
- ◇悪臭を伴う行為の自粛及び周辺環境への配慮

事業者の取組

- ◇定期的な臭気測定
- ◇法令などの規制の遵守
- ◇施設改善や適切な維持管理などによる悪臭防止対策の徹底

市の取組

- ◇悪臭防止法及び悪臭公害防止対策指導要綱に基づく立入調査の実施
- ◇規制基準などを超過した事業所に対する改善指導
- ◇臭気強度の高い地点の把握
- ◇事業所との臭気対策の連携
- ◇臭気測定結果の公表 ➔ 重点プロジェクト-3

(4) 目 標

● 規制基準値などの超過検体数

現状：0/12 検体（法） 7/12 検体（要綱） ➔ 令和2（2020）年度より改善

注）規制の詳細は17ページ表2-2-6参照。

● 悪臭苦情件数

現状：1（令和2（2020）年度） ➔ 0件（令和2（2020）年度より改善）

基本施策①-3：きれいな水の保全

市民 重点維持項目

従業員 重点維持項目

(1) 課題

- 環境基準を達成できていない海域では、周辺自治体、事業者や関係機関との協力のもと、引き続き汚濁負荷を削減

河川の水質は、環境基準を満足する良好な状況にありますが、海域の水質は環境基準を達成できていない項目があります。

(2) 取組の方針

- ア 生活排水対策による継続的な環境負荷の低減
- イ 工場・事業場排水対策による継続的な環境負荷の低減

(3) 取組の内容

ア 生活排水対策による継続的な環境負荷の低減

市民の取組

- ◇公共下水道への接続
- ◇公共用水域への生活排水の汚濁低減
- ◇合併処理浄化槽※の設置（単独処理浄化槽※などからの転換）

事業者の取組

- ◇排水の適正処理
- ◇水質保全の啓発活動への協力
- ◇浄化槽の適正な維持管理

市の取組

- ◇公共下水道の整備・普及
- ◇水質保全の啓発活動
- ◇下水道改善による公共水域の水質保全

- ◇浄化槽の適正な維持管理指導
- ◇公共用水域の監視・水質状況の把握
- ◇周辺自治体などとの連携による対策

イ 工場・事業場排水対策による継続的な環境負荷の低減

市民の取組

- ◇公共用水域の水質異常時の通報・協力

事業者の取組

- ◇排水の適正処理
- ◇定期的な水質測定
- ◇処理施設の適正な維持管理
- ◇法令などの規制の遵守

市の取組

- ◇定期的な水質の測定、監視
- ◇水質汚濁の発生源の指導強化

(4) 目標

● 環境基準達成率（河川）：

現状：BOD 100%（平成 30（2018）年度）→ 現状を維持

● 環境基準達成率（海域）：

現状：COD 17%（平成 30（2018）年度）→ 現状より改善

現状：全窒素 100%, 全リン 100%（平成 30（2018）年度）→ 現状を維持

● 環境基準達成率（湖沼）：

現状：COD 100%, 全リン 100%（平成 30（2018）年度）→ 現状を維持

基本施策①-4：静かさの保全

市民 維持項目

従業員 維持項目

(1) 課題

- 騒音は、環境基準の未達成地点があり、発生源に応じた騒音低減の対策の推進
- 米軍機による騒音の影響軽減

環境基準の未達成地点が、環境騒音で38地点中6地点（立戸外）、道路交通騒音（道路端）で6地点中1地点（小方）あります。騒音は道路交通騒音、近隣騒音※など多様であり、発生源に応じた対策が求められます。

阿多田島を中心に米軍機による騒音が問題となっており、影響軽減の取組が必要です。

(2) 取組の方針

- ア 道路交通騒音の低減
- イ 事業活動などによる騒音の低減
- ウ 米軍機による騒音の低減

(3) 取組の内容

ア 道路交通騒音の低減

市民の取組

- ◇エコドライブの実践
- ◇公共交通機関・自転車などの利用

事業者の取組

- ◇エコドライブの実践
- ◇マイカー通勤の自粛
- ◇公共交通機関・自転車などの利用促進
- ◇リモートワークの推進

市の取組

- ◇騒音の測定、監視
- ◇国、県などの関係機関との協力による交通量の低減や交通の円滑化、道路の路面改良

イ 事業活動などによる騒音低減

市民の取組

- ◇騒音による近隣迷惑の防止
- ◇騒音の未然防止への協力

事業者の取組

- ◇騒音の自主監視
- ◇騒音の低減への取組
- ◇法令の遵守

市の取組

- ◇騒音の測定、監視
- ◇騒音発生源の立入調査などによる指導強化

ウ 米軍機による騒音の低減

市の取組

- ◇米軍機による騒音低減を国に要望

(4) 目標

● 環境基準達成率（道路交通騒音）：

現状：75%^{注)}（平成30（2018）年度）➡ 現状より改善

注）2か年にかけて調査しており、平成29（2017）年度+平成30（2018）年度の合計値

基本施策①-5：化学物質・土壤汚染対策の推進

市 民
従業員

重点改善項目
ウォッチング項目

(1) 課 題

- 工場・事業所からの環境への化学物質排出量の抑制
- 土壤汚染の未然防止及び土壤汚染確認時の適切な対応

本市には、現在、土壤汚染対策法に基づく指定区域はありません。

また、化学物質では、大気、水質、底質のダイオキシン類について、すべての測定地点において環境基準に適合しています。

(2) 取組の方針

ア 化学物質などによる汚染の防止

(3) 取組の内容

ア 化学物質などによる汚染の防止

市民の取組

- ◇リスクコミュニケーションへの参加
- ◇殺虫剤などの化学物質の適正使用
- ◇廃棄物などの野焼きの自粛
- ◇農薬、化学肥料の使用量削減

事業者の取組

- ◇リスクコミュニケーションの推進
- ◇化学物質の適切な管理
- ◇法令などの遵守と化学物質の排出抑制
- ◇汚染された土壤などについて適切な処理
- ◇減農薬農業の推進

市の取組

- ◇リスクコミュニケーションへの参加・実施支援
- ◇広島県が実施する化学物質・土壤汚染対策への協力
- ◇環境保全型農業の普及、促進
- ◇廃棄物焼却炉などの設置者に対するダイオキシン類の排出基準適合の指導強化
- ◇PRTTR制度^{*}の適切な運用の周知

(4) 目 標

- すべての測定地点（大気、水質及び水底の底質各1地点）でダイオキシン類の環境基準に適合（現状値を維持）

コラム：事業者が取り組む化学物質管理

本市の沿岸部には多くの工場が立地していますが、それぞれの工場では化学物質管理を徹底し、定期的に事業者間や行政、地域住民と工場見学やお祭り、意見交換会などを通じたコミュニケーションを図っています。その結果は各社のCSR^{*}レポートや業界団体が発行するニュースレターなどで公開されており、本市の大気、水質環境などが改善されていることの裏付けとして確認することができます。

[資料：(一社)日本化学工業協会 レスponsible・ケアニュース]

No.56
一般社団法人 日本化学工業協会
Responsible Care NEWS
2020 秋冬季号



2 基本目標②：自然を保全するまち



基本施策②-1：生きものを育む自然環境の保全

市民

ウォッチング項目

従業員

維持項目

(1) 課題

- 里山の減少や河岸・海岸の人工化などによる生物への影響対策
- 外来種の繁殖による生態系への影響対策
- 里山の荒廃対策として間伐候補地の選定
- 砂浜や水面へのごみの散乱への対策

竹林繁茂や荒廃林などによる山の質の低下は、里山に住む生物にも影響を及ぼします。川、海については、河岸・海岸の人工化が進み、砂浜や水面へのごみの散乱もみられます。また、110種（動物：64種、植物：46種）の絶滅危惧種が確認されていますが、ホタルなどの身近な生きものの個体数と生息場所の減少が指摘され、アルゼンチンアリなどの外来種による生態系への影響も問題視されています。

(2) 取組の方針

- ア 森林・里山などの保全
- イ 水辺の保全
- ウ 多様な生きものの保全

(3) 取組の内容

ア 森林・里山などの保全

市民の取組

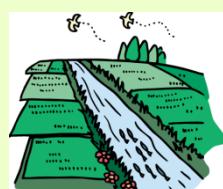
- ◇森林のもつ公益的機能への理解
- ◇森林ボランティアなどへの参加による里山の保全への取組
- ◇農業の担い手育成・確保への協力
- ◇農村の生活や文化を体験できるイベントへの参加

事業者の取組

- ◇森林ボランティアへの協力
- ◇ICTを活用した森林管理の推進
- ◇事業活動にあたっての環境配慮
- ◇認定農業者や集落法人化への取組
- ◇農業の担い手の育成

市の取組

- ◇森林環境譲与税を活用した取組の推進
- ◇県産間伐材木製品の普及促進
- ◇人工林の間伐や里山林の整備
- ◇森林ボランティアの活動への協力による里山の保全促進
- ◇事業などの計画や実施にあたって森林への環境負荷低減の指導
- ◇農業の担い手の育成・確保
- ◇地産地消の推進
- ◇関係機関との連携
- ◇農村の生活や文化を体験できる場を提供
- ◇地域循環共生圏の普及啓発



イ 水辺の保全

市民の取組

- ◇川・海の美化活動への参加
- ◇水辺環境整備への協力

事業者の取組

- ◇川・海の美化活動への協力
- ◇水辺環境整備への協力

市の取組

- ◇自然環境を生かした計画的な整備
- ◇川・海の美化活動の推進
- ◇関係機関との連携による水辺環境の整備と保全
- ◇海岸漂着ごみの回収

ウ 多様な生きものの保全

市民の取組

- ◇希少生物などの保護・育成活動への参加
- ◇海岸などの多様な環境の保全・再生活動への参加
- ◇外来種防除活動への参加

事業者の取組

- ◇希少生物などの保護・育成活動への協力
- ◇海岸などの多様な環境の保全・再生活動への協力
- ◇外来種防除活動への協力

市の取組

- ◇希少生物などの保護・育成する団体などへの支援
- ◇海岸などの多様な環境の保全や再生などの活動をする団体などへの支援
- ◇自治会などが行うアルゼンチンアリなどの外来種防除活動への支援

(4) 目標

● 水辺の保全活動（河川清掃、海浜清掃など）

現状：2件（令和2（2020）年度）

[クリーン小瀬川：国土交通省、海浜清掃：市民・漁業協同組合など]

→ 現状を維持



基本施策②-2：自然とのふれあい

市民	維持項目
従業員	維持項目

(1) 課題

- 自然に親しみ憩える観光資源の周知
- 環境に関する学習会などへの参加者数の低迷
- 主体間の連携強化による効率的・効果的な自然体験学習機会の提供

本市は、美しい景観の三倉岳県立自然公園、県天然記念物の蛇喰磐、県名勝の弥栄峡、海釣りが楽しめる阿多田島など、自然とふれあえる多種多様な自然の観光資源がありますが、その資源を生かしきれていません。

また、環境に関する学習会への参加など、環境活動に参画している市民が少ないことから、主体間の連携を強化し、より多くの市民に、自然体験や環境学習の機会を提供していく必要があります。

(2) 取組の方針

- ア 自然観光資源の有効活用
- イ 自然体験学習機会の提供

(3) 取組の内容

ア 自然観光資源の有効活用

市民の取組

- ◇ごみの持ち帰り
- ◇観光資源の周知への協力

事業者の取組

- ◇観光資源の周知への協力

市の取組

- ◇広域的な周知活動
- ◇情報の発信（観光パンフレットの作成など）
- ◇地域との連携

イ 自然体験学習機会の提供

市民の取組

- ◇イベントなどへの参加や関わり

事業者の取組

- ◇イベントなどの開催及び協力

市の取組

- ◇自然体験学習会の開催
- ◇自然体験授業の実施

(4) 目標

● 自然体験学習会の開催：

現状：2回／年（小瀬川干潟観察会、川の生き物観察会など：令和元（2019）年度）

→ 現状を維持

● 自然体験授業の開催：

現状：1回／年（出前講座：令和元（2019）年度）→ 現状を維持

3 基本目標③：地球にやさしい循環のまち



基本施策③-1：地球温暖化対策の推進

市民

重点改善項目

従業員

重点改善項目

(1) 課題

- 市民・小規模事業者などを巻き込んだ全市あげての二酸化炭素などの排出削減
- 気候変動による自然災害などへの備え

本市の二酸化炭素排出量は、平成 17（2005）年以降、全体としては減少傾向にあります。しかし、2050 年カーボンニュートラルを実現するためには、さらなる二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいく必要があります。

また、地球温暖化による気候変動の影響により、近年豪雨や水害、熱中症被害などの発生が増加しており、これらについての情報収集と対策の重要性が高まっています。

(2) 取組の方針

- ア 二酸化炭素などの温室効果ガスの削減
- イ 気候変動への適応策の推進

(3) 取組の内容

ア 二酸化炭素などの温室効果ガスの削減

市民の取組

- ◇再エネ・省エネ設備・商品の購入、買い換え
- ◇低公害車・低燃費車の購入、買い換え
- ◇省エネ行動の取組
- ◇エコドライブの実践
- ◇徒歩移動や公共交通機関・自転車などの利用
- ◇バイオマス資源などの利用
- ◇屋上緑化、壁面緑化などの取組

事業者の取組

- ◇再エネ・省エネ設備・商品の購入、買い換え
- ◇低公害車・低燃費車の購入、買い換え
- ◇省エネ活動の実践
- ◇エコドライブの実践
- ◇徒歩移動や公共交通機関・自転車などの利用
- ◇モーダルシフトの推進（輸送）
- ◇バイオマス資源などの利用
- ◇屋上緑化、壁面緑化などの取組
- ◇リモートワークの推進

市の取組

- ◇「大竹市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進による市の管理施設での二酸化炭素量の排出削減
- ◇「COOL CHOICE（賢い選択）」の普及・啓発
 - 重点プロジェクトー1
- ◇市民・企業などによる自主的な活動の支援と率先的な取組の促進
- ◇市広報、ホームページ、イベントなど様々な手段により省資源・省エネルギー・リサイクルなどに関する情報の提供と共有化
- ◇公共施設への再エネ・省エネ設備・商品の購入、買い換え
- ◇屋上緑化、壁面緑化など都市緑化の推進や奨励



イ 気候変動への適応策の推進

市民の取組

- ◇適応策に関する情報収集と備え（熱中症・異常気象への対策など）

事業者の取組

- ◇従業員への教育
- ◇地域や行政などとの防災協定など締結の検討
- ◇適応策の実践（熱中症予防、防災グッズの整備など）

市の取組

- ◇適応策に関する情報提供
- ◇大型台風や集中豪雨に対する減災・防災対策の推進
- ◇職員の研修

(4) 目標

● 地球温暖化対策の目標値の設定：

現状：公共施設の二酸化炭素排出量削減目標値の設定

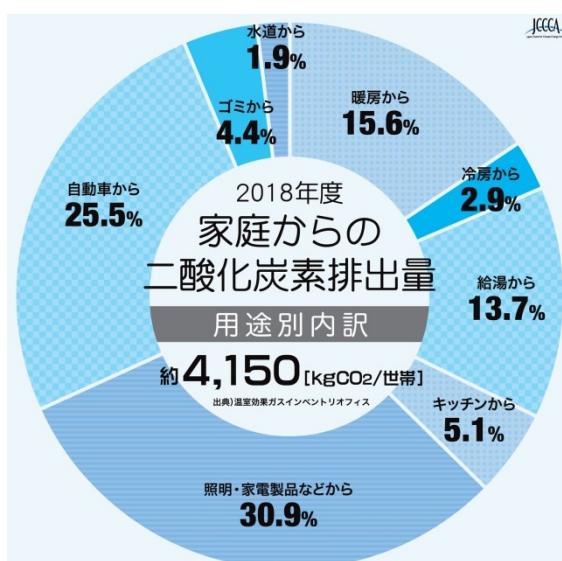
→ 公共施設の二酸化炭素排出量削減目標値の見直し「第5次大竹市地球温暖化対策実行計画の策定」

コラム：家庭からの二酸化炭素排出量

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスのなかでも二酸化炭素はもっとも温暖化への影響度が大きいと言われています。

家庭からの二酸化炭素排出の特徴として、移動に関する「自動車から」がおよそ4分の1であり、熱の利用にともなう「暖房から」と「冷房から」がおよそ20%、「給湯から」と「キッチンから」がおよそ20%と大きくなっています。

「照明・家電製品などから」もおよそ30%と大きいですが、照明のほかテレビやパソコン、冷蔵庫など、多数の製品からの排出がありますので、自動車と熱の利用を重点的に意識すると、家庭からの排出量の削減につながりやすくなります。



基本施策③-2：ごみの削減と適正処理の推進

市民	重点維持項目
従業員	重点維持項目

(1) 課題

- 1人1日あたりのごみ排出量の削減対策
- ごみの不法投棄（ポイ捨てを含む）対策

平成30（2018）年度においては、1人1日あたりのごみ排出量は、県平均よりやや高くなっています。ここ数年間は、ごみ排出量はほぼ横ばいで推移しており、ごみの削減に向けた取組をさらに強化する必要があります。また、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスを発生させないよう取り組む必要があります。

海ごみ問題では、市民や事業者と連携し、市では定期的に海岸清掃を実施していますが、海岸には常にごみが押し寄せています。

(2) 取組の方針

- ア ごみ排出量の抑制
- イ ごみの適正処理と不法投棄の防止
- ウ 海洋プラスチックなどごみの対策

(3) 取組の内容

ア ごみ排出量の抑制

市民の取組

- ◇4R※の実践によるごみの減量化
- ◇グリーン購入※の推進
- ◇分別収集への協力
- ◇食品ロス対策の実践
- ◇生ごみの水切り

事業者の取組

- ◇4Rの実践によるごみの減量化
- ◇分別収集への協力
- ◇過剰包装などの自粛
- ◇グリーン購入の推進
- ◇食品ロス対策の実践
- ◇生ごみの水切り

市の取組

- ◇ごみの減量化に向けた4Rの周知
- ◇適切なごみの分別の推進
- ◇食品ロスに関する普及啓発

- ◇生ごみ処理容器の購入支援
- ◇地域拠点回収の支援
- ◇グリーン購入の推進

イ ごみの適正処理と不法投棄の防止

市民の取組

- ◇適正なごみ処理の推進
- ◇ごみのポイ捨ての禁止
- ◇不法な処理や投棄の監視、通報

事業者の取組

- ◇法令遵守による適正なごみ処理
- ◇ごみのポイ捨ての禁止
- ◇不法な処理や投棄の監視、通報

市の取組

- ◇適正なごみ処理に向けた市民の意識啓発
- ◇不法な処理や投棄の監視
- ◇ポイ捨て及び資源ごみ抜き取り防止条例制定の検討

ウ 海洋プラスチックなどごみの対策

市民の取組

- ◇環境に負荷の少ない商品などの購入・利用などに努める
- ◇使い捨てプラスチック製品の使用自粛
- ◇責任を持って処分する

事業者の取組

- ◇環境に負荷の少ない商品などの研究開発・購入・利用などに努める
- ◇使い捨てプラスチック製品の使用自粛
- ◇責任を持って処分する

市の取組

- ◇河川敷や水辺の清掃活動やごみの持ち帰りなど、海洋プラスチックなどごみの流出防止に関する普及啓発
- ◇カン、ビン、ペットボトル、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、金属・小型家電などを回収し、再資源化を推進

(4) 目標

- 1人1日あたりのごみ排出量【家庭系ごみの1人1日排出量】:
現状：587g（令和元（2019）年度）→ 363g（令和4（2022）年度）^{注)}
- ごみのリサイクル率：
現状：22%（令和元（2019）年度）→ 41%以上（令和4（2022）年度）^{注)}

注) 目標値は、「大竹市一般廃棄物処理基本計画」（計画期間：令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）の策定時に再設定する予定。

4 基本目標④：より良い環境づくりにみんなで取り組むまち



基本施策④-1：環境学習・教育の推進

市民 ウオッティング項目

従業員 ウオッティング項目

(1) 課題

- 環境学習への市民参加の拡大
- 環境保全活動の連携の推進

環境学習・教育は、市民の環境問題への关心や理解を深め、環境負荷低減のための率先的実践につなげていくことが重要です。環境学習活動への参加の障壁となっていることについては、「参加をするための時間が取れない」、「一緒に協力して活動できる仲間がない」といった意見があり、参加しやすい環境を整えていく必要があります。

(2) 取組の方針

ア 環境情報の提供と市民の関心度の向上

(3) 取組の内容

ア 環境情報の提供と市民の関心度の向上

市民の取組

- ◇環境学習事業への協力と参加
- ◇環境保全活動への参加

事業者の取組

- ◇講師の派遣などの環境学習事業への協力と参加
- ◇環境保全活動を担う人材の育成への協力

市の取組

- ◇環境学習会や出前講座の開催
- ◇小中学校における環境教育の推進
- ◇子どもから大人までの幅広い年齢層を対象にした環境学習・教育の機会の創出とニーズへの対応
- ◇市広報、ホームページ、インターネット学習、イベントなど様々な手段により環境情報の提供と情報の共有化を推進
- ◇環境保全活動を担う人材の育成

→ 重点プロジェクト-2, 3

(4) 目標

● 自然体験学習会の開催：

現状：2回／年（小瀬川干涸観察会、川の生き物観察会など：令和元（2019）年度）

→ 現状を維持【再掲】

● 自然体験授業の開催：

現状：1回／年（出前講座：令和元（2019）年度）→ 現状を維持【再掲】

● 環境学習への参加者：

現状：1,137人（小瀬川干涸観察会、川の生き物観察会、コイ・こいフェスティバル環境・企業PRコーナー：令和元（2019）年度）→ 各種イベントなどで現状を維持

基本施策④-2：環境保全活動の連携・参加の推進

市民	ウォッチング項目
従業員	ウォッチング項目

(1) 課題

- 人材の確保
- 環境意識の向上
- 活動資金の不足
- 地域や他団体、行政などとの連携不足

本市では、市民（市民団体）・漁業協同組内などによる地域での清掃活動、各団体や事業者による環境学習や学校での環境教育活動などが行われています。

各団体の環境保全活動の問題点としては、高齢化にともなう人材の確保、地域や行政との連携不足などが挙げられています。

(2) 取組の方針

ア 環境保全活動の情報発信と各団体などへの活動支援

(3) 取組の内容

ア 環境保全活動の情報発信と各団体などへの活動支援

市民の取組

- ◇環境保全活動への理解と協力
- ◇各団体の活動への参加

事業者の取組

- ◇環境保全活動への理解と協力
- ◇各団体との連携強化

市の取組

- ◇市広報、ホームページなどにより各団体などの環境保全活動を情報発信
- ◇各団体などへの活動支援
- ◇各団体、学校、事業者との連携強化 → **重点プロジェクト－2**

(4) 目標

● 環境連絡協議会^{注)}の会議開催：

現状：1回／年（令和2（2020）年度）→ 現状を維持

注) 昭和52年9月1日に公害防止協定を推進するために、県、市及び企業が一体となり、積極的に連絡協議することを目的に発足（当時は「大竹市公害対策連絡協議会」），年に1回会議を開催し、主に公害防止協定の具体的実施に関する連絡協議を行っています。

基本施策④-3：市街地の緑地の保全

市民 維持項目

従業員 ウォッチング項目

(1) 課題

- 市街地の公園、緑地、街路樹の維持・管理への対策
- 景観のイメージ向上を図るための花壇などの緑化の推進
- 市民・事業者・市が連携した環境美化、緑地の保全

本市では、これまで都市公園※の整備を進め、住民1人あたりの都市公園は令和元（2019）年時点で約10.8m²と、大竹市公園条例（第3条）で定められている標準の10m²を超えてています。また、花いっぱい運動の推進により、公共施設を中心として花壇の整備が進んでいます。

一方で、アンケートの結果では、市街地の景観を維持するためには草刈りが追い付いていないとの声があり、計画的な作業が課題となっています。

(2) 取組の方針

- ア 安心・安全な公園を計画的に維持する。
- イ 市民・事業者・市が一体となって緑地の保全をする。

(3) 取組の内容

ア 緑化の推進への取組

市民の取組

- ◇公園、緑地の保全と緑化の推進協力
- ◇自治会などによる公園環境美化活動への協力

事業者の取組

- ◇公園、緑地の保全と緑化の推進協力
- ◇公園環境美化活動への取組
- ◇開発事業にあたって景観への配慮

市の取組

- ◇街路樹や公園内緑地の適切な維持・管理
- ◇公園環境美化の推進
- ◇開発事業にあたっての景観への配慮指導



(4) 参考指標

● 住民1人あたりの都市公園面積：

現状：約10.8m²（令和元（2019）年度）→ 現状を維持

● 公園環境美化推進事業への協力自治会の割合：

現状：100%（令和元（2019）年度）→ 現状を維持

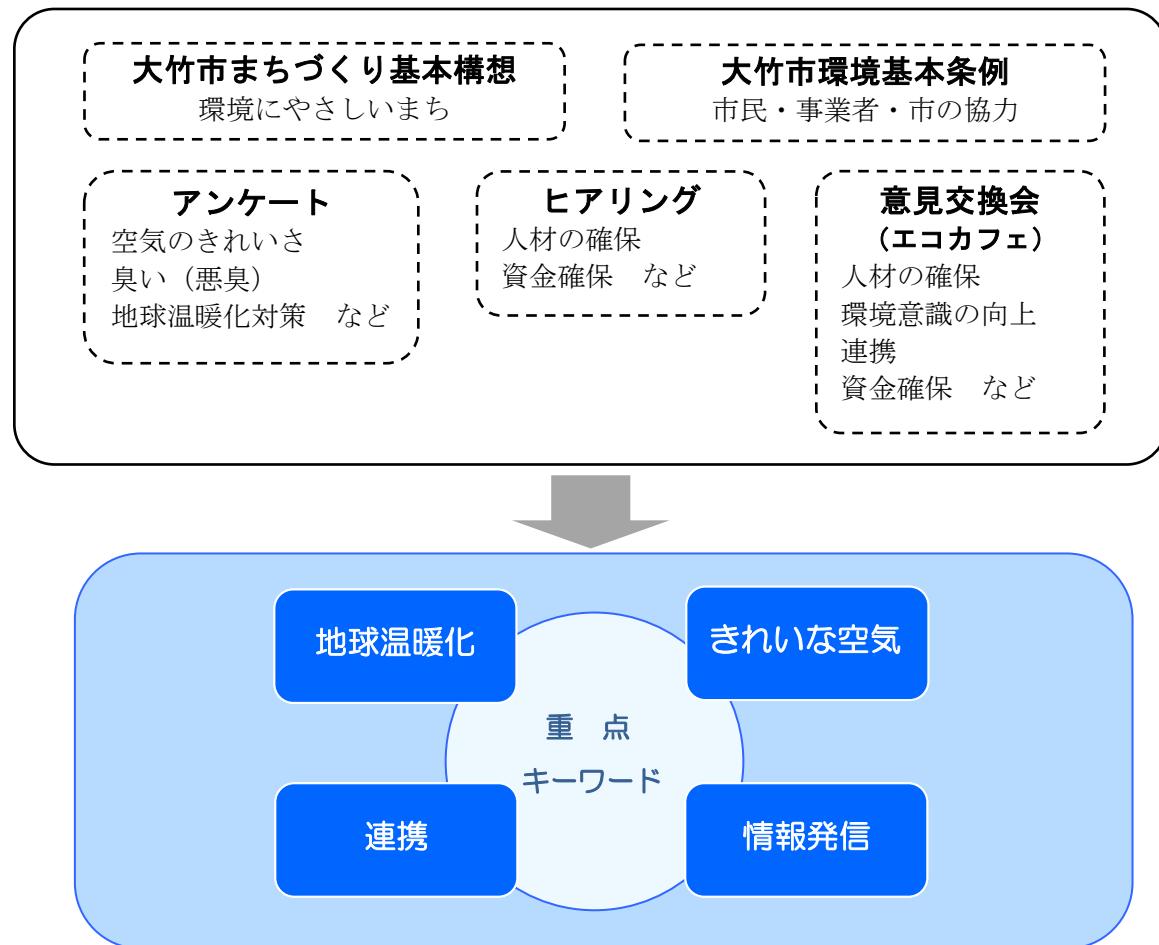
第3節 重点施策（重点プロジェクト）

環境の将来像の実現に向けて、第2節に示された様々な取組の中から、市が優先的に行うべき施策、重要度の高い施策、本計画の期間内に一定の成果を期待する施策を重点施策として位置づけます。

本計画では、次の3つを重点施策とし、優先的かつ重点的に取り組みます。

また、重点施策は10年間の取組とし、必要に応じて見直しを行います。

【キーワードと重点施策との関係】



●3つの重点施策（重点プロジェクト）

プロジェクト1 COOL CHOICE 推進プロジェクト（地球温暖化）

プロジェクト2 環境パートナーシッププロジェクト（連携）

プロジェクト3 情報発信プロジェクト（情報発信）（きれいな空気）

プロジェクト一：COOL CHOICE 推進プロジェクト

ア プロジェクトの概要

地球温暖化による様々な環境への影響に対して、世界中の関心が高まっている現状を踏まえ、本市においても国が推進する国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に賛同し、同宣言を行うことで、省エネ・低炭素型のまちづくりを目指します。

市民・事業者・市がそれぞれの立場で、電気・燃料・水の使用やごみの排出などを伴う日常の行動の中で、「ライフスタイル」や「サービス」、「製品選び」などを見直し、賢い選択を心掛けます。

市は、省エネ行動やごみ減量などの個人レベルでの取組の重要性を、イベントや市広報、ホームページなどを活用し、普及啓発します。

また、「大竹市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の取組を推進し、市の業務により発生する温室効果ガスを削減します。



COOL CHOICE 宣言をした入山市長

イ 取組の内容

- ①市民及び事業者に対する「COOL CHOICE（賢い選択）」の環の拡大に向けた普及・啓発
 - ②市の業務に関する「COOL CHOICE（賢い選択）」の実践

◇クールビズ・ウォームビズの実践

◆クールシェアの実施

◆公共施設照明の LED 化

◇ノ一残業デーの推奨

◇エレベーターの利用を控え、階段を利用する

◇不要な照明の消灯 など

- ### ③地球温暖化対策実行計画（区域対策編）策定の検討

ウ 目 標

- 「COOL CHOICE（賢い選択）」に賛同する企業・団体を増やします。
 - 市民・事業者・各団体と連携し、全市的な「COOL CHOICE（賢い選択）」の取組を展開します。



プロジェクト2：環境パートナーシッププロジェクト

ア プロジェクトの概要

本市の環境保全活動を推進していくため、市民・事業者・市が連携した取組を強化します。市内には、大竹市公衆衛生推進協議会、えこらいふ大竹などの環境保全活動を行っている団体がありますが、団体間での連携や市との連携も少ない状況です。市がそれぞれの団体などをつなぐ役割を担うことで、市と各団体、学校と各団体、事業者と学校などで連携した環境保全活動を行います。自然体験学習などのイベントや、学校などでの環境出前講座などを開催して、環境学習・教育に取り組む機会を提供します。

イ 取組の内容

- ①各団体と市の連携機会の創出
- ③学校・公民館などへの情報の提供
- ②事業者と市の連携の場（◇環境連絡協議会の活用）
- ④環境出前講座などの促進

ウ 目標

- 市民・事業者・市の連携を強化します。
- 市民が環境学習・教育に参加できる機会を提供します。

コラム：環境と健康ポスター・標語コンクール入賞作品の紹介

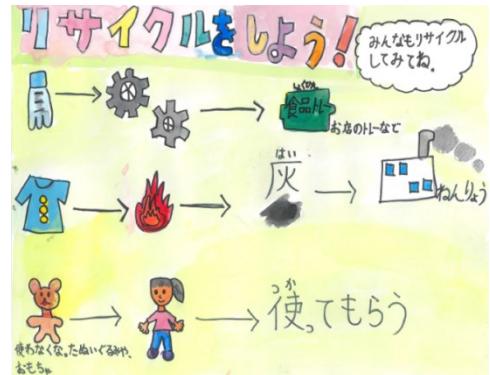
☆広島県環境保健協会 優秀賞

小方中3年 井之上詩心（いのうえうたこ）さん



☆大竹市公衛協副会長賞

大竹小4年 山下真奈（やましたまな）さん



☆大竹市公衛協特別賞

小方中3年 畑菜乃花（はたなのか）さん



☆大竹市公衛協特別賞

大竹小4年 安村琴音（やすむらことね）さん



プロジェクト-3：情報発信プロジェクト

ア プロジェクトの概要

本市の環境について、わかりやすく市民に情報発信することで、環境保全に対する市民意識の高揚を図ります。

環境の情報は、専門用語が多くわかりにくいため、わかりやすい発信をテーマに掲げます。大気・水質などの測定結果や各団体や事業所などが行う環境保全活動の情報を市がイベントや広報、ホームページなどで活用し、積極的に発信し、情報ステーションの役割を担います。

臭気の現況把握や大気計測などを行い、市民・事業者へ情報開示します。

環境情報の発信により、本市が環境都市を目指し、取り組んでいることを市外にアピールします。現在の本市の大気汚染状況などが他自治体と比較しても、遜色ない状況であることが理解され、公害イメージを払しょくすることを目指します。

イ 取組の内容

- ①「大竹市環境白書」の継続発行
- ②各団体による環境保全活動情報の発信
- ③事業者による環境保全活動情報の発信
- ④環境出前講座情報などの発信
- ⑤環境調査結果の発信

ウ 目 標

- わかりやすい情報発信を積極的に行います。

コラム：大竹市環境白書の紹介

大竹市環境白書

環境共生都市おおたけ
～みんなでつくる快適なまちを目指して～

でんきけし よ空を見上げ ほしとあう

平成30年度環境啓発ポスター・標語コンクール（標語の部）優秀作品

平成30年度環境啓発ポスター・標語コンクール（ポスターの部）優秀作品

平成30（2018）年度版

大竹市 市民生活部 環境整備課

本市では、毎年環境白書を発行し、市のホームページで公示しています。

第5章 環境啓発の推進

第1節 環境啓発事業

1 環境学習会の開催

小瀬川干涸観察会

▼目的

干涸観察会を開催することにより、市民等に小瀬川河口の干涸に生息する生き物を知ってもらうとともに、その生態等を学んでもらうことで、環境の保全に関する認識及び関心並びに本市の環境について理解を深めることを目的に実施しました。

▼主催

大竹市市民生活部環境整備課

▼実施期日

平成30(2018)年8月26日(日)
午後2時30分～午後5時30分

▼実施場所

大竹市東栄「小瀬川河口の干涸」及び「大竹市リサイクルセンター研修室」

アサリ、マテガイ、クロダイなどの有用魚介類をはじめとする多くの生き物の観察を通じて、大竹市沿岸が多様な生き物を育む場であることを認識してもらうことができました(資料編P36に生き物の一覧あり)。また清掃活動を通して海ゴミの存在を認識してもらい、環境保全に取り組む機運を高めることができました。

以前本事業に参加していた方が、本事業の趣旨に賛同し、ボランティアスタッフとして協力してくださいました。



地引網を用いた採取の様子

第5章 計画の進行管理

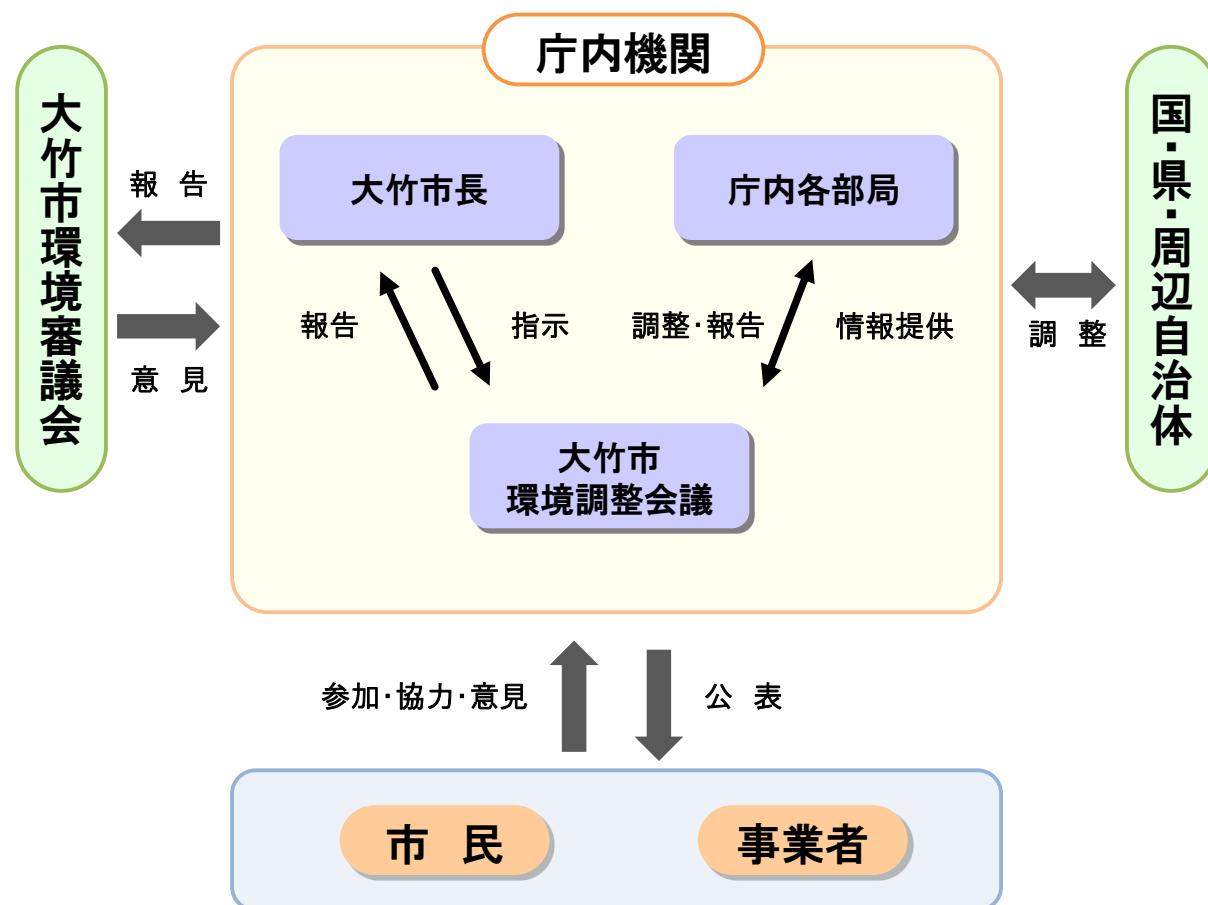
第1節 計画の推進体制

環境基本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するには、各部局が連携・協力し、施策に取り組むとともに、それらの進捗状況を把握するなど、行政組織内部において横断的に調整・協議することが必要です。

そのため、府内関係部局で構成する「大竹市環境調整会議」において、施策の進捗状況などの点検を行います。

また、必要に応じて国、県及び周辺自治体との調整を行うことにより、施策の推進を図ります。

さらに、必要に応じて大竹市環境審議会(資料編(1)参照)などに報告するとともに、年次報告書(大竹市環境白書)を作成し公表します。



第2節 進行管理

環境基本計画を確実に推進するために、環境マネジメント※システムの考え方に基づくPDCAサイクル※を用いて、Plan（計画の設定）→Do（計画の実行）→Check（点検・評価）→Action（計画の見直し）の基本的な流れに沿って進行管理します。

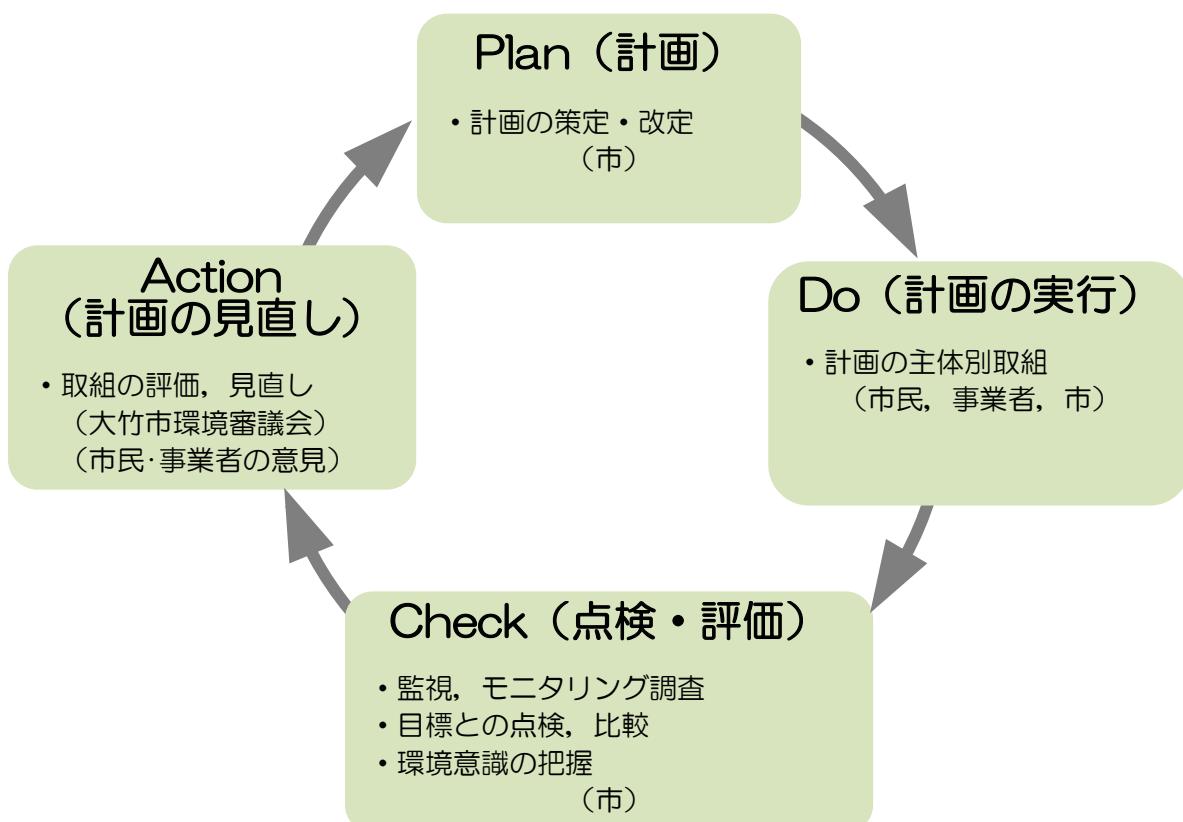


図 5-1-2 計画の進行管理

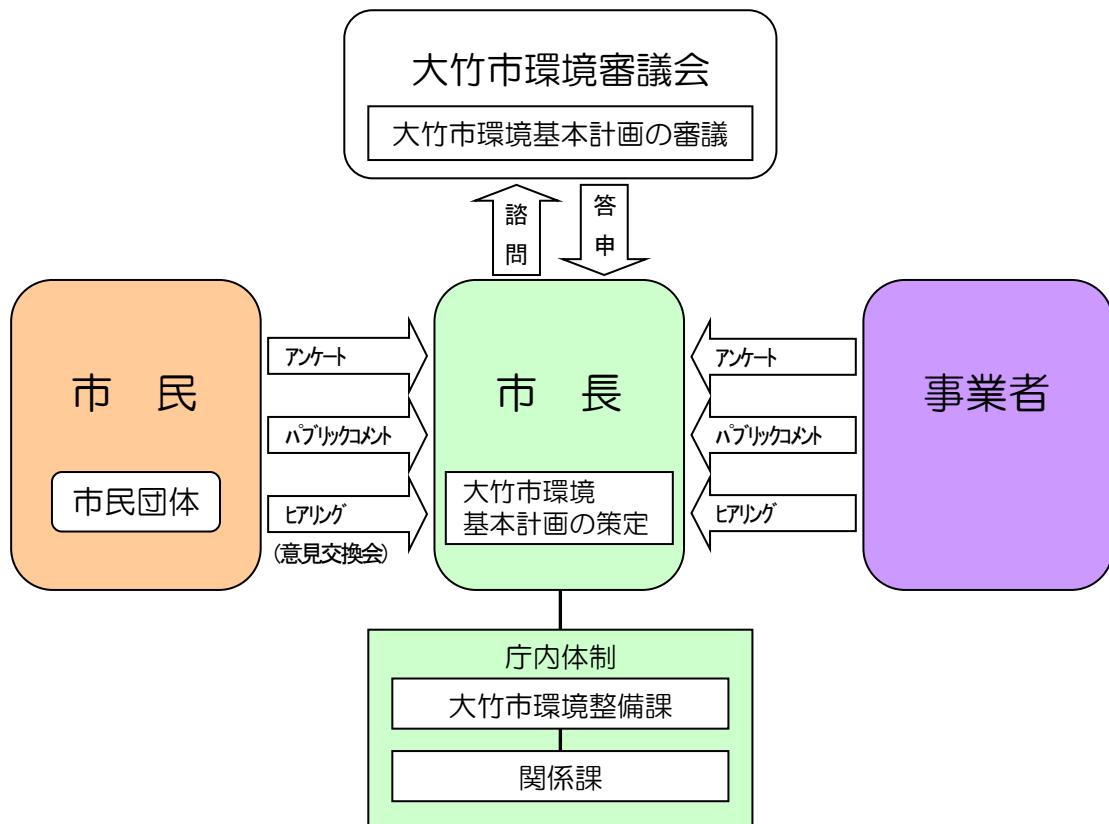
資料編

1 策定体制	(1)
2 市民・事業者の意識	(7)
3 環境用語集	(26)

1 策定体制

(1) 大竹市環境基本計画策定体制

第2次大竹市環境基本計画は、次の体制で策定しました。



(2) 大竹市環境審議会

ア 大竹市環境審議会の設置と役割

大竹市環境審議会（以下、「審議会」という。）は、大竹市附属機関設置に関する条例に基づき、設置されています。審議会は学識経験者、市議会議員、市民、事業者、その他市長が認めた者の20名以内の委員によって構成されています。

審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査審議を行います。

◇環境基本計画の策定及び変更に関する事項

◇前号に掲げるもののほか、環境の保全に関して市長が必要と認めた事項

イ 大竹市環境審議会における審議内容

環境審議会の開催内容は次のとおりです。

開催日	審議内容
令和2年12月18日 第1回大竹市環境審議会	大竹市長から大竹市環境審議会会长に諮問 諮問内容 第2次大竹市環境基本計画（素案）に対する意見について 答申期限 令和3年3月19日（金） 議事 (1) 第2次大竹市環境基本計画策定の基本的な考え方について (2) アンケート結果報告等について
令和3年2月8日 第2回大竹市環境審議会 (書面審議)	第2次大竹市環境基本計画（素案）に対する意見について 第2次大竹市環境基本計画（素案）に対する答申について
令和3年3月19日 第3回大竹市環境審議会	第2次大竹市環境基本計画（素案）に対する意見について 答申について
令和3年3月23日	大竹市環境審議会会长から市長に答申 答申内容 第2次大竹市環境基本計画（素案）に対する答申
令和3年3月末	第2次大竹市環境基本計画策定

注) 第2回環境審議会は郵送により意見を求めた。

ウ 諒問

令和 2 年 12 月 4 日

大竹市環境審議会会長 様

大竹市長 入山 欣郎
(市民生活部環境整備課)

大竹市環境審議会への諒問について

標記の件について、下記の項目について諒問します。

記

1. 第 2 次大竹市環境基本計画（令和 3 年度～令和 12 年度：10 年計画）（案）に対する意見について。
2. 答申期限
令和 3 年 3 月 19 日

工 答申

令和 3 年 3 月 19 日

大竹市長 入山 欣郎 様

大竹市環境審議会
会長 崎田 省吾

第 2 次大竹市環境基本計画について（答申）

令和 2 年 12 月 4 日付けで諮問のあった標記計画について、当審議会で慎重に審議した結果、別紙「第 2 次大竹市環境基本計画（素案）」を適當と認めます。

なお、本審議会の審議の経過を踏まえ、下記の点に配慮されるよう、意見として申し添えます。

記

- 第 2 次大竹市環境基本計画が示す将来像、「人・産業・自然 環境共生都市おおたけ」～みんなでつくる快適なまちを目指して～、の実現に向けて、市民・事業者・行政が協力して取組むよう努めること。



大竹市環境審議会（崎田会長）による答申の様子

大竹市環境審議会委員名簿

No	氏名	所属	役職	区分
1	崎田 省吾 (会長)	学校法人鶴学園 広島工業大学	環境学部教授	学識経験者
2	正木 静夫	大竹市農業委員会	会長	学識経験者
3	川原 秀正	阿多田島漁業協同組合	代表理事組合長	学識経験者
4	佐川 広	一般社団法人 大竹市医師会	会長	学識経験者
5	持田 和彦	国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所	環境・応用部門 環境保全部長	学識経験者
6	福木 俊朗	岩国海上保安署	署長	学識経験者
7	小池 英樹	広島県西部厚生環境事務所	所長	学識経験者
8	高橋 弘次	広島地方気象台	防災管理官	学識経験者
9	細川 雅子	大竹市議会	議長	市議会議員
10	寺岡 公章	大竹市議会	副議長	市議会議員
11	北地 範久	大竹市議会	生活環境委員会 委員長	市議会議員
12	岡野 俊彦	大竹市自治会連合会	会長	市民
13	住友 唯夫 (副会長)	大竹市公衆衛生推進協議会	会長	市民
14	長光 美佐子	大竹市自治会連合会女性部会	副部会長	市民
15	泉 須美子	日本鳥類保護連盟広島県支部大竹分会	会長	市民
16	槇原 研介	連合広島大竹・廿日市地域協議会	事務局長	市民
17	望戸 清彦	大竹商工会議所	会頭	事業者
18	清水 信吉	株式会社ダイセル大竹工場	安全環境部長	事業者
19	菱田 幸則	日本製紙株式会社大竹工場	技術調査役	事業者

(3) 関係組織

本市における公害防止対策を推進するため、県・市及び企業が一体となり、積極的に連絡協議をすることを目的に昭和 52(1977)年 9月 1日、「大竹市公害対策連絡協議会」(平成 7(1995)年 11月「大竹市環境連絡協議会」に名称変更)を設置しています。

この会は、広島県、大竹市及び大竹市内の企業のうち県及び市との「公害防止に関する協定」締結企業の公害担当職員をもって構成されています。

本計画の策定においては、構成員である企業にアンケートを実施、市内の環境に関する意識や意見を抽出し、計画策定の基礎資料としました。

(4) パブリックコメント

第 2 次環境基本計画の策定にあたっては、市ホームページをはじめ、市役所本庁、総合市民会館、各支所で本計画の閲覧を行い、市民から率直な意見を募集しました。

大気汚染や水質に関する市民への情報発信、騒音被害の軽減などの意見がありました。

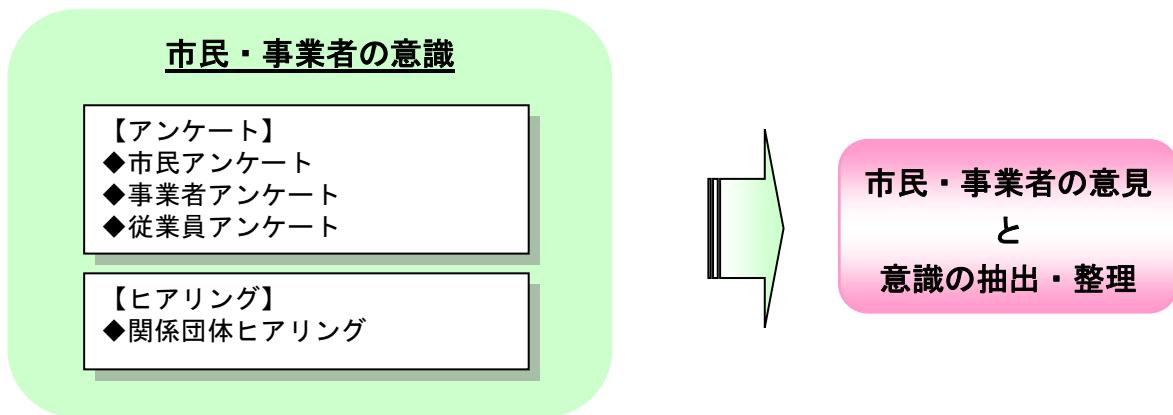
◆期間：令和 3(2021)年 2月 15 日（月）～2月 28 日（日） 14 日間

◆応募者数

個人	事業者	合計	意見件数
2 人	0 人	2 人	4 件

2 市民・事業者の意識

本市の市民、事業者の環境意識については、アンケート、ヒアリングにより、市民、事業者の意見と意識を抽出し、整理しました。



(1) アンケート概要

市民、事業者、事業所に勤務する従業員に対して、身近な環境問題や将来のあり方などの意識、意向を把握し、環境の将来像や環境目標などの基礎資料とするために行いました。

調査対象数や抽出方法などは、次のとおりです。

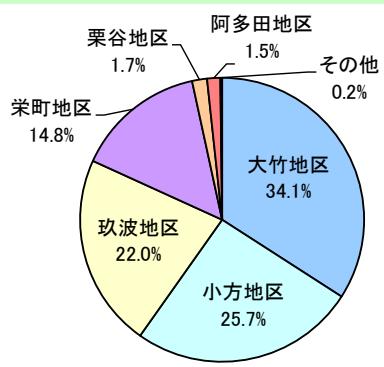
区分	調査対象数	抽出方法	回収率	調査期間
市民	1,000 人	住民基本台帳および外国人登録法に基づく登録者から地域別、年齢別（18 歳以上）に層化抽出	40.9%	令和 2 年 9 月 4 日（金） ～ 9 月 18 日（金）
事業者	151 事業所	大竹市事業所名鑑 2012 に記載の事業所のうち、従業員が 10 名以上の事業所に依頼	60.0%	令和 2 年 9 月 7 日（月） ～ 9 月 28 日（月）
従業員	1,000 人	前回調査（平成 22（2010）年）と同じ大竹市内大手事業所 10 社に依頼し、事業所ごとに前回調査と同じ人数の自社従業員を任意に抽出	95.3%	令和 2 年 9 月 4 日（金） ～ 9 月 18 日（金）

(2) アンケート結果

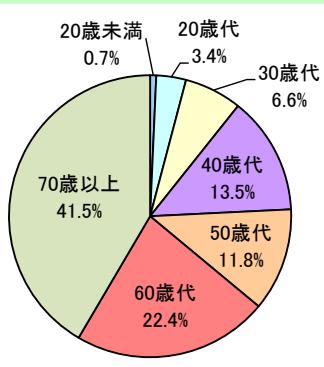
市 民

(注) 端数処理のため合計値が100%にならない場合があります。
N: 有効回答数, NA: 無回答

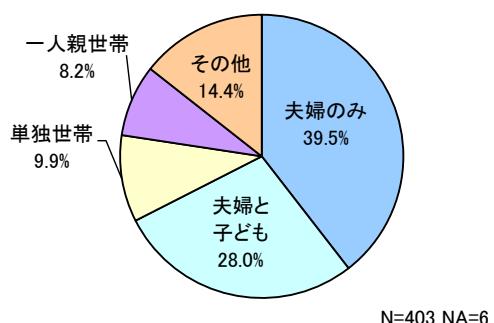
◆現住所



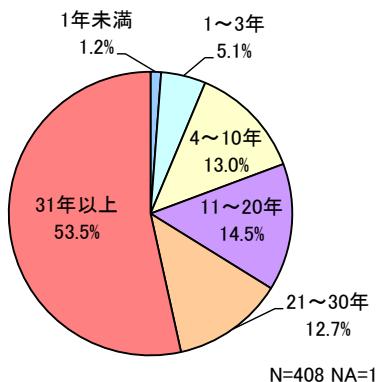
◆年齢



◆世帯構成

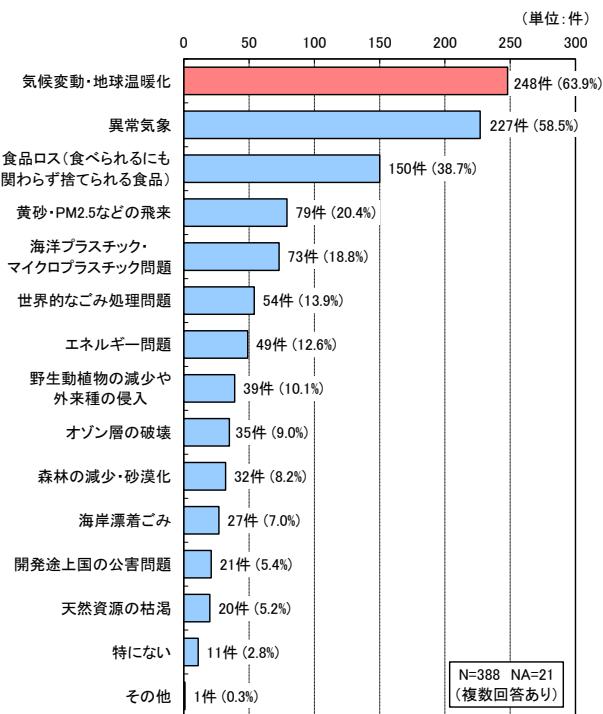


◆居住年数



◆環境問題への関心

「気候変動・地球温暖化」、「異常気象」、「食品ロス」の件数が多い。



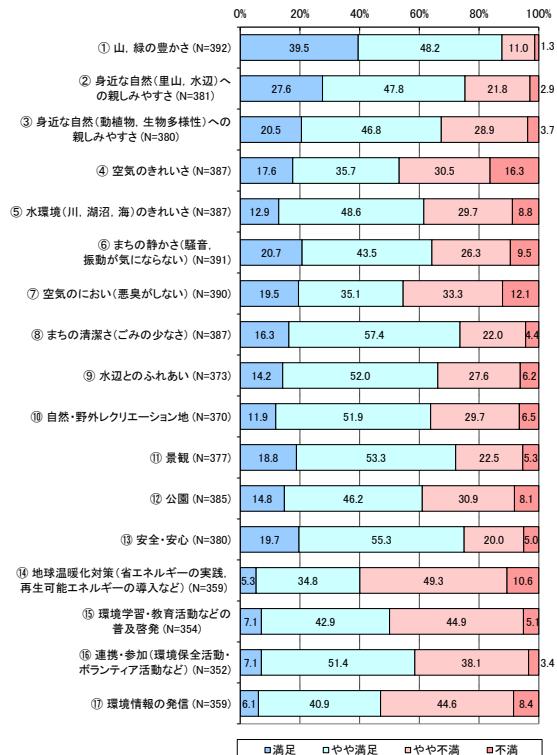
◆環境に対する満足度

「①山、緑の豊かさ」や「②身近な自然への親しみやすさ」、「⑧まちの清潔さ」、「⑪景観」、「⑬安全・安心」の満足度^{注)}は7割を超える。

一方で、「⑭地球温暖化対策」や「⑯環境情報の発信」は不満度^{注)}が高い。

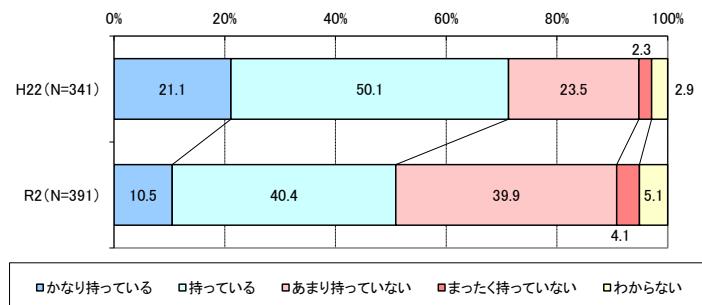
注) 満足度：「満足」と「やや満足」の合計

不満度：「やや不満」と「不満」の合計



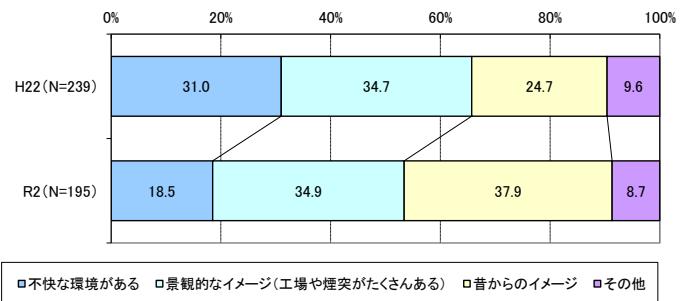
◆公害のまちのイメージ

前回調査と比べ、公害のまちのイメージ（公害のイメージを「かなり持っている」と「持っている」の合計）は約20ポイント減少している。



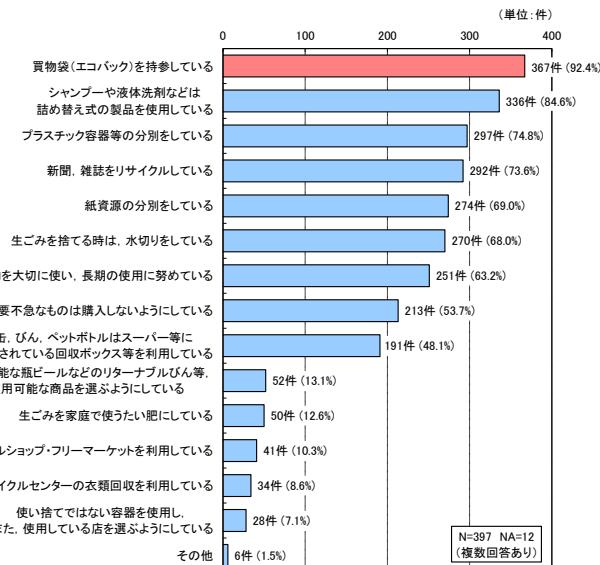
◆公害のまちのイメージの理由

「景観的なイメージ」と「昔からのイメージ」の合計が約7割を占め、「不快な環境がある」は約2割にとどまった。



◆現在の環境保全行動

「買物袋を持参している」、「シャンプーや液体洗剤などは詰め替え式の製品を使用している」、「プラスチック容器等の分別をしている」、「新聞、雑誌をリサイクルしている」が7割を超えていた。

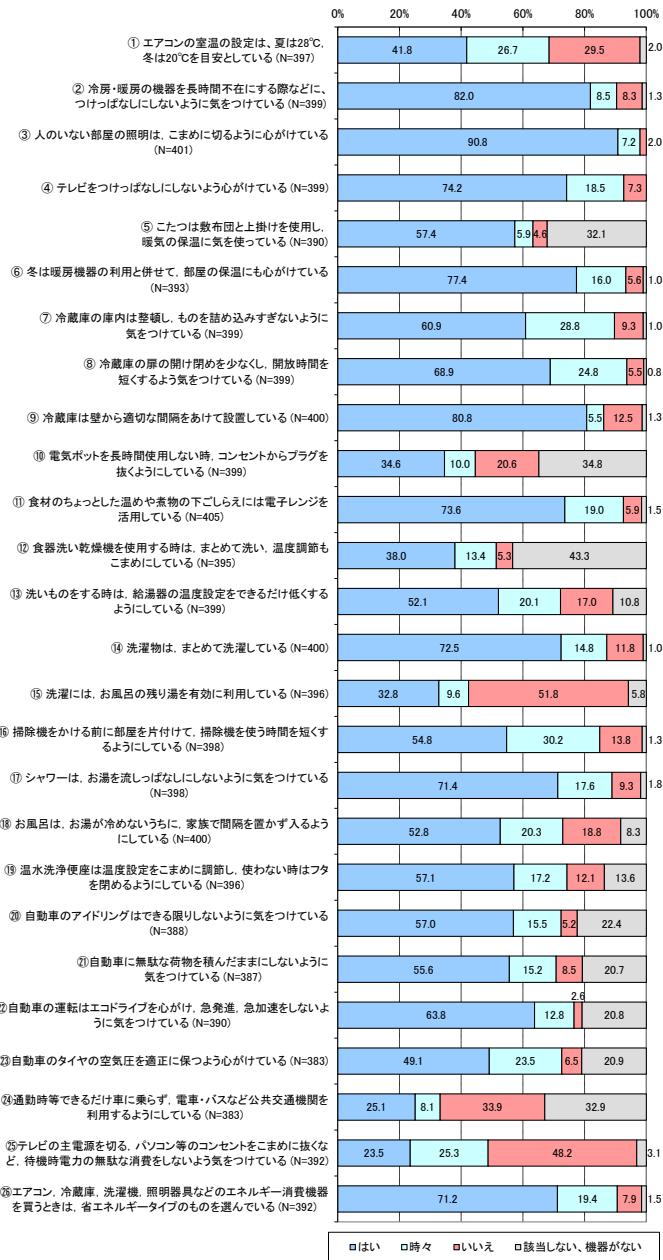


◆省エネルギー行動

「③人のいない部屋の照明は、こまめに切るように心がけている」、「⑧冷蔵庫の扉の開け閉めを少なくし、開放時間を短くするよう気をつけている」、「⑥冬は暖房機器の利用と併せて、部屋の保温にも心がけている」は取り組んでいる^{注)}割合が多い上位3項目となっている。

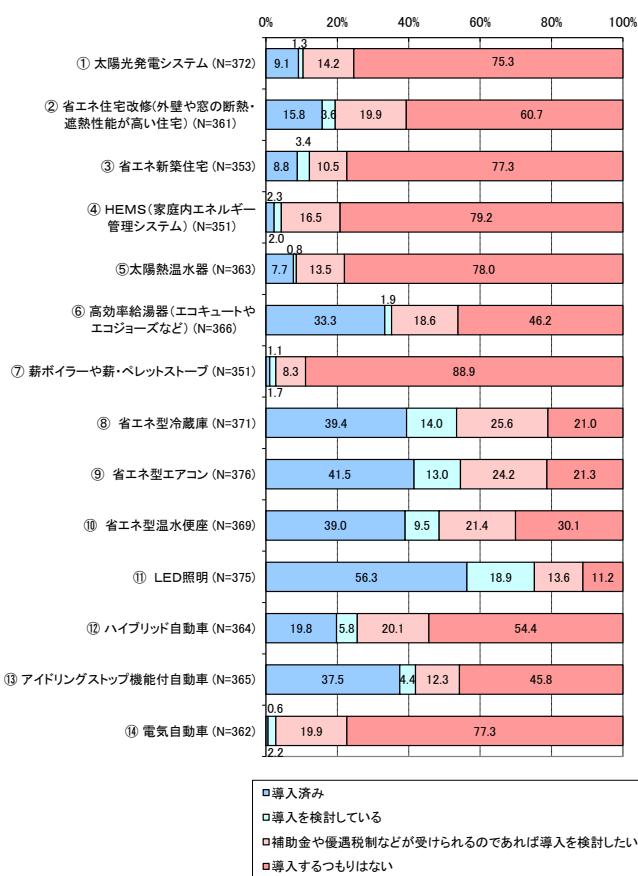
一方、「⑯洗濯には、お風呂の残り湯を有効に利用している」、「㉔テレビの主電源を切る、パソコン等のコンセントをこまめに抜くなど、待機時電力の無駄な消費をしないよう気をつけている」、「㉔通勤時等できるだけ車に乗らず、電車・バスなど公共交通機関を利用するようになっている」は「いいえ」の割合が多い。

注) 取り組んでいる：「はい」と「時々」の合計



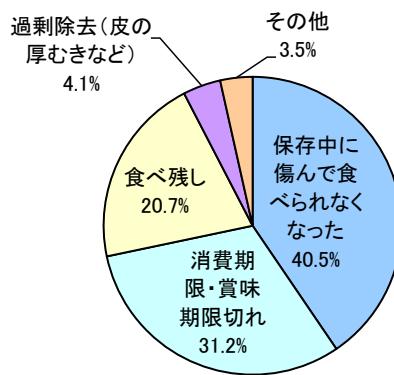
◆省エネルギータイプの家電製品の購入・買い替え

「⑪LED 照明」、「⑨省エネ型エアコン」、「⑧省エネ型冷蔵庫」の導入割合が高く、「⑦薪ボイラーや薪・ペレットストーブ」、「⑭電気自動車」、「④HEMS」の導入割合が低い。



◆食品ロスの発生

「保存中に傷んで食べられなくなった」、「消費期限・賞味期限切れ」、「食べ残し」の割合が高い。

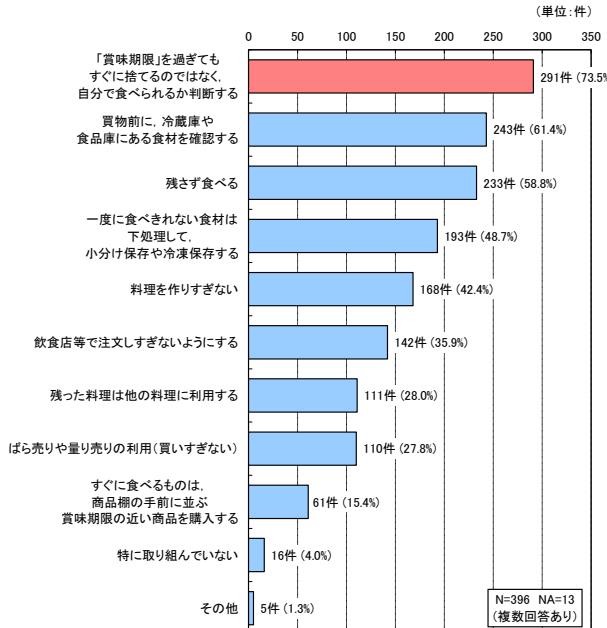


N=343 NA=66



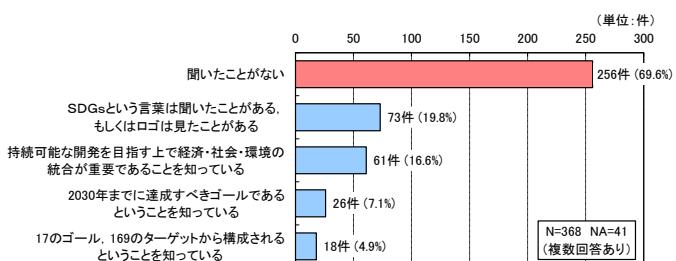
◆食品ロス削減の取組

「『賞味期限』を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する」、「買物前に、冷蔵庫や食品庫にある食材を確認する」、「残さず食べる」の件数が多い。



◆SDGs の認知度

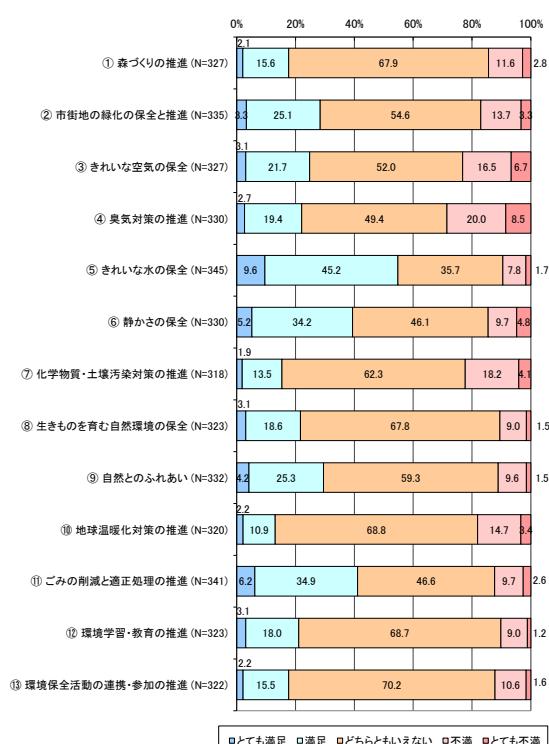
「聞いたことがない」の件数が多い。



◆環境政策に対する満足度

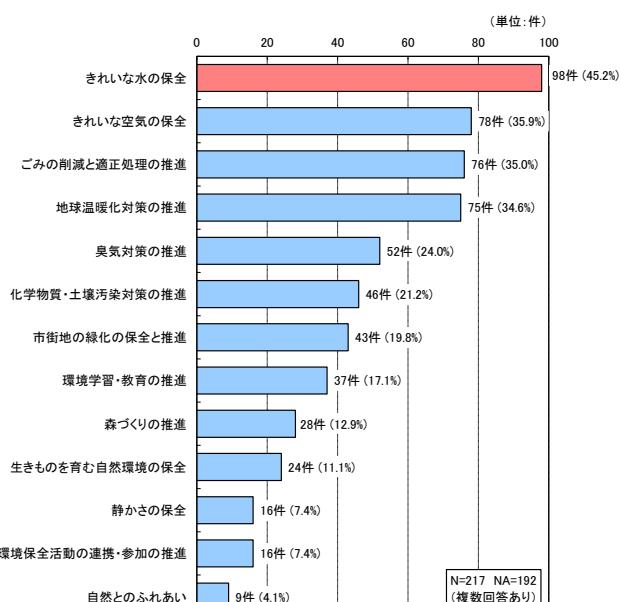
「⑤きれいな水の保全」、「⑪ごみの削減と適正処理の推進」、「⑥静かさの保全」の満足度^{注)}が高く、「④臭気対策の推進」、「③きれいな空気の保全」、「⑦化学物質・土壤汚染対策の推進」の不満度^{注)}が高い。

注) 満足度：「とても満足」と「満足」の合計
不満度：「不満」と「とても不満」の合計



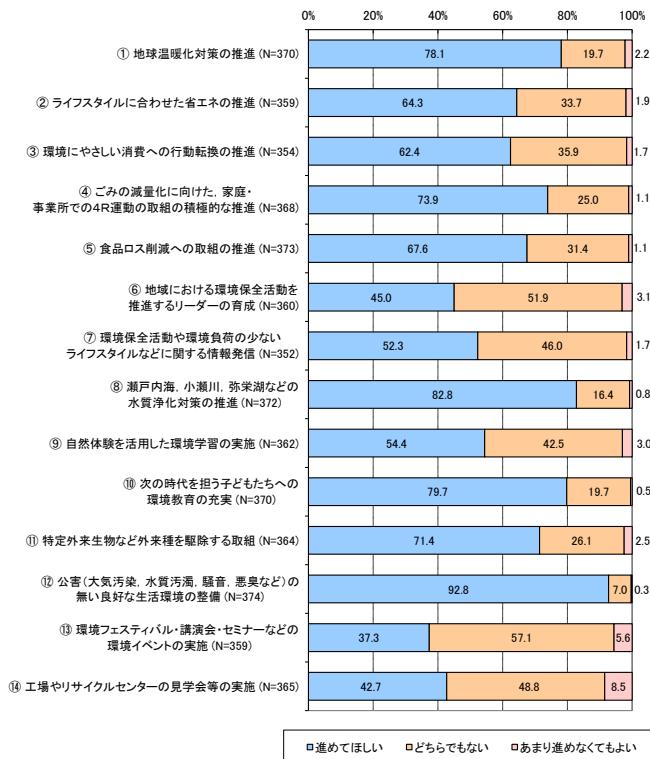
◆環境政策に対する重要度

「きれいな水の保全」、「きれいな空気の保全」、「ごみの削減と適正処理の推進」、「地球温暖化対策の推進」の件数が多い。



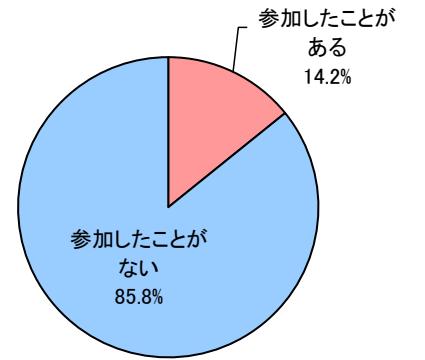
◆環境に関する取組の推進希望

「⑫公害の無い良好な生活環境の整備」、「⑧瀬戸内海、小瀬川、弥栄湖などの水質浄化対策の推進」、「⑩次の時代を担う子どもたちへの環境教育の充実」が推進希望の上位3項目となっている。



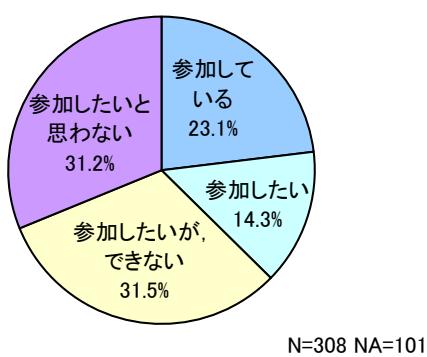
◆環境学習会等の参加有無

「参加したことがない」の割合が高い。



◆環境学習会等の参加意欲

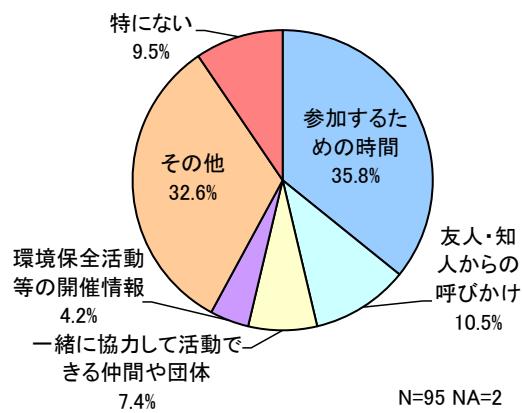
「参加したいが、できない」、「参加したいと思わない」の割合が高い。



【③参加したいが、できない】

◆環境学習会等に参加するために必要なもの

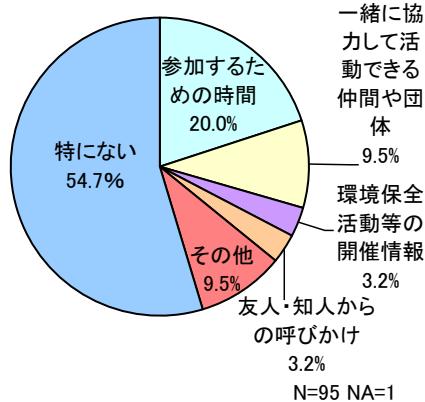
「参加するための時間」、「その他」の割合が高い。



【④参加したいと思わない】

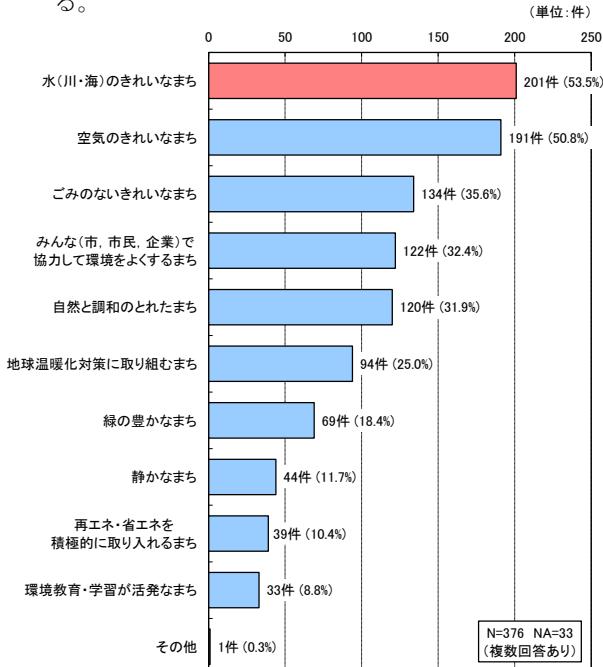
◆環境学習会等に参加するために必要なもの

「特ない」、「参加するための時間」の割合が高い。



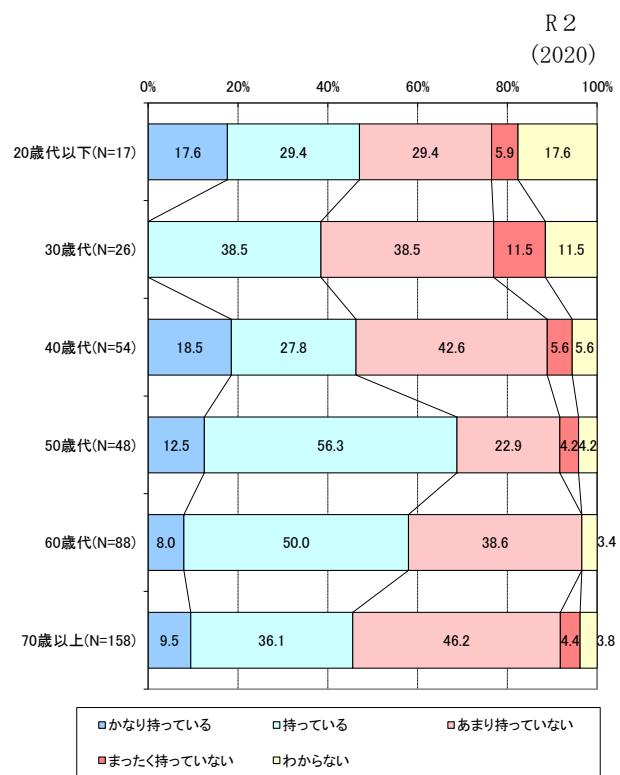
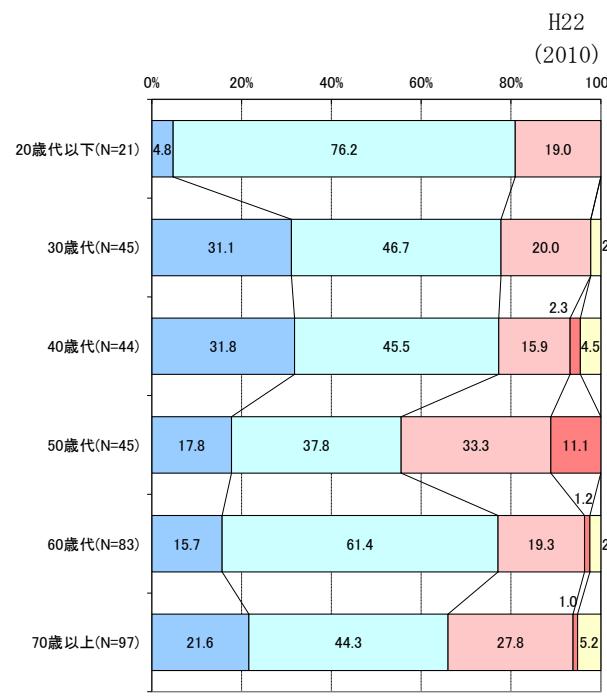
◆望ましい本市の環境像

「水のきれいなまち」、「空気のきれいなまち」、「ごみのないきれいなまち」が上位3項目となっている。



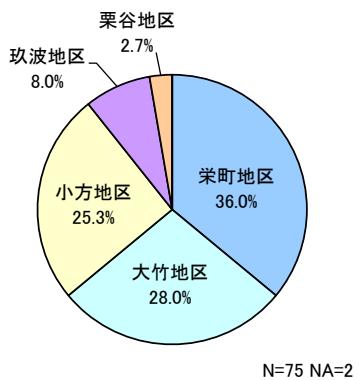
(参考：公害のまちのイメージ【年代別】)

50歳代を除き、公害のまちのイメージ（公害のイメージを「かなり持っている」と「持っている」の合計）は減少傾向にある。

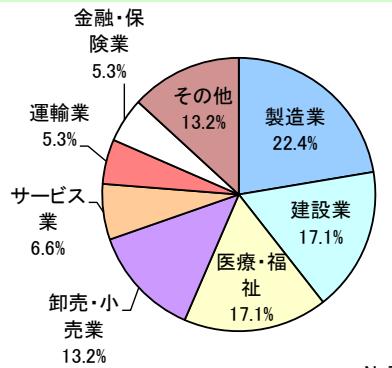


事業者

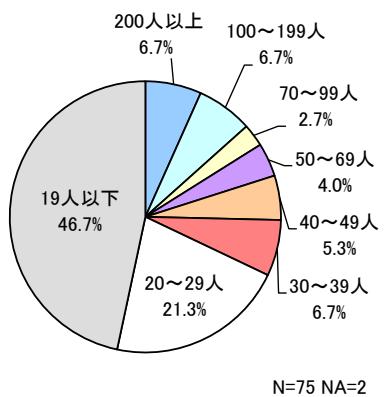
◆事業所の所在地



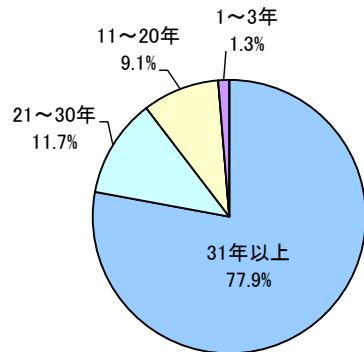
◆業種



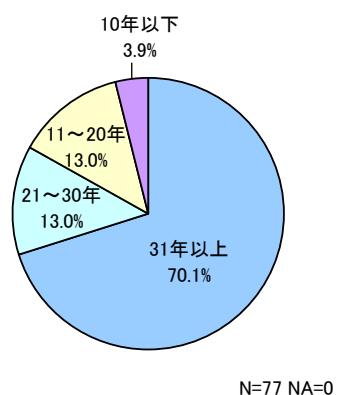
◆従業員数



◆事業年数

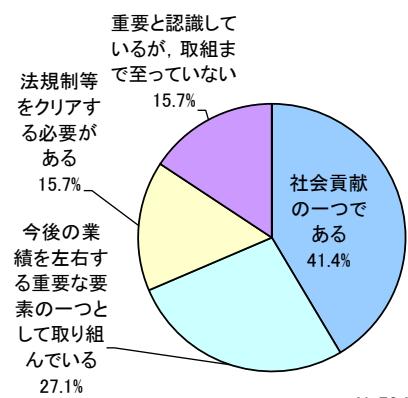


◆本市での事業年数



◆企業の環境への取組

「社会貢献の一つである」、「今後の業績を左右する重要な要素の一つとして取り組んでいる」の割合が高い。

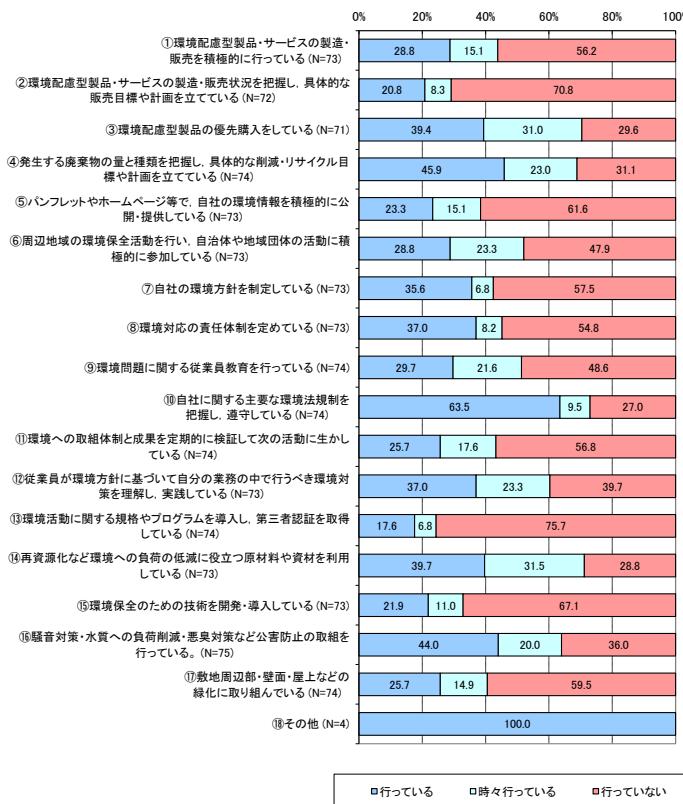


◆環境保全対策の取組状況

「⑩自社に関する主要な環境法規制を把握し、遵守している」、「⑭再資源化など環境への負荷の低減に役立つ原材料や資材を利用している」、「③環境配慮型製品の優先購入をしている」が行われている割合^{注)}が高い上位3項目となっている。

注) 行われている：「行っている」と「時々行っている」の合計

取組状況

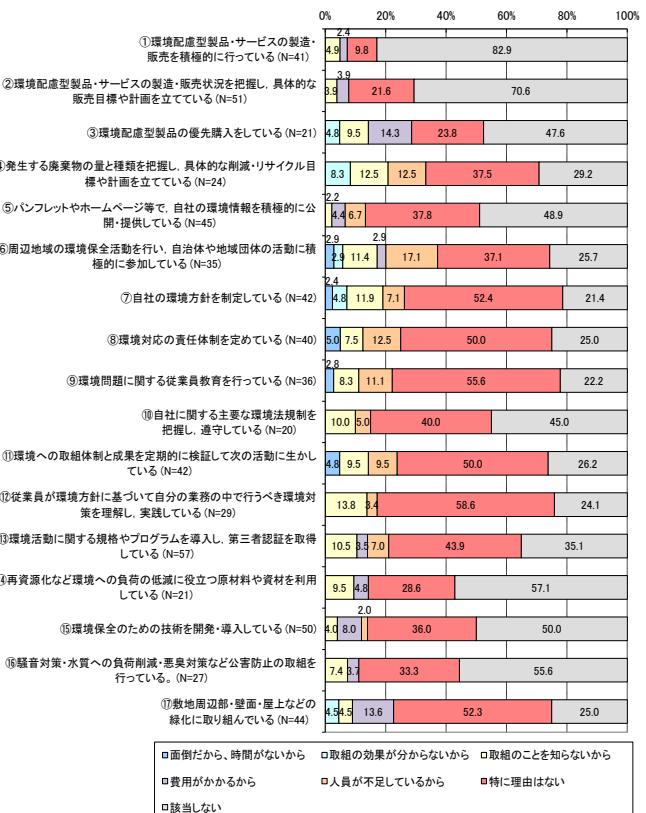


□行っている □時々行っている □行っていない

◆環境保全対策を実施していない理由

「該当しない」を除き、「特に理由はない」の割合が高い。

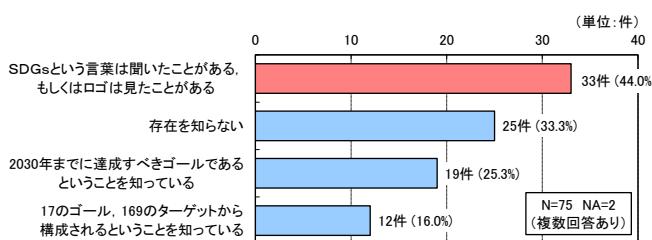
行っていない理由



□面倒だから、時間がないから □取組の効果が分からないから □取組のことを知らないから
□費用がかかるから □人員が不足しているから □特に理由はない
□該当しない

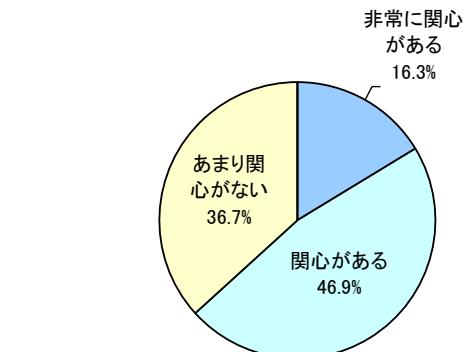
◆SDGs の認知度

「SDGs という言葉は聞いたことがある、もしくはロゴは見たことがある」が4割を超えるものの、「存在を知らない」も3割を占めている。



◆SDGs の関心度

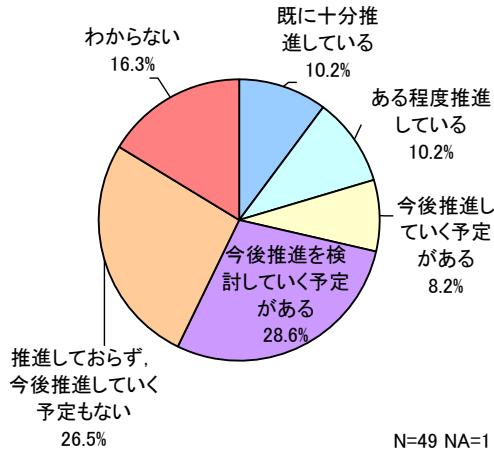
「関心がある」「(非常に)関心がある」と「関心がある」の合計)は、6割程度を占めている。



N=49 NA=1

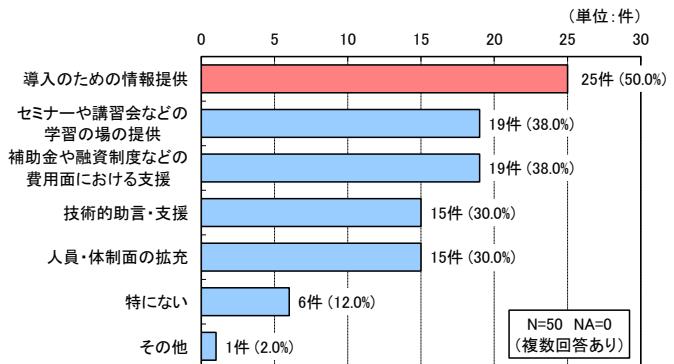
◆SDGsへの取組状況や取組方針

「取組を実施している」（「既に十分推進している」と「ある程度推進している」の合計）は2割程度にとどまった。



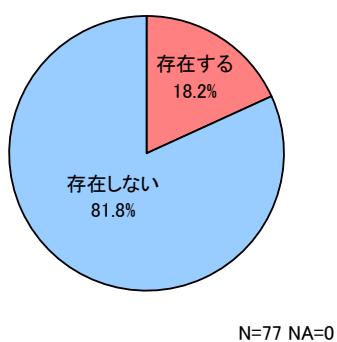
◆SDGsの取組を進めるために必要なもの

「導入のための情報提供」、「セミナーや講習会などの学習の場の提供」、「補助金や融資制度などの費用面における支援」の件数が多い。



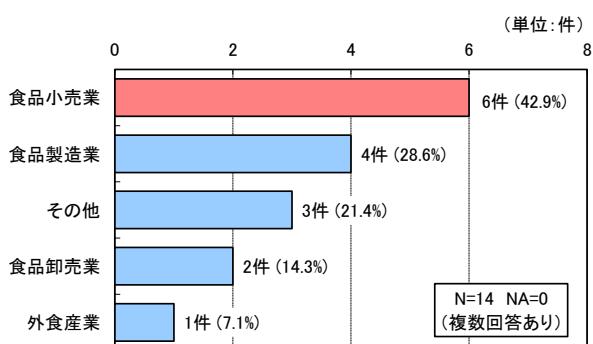
◆事業所における食品の取り扱い

「存在しない」の割合が高い。



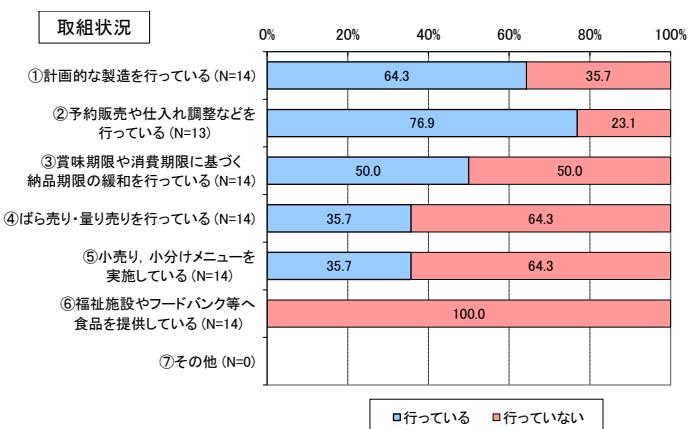
◆事業所の業種

「食品小売業」の件数が多い。



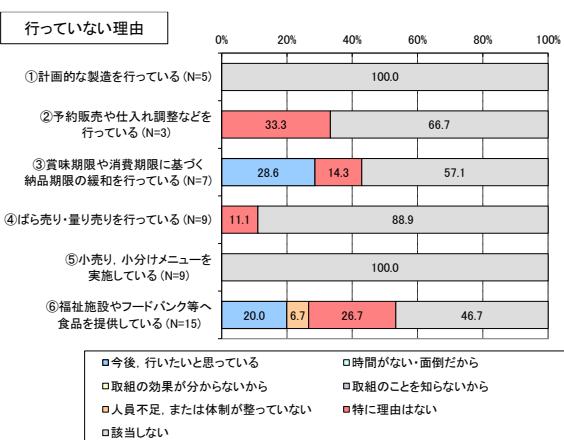
◆食品ロス削減に対する取組状況

「②予約販売や仕入れ調整などを行っている」、「①計画的な製造を行っている」は「行っている」の割合が高い。



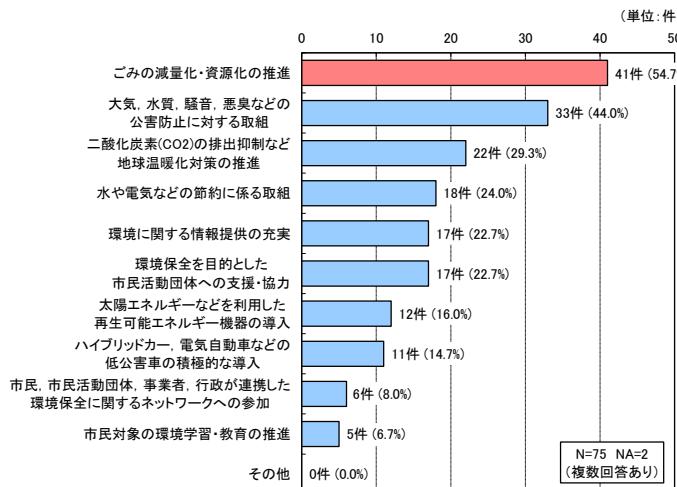
◆食品ロス削減の取組を行っていない理由

「該当しない」を除き、「特に理由はない」の割合が高い。



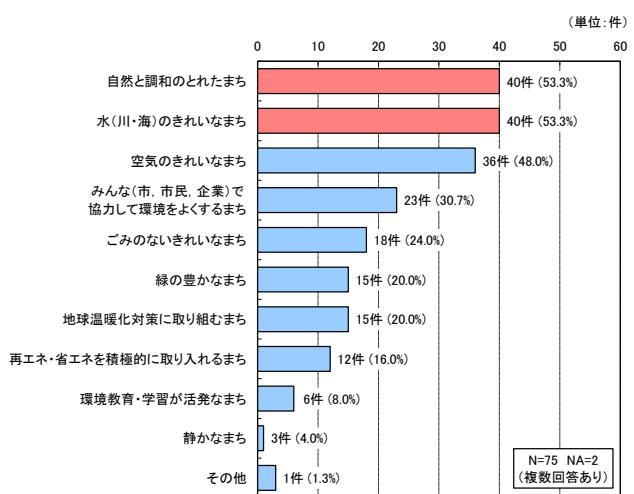
◆市民から求められていること

「ごみの減量化・資源化の推進」、「大気、水質、騒音、悪臭などの公害防止に対する取組」の件数が多い。



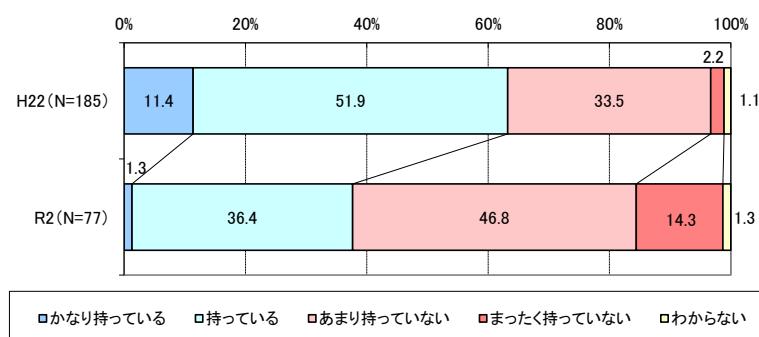
◆望ましい本市の環境像

「自然と調和のとれたまち」、「水のきれいなまち」、「空気のきれいなまち」の件数が多い。



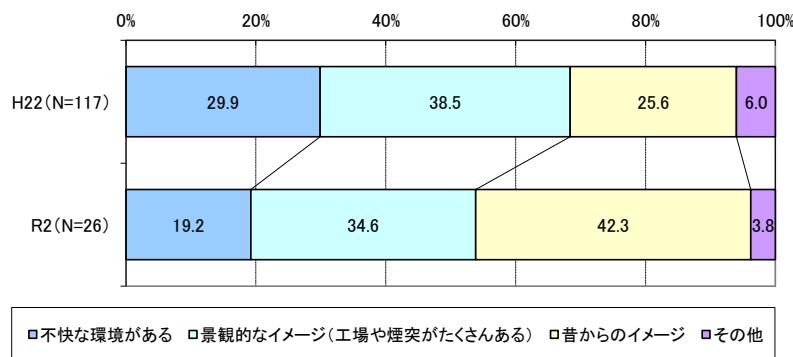
◆公害のまちのイメージ

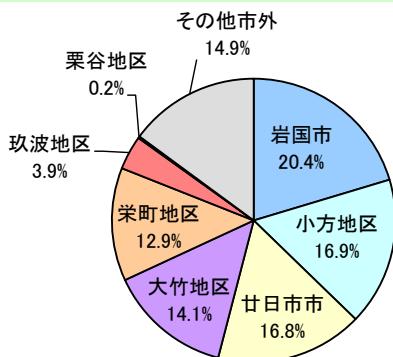
前回調査と比べ、公害のまちのイメージ（公害のイメージを「かなり持っている」と「持っている」の合計）は約26ポイント減少している



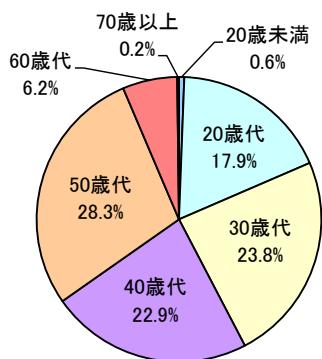
◆公害のまちのイメージの理由

「景観的なイメージ」と「昔からのイメージ」の合計が約7割を占め、「不快な環境がある」は約2割にとどまった。

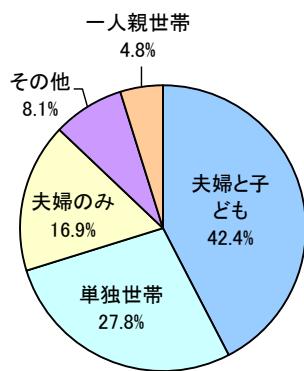


従業員**◆現住所**

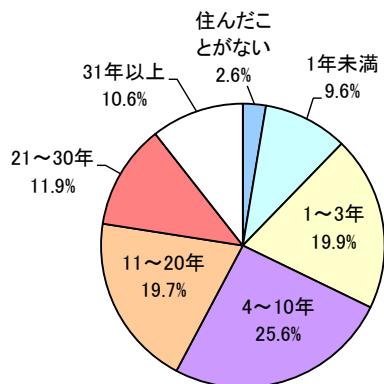
N=953 NA=1

◆年齢

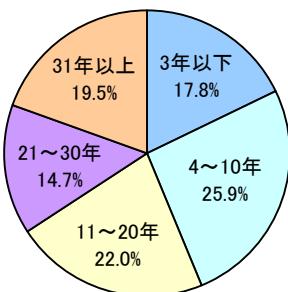
N=953 NA=1

◆世帯構成

N=953 NA=1

◆居住年数

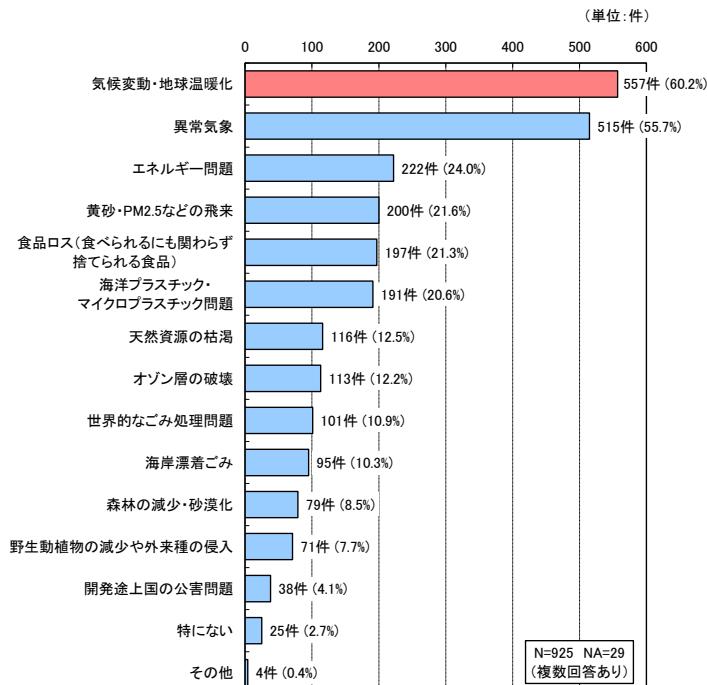
N=954 NA=0

◆本市での勤務年数

N=953 NA=1

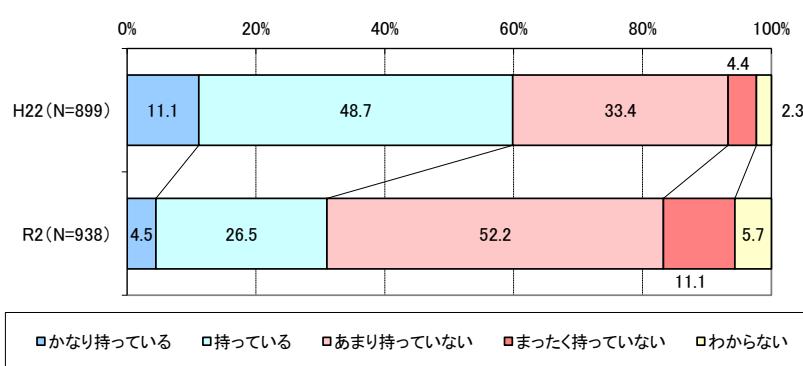
◆環境問題への関心

「気候変動・地球温暖化」、「異常気象」への関心が高い。



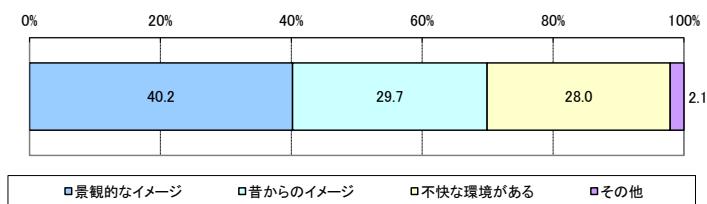
◆公害のまちのイメージ

前回調査と比べ、公害のまちのイメージ（公害のイメージを「かなり持っている」と「持っている」の合計）は約 29 ポイント減少している。



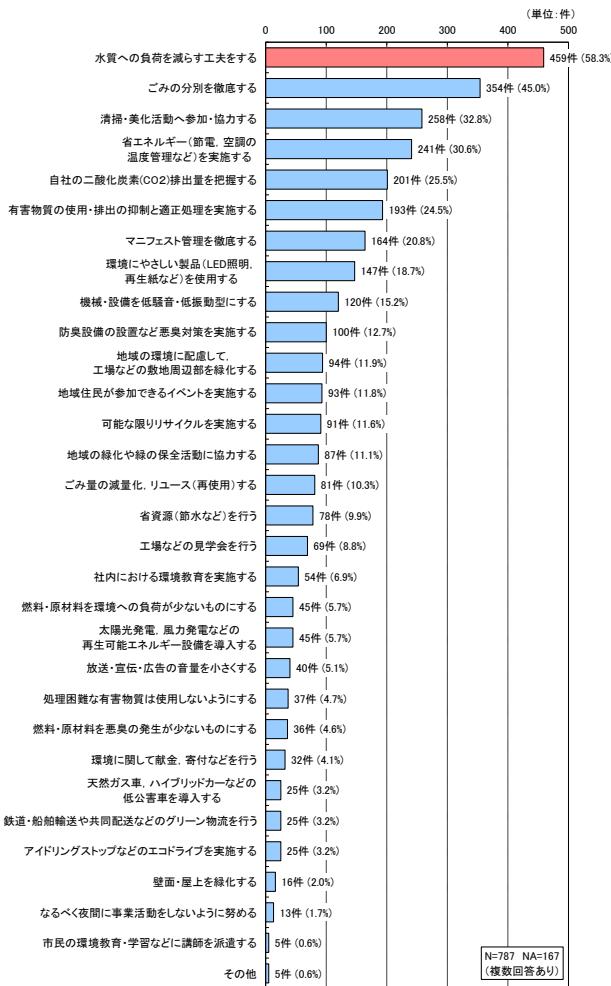
◆公害のまちのイメージの理由

「景観的なイメージ」と「昔からのイメージ」の合計が約 7 割を占め、「不快な環境がある」は約 3 割となっている。



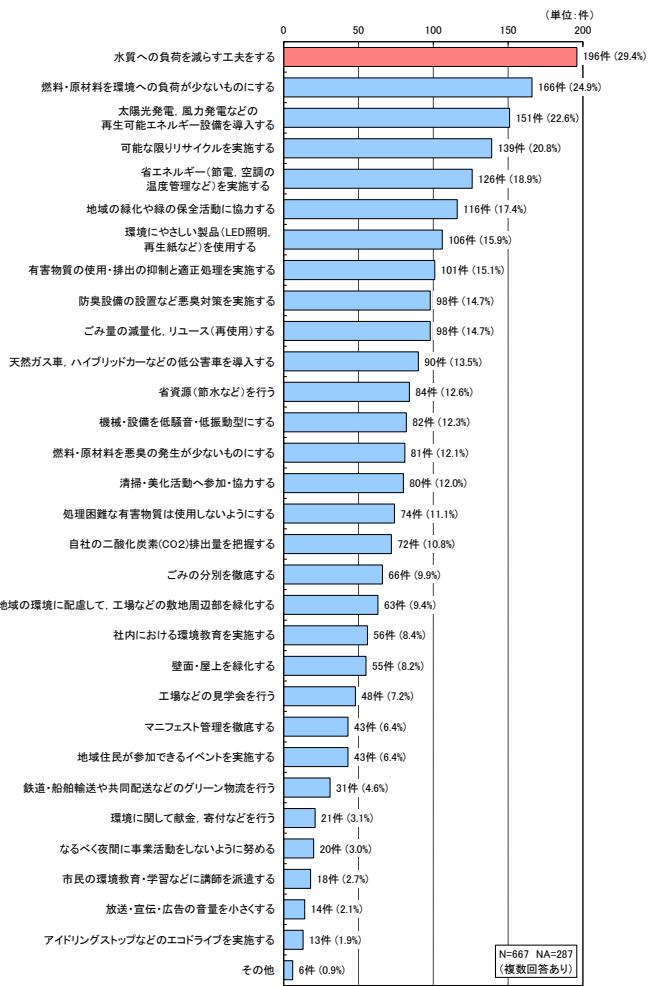
◆現在の環境保全対策の内容

「水質への負荷を減らす工夫をする」、「ごみの分別を徹底する」、「清掃・美化活動へ参加・協力する」が上位3項目となっている。



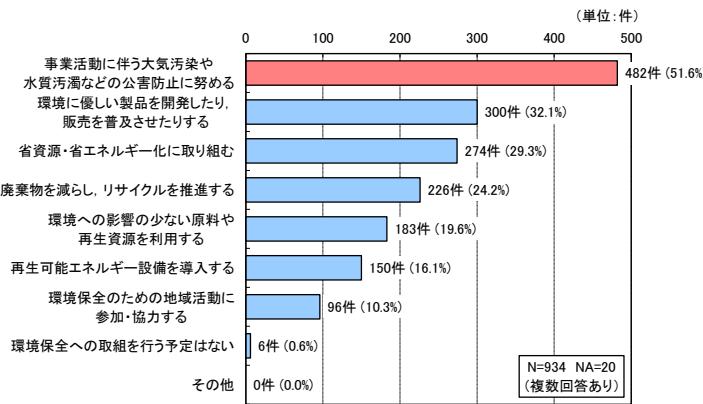
◆今後の環境保全対策の内容

「水質への負荷を減らす工夫をする」、「燃料・原材料を環境への負荷が少ないものにする」、「太陽光発電、風力発電などの再生可能エネルギー設備を導入する」が上位3項目となっている。



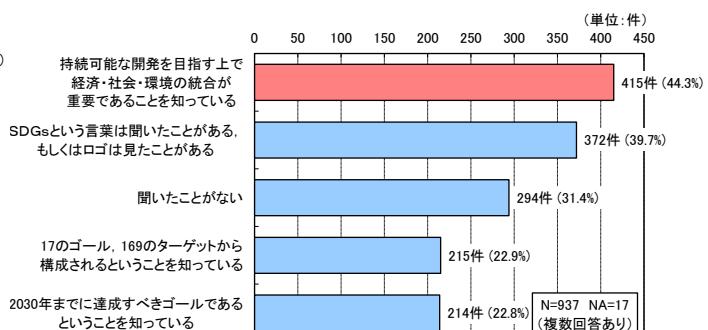
◆勤務事業所の今後重点を置く環境保全事項

「事業活動に伴う大気汚染や水質汚濁などの公害防止に努める」、「環境に優しい製品を開発したり、販売を普及させたりする」、「省資源・省エネルギー化に取り組む」の件数が多い。



◆SDGs の認知度

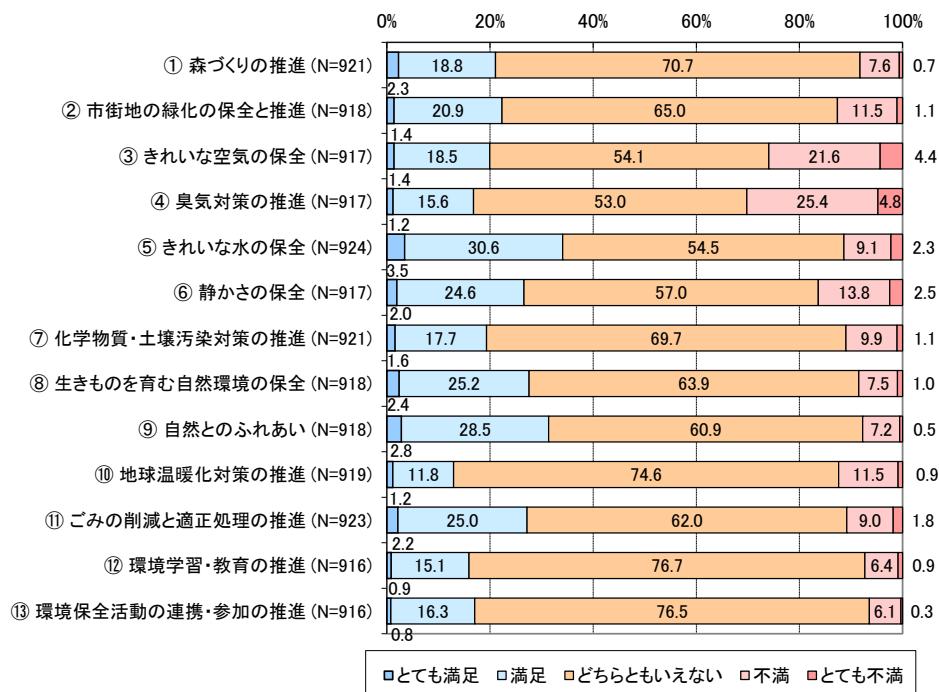
「持続可能な開発を目指す上で経済・社会・環境の統合が重要であることを知っている」、「SDGsという言葉は聞いたことがある、もしくはロゴは見たことがある」、「聞いたことがない」、「聞いたことがない」ということを知っている。



◆環境政策に対する満足度

「⑤きれいな水の保全」、「⑨自然とのふれあい」の満足度^{注)}が高く、「④臭気対策の推進」、「③きれいな空気の保全」は不満度^{注)}が高い。

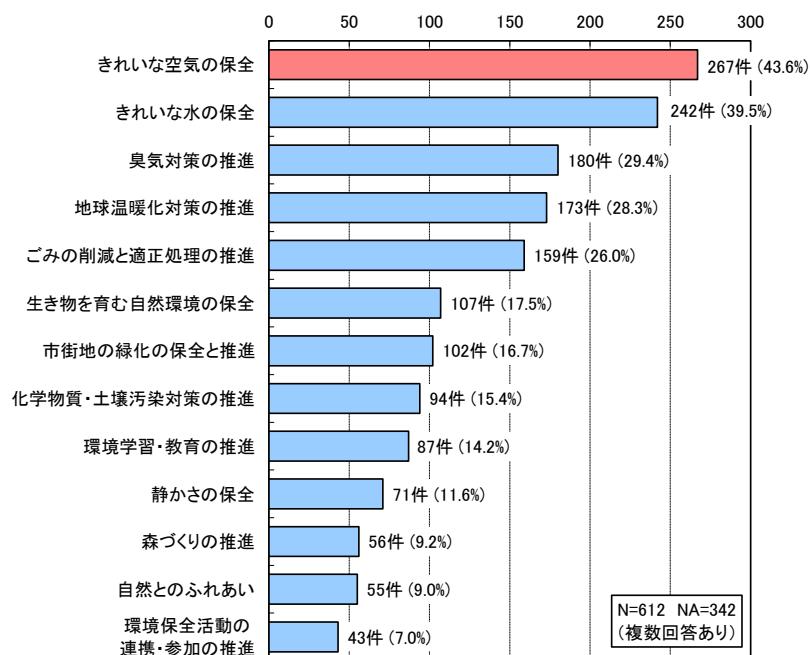
注) 満足度：「とても満足」と「満足」の合計、不満度：「不満」と「とても不満」の合計



◆環境政策に対する重要度

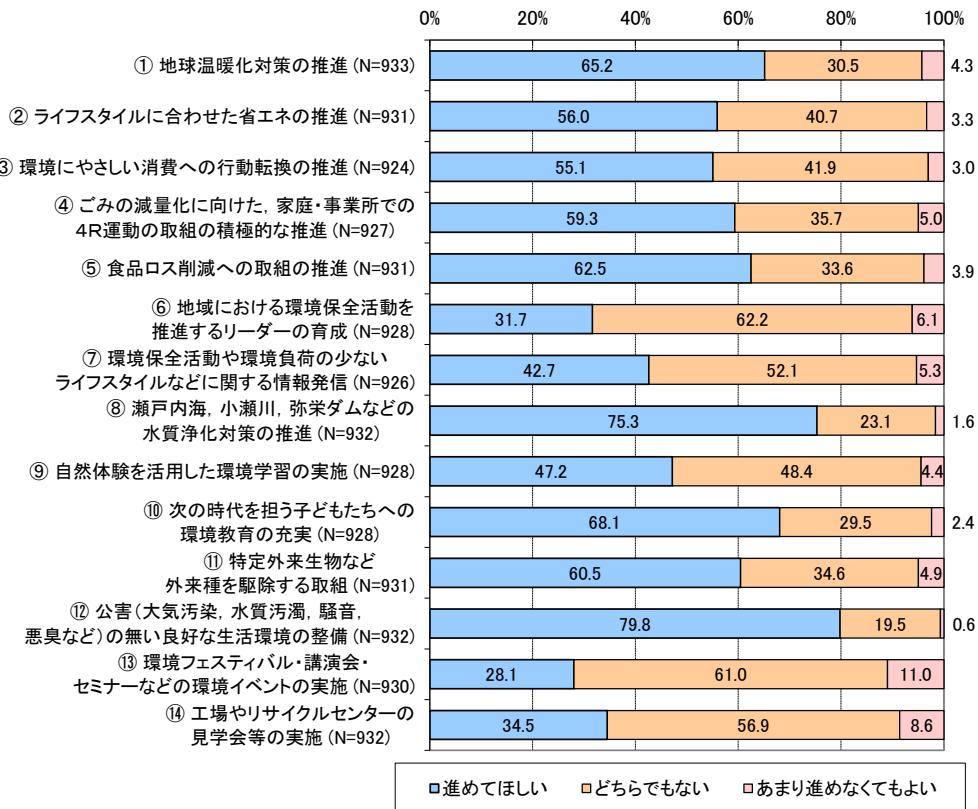
「きれいな空気の保全」、「きれいな水の保全」の件数が多い。

(単位:件)



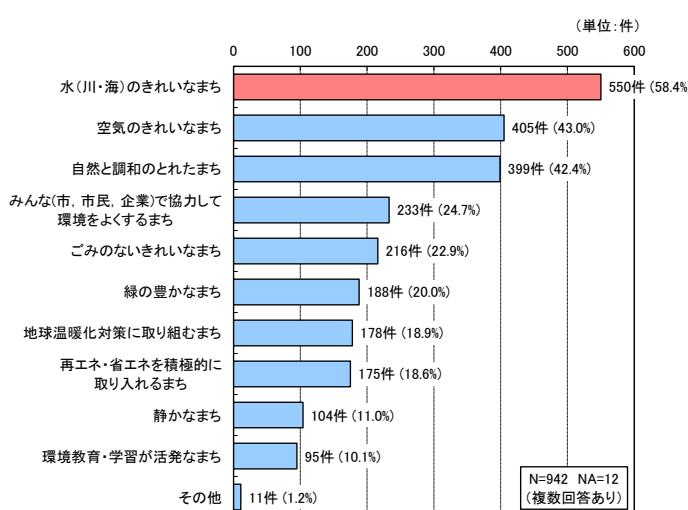
◆環境に関する取組の推進希望

「⑫公害の無い良好な生活環境の整備」、「⑧瀬戸内海、小瀬川、弥栄ダムなどの水質浄化対策の推進」、「⑩次の時代を担う子どもたちへの環境教育の充実」が推進希望の上位3項目となっている。



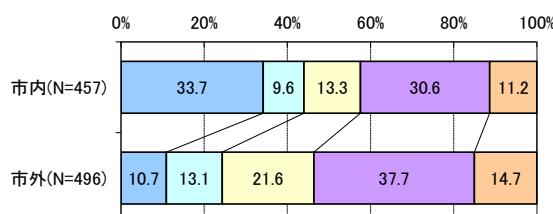
◆望ましい環境像

「水のきれいなまち」、「空気のきれいなまち」、「自然と調和のとれたまち」の件数が多い。



◆定住意欲の有無

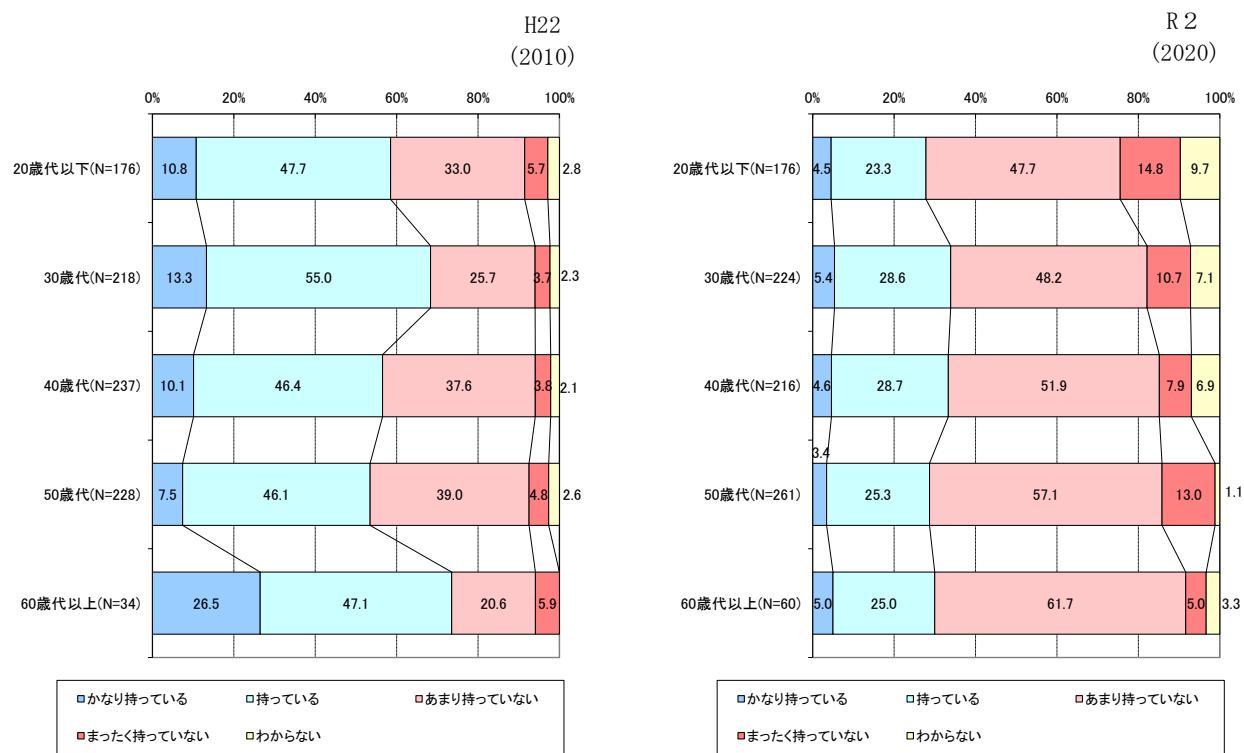
市内及び市外双方において、「環境面が改善すれば、定住の地になる」の割合は低く、環境面の改善と定住の関係性は低いことがうかがえる。



- 環境面に関係なく、定住の地になる
- 環境面が改善すれば、定住の地になる
- 環境面が改善しても定住の地にはならない
- 環境面の改善だけでなく、それ以外の市の魅力を上げないと定住の地にならない
- よくわからない

(参考：公害のまちのイメージ【年代別】)

いずれの年代においても公害のまちのイメージ（公害のイメージを「かなり持っている」と「持っている」の合計）は減少している。

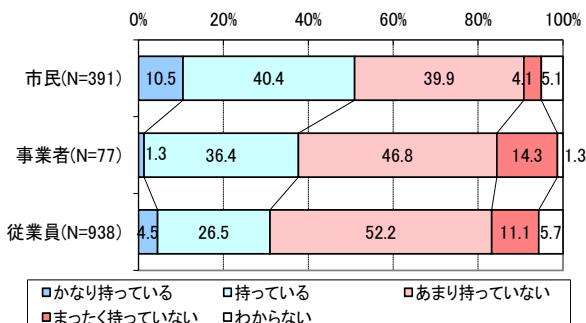


主体別意識の比較

共通質問項目については、市民、事業者、従業員における意識の相違を把握するため、比較して整理しました。

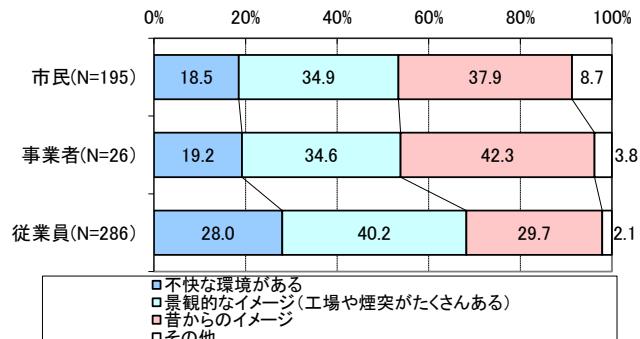
◆公害のまちのイメージ

公害のまちのイメージを持っている（公害のイメージを「かなり持っている」と「持っている」の合計）と回答した割合は、市民が最も高く、従業員が最も低い。



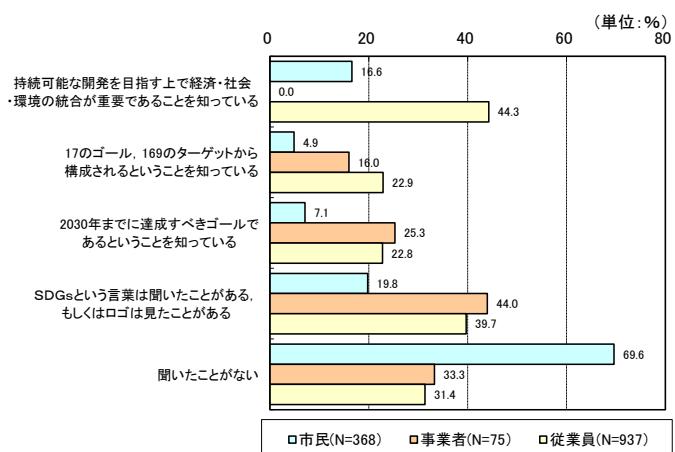
◆公害のまちのイメージの理由

従業員は市民及び事業者と比べて、「不快な環境がある」、「景観的なイメージ」の割合が高く、「昔からのイメージ」の割合が低い。



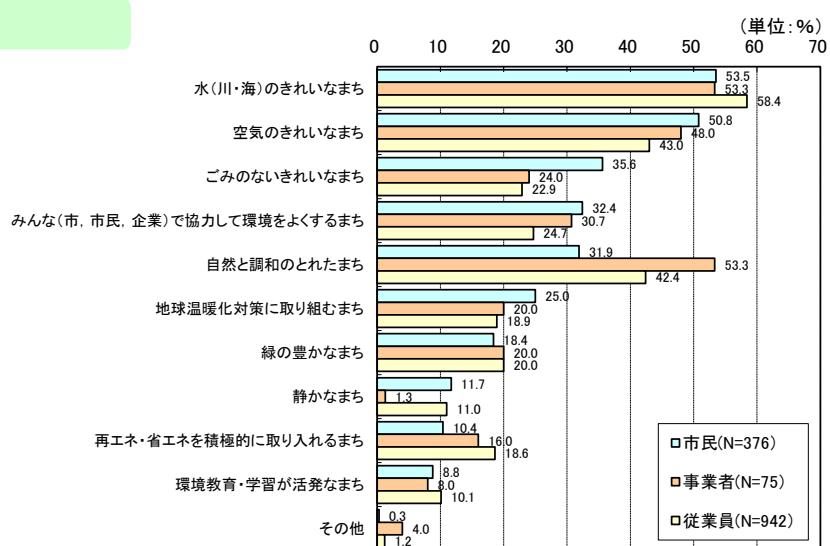
◆SDGsの認知度

主体ごとに回答の傾向が異なり、市民は「聞いたことがない」の割合が高いが、事業者は「SDGsという言葉は聞いたことがある、もしくはロゴは見たことがある」、従業員は「持続可能な開発を目指す上で経済・社会・環境の統合が重要であることを知っている」の割合が高い。



◆望ましい環境像

市民、事業者、従業員とも第1位は「水（川・海）のきれいなまち」であり、事業者のみ2項目が同値で「自然と調和のとれたまち」が上位の結果となった。市民及び従業員の第2位は「空気のきれいなまち」であった。



あ～お（ア行）

【い】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいい、住民の日常生活に伴って生じるし尿、ごみ、粗大ごみなどのほか、一部の業種の事業活動に伴って排出された紙くず、木くずなどの産業廃棄物に含まれない廃棄物の総称である。

移動量（PRTR制度における）

事業活動にかかる廃棄物の処理を事業所の外で行うことにより事業所の外へ移動する第一種指定化学物質の量。

【う】

ウォームビズ

冬場、会社員や公務員が暖房の設定を低めにして仕事ができるよう、重ね着をしたり膝掛けを用いたりすること。環境省が地球温暖化などへの対策として提唱した。

【え】

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念のことである。主な内容としては、アイドリングストップ、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などが挙げられる。

【お】

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称である。京都議定書における排出量削減対象となっており、環境省において年間排出量などが把握されている物質としては、二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、亜酸化窒素(N_2O)（＝一酸化二窒素）、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF_6)の6種類がある。

【か】

街区公園

都市公園の種類の一つで、もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所あたり面積を0.25haを標準として配置する。

化学的酸素要求量

「COD」参照。

合併処理浄化槽

し尿と併せて台所、風呂、洗濯などの生活雑排水を処理する浄化槽のことである。これに対し、し尿のみを処理する単独処理浄化槽がある。

環境騒音

環境基準が問題にされた頃から使われた用語であるが、ある地点において、特定の音源の騒音だけではなく、不特定多数の騒音が混じっている騒音をいう。

例えば、自動車や工場の音、人の足音、話し声、楽器音などが一緒になっている騒音などである。

環境マネジメント

環境管理とも呼ばれ、企業などの事業組織が、法令などの規制基準を遵守することの他、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することである。環境保全に関する方針、目標、計画などを定め(Plan)，これを実行、記録し(Do)，その実行状況を点検(Check)して方針などを見直す(Action)という一連の手続きを環境マネジメントシステムと呼ぶ。

【き】

近隣騒音

交通騒音、工場騒音と異なって、音源の種類が多岐にわたり、不特定な場所、時間に発生することにより、近隣の人々に影響を及ぼす騒音のことである。例えばピアノ、その他の楽器の騒音、クーラーその他冷暖房の音、TV、ステレオの音、ペットの鳴き声などがある。

【く】

クールビズ

夏場、会社員や公務員ができるだけ涼しく仕事ができるように軽装になること。ネクタイ・上着なししが基本で、併せて冷房の温度を高めに

設定する。環境省が地球温暖化などへの対策として提唱した。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することである。

【ニ】

降下ばいじん

「ばいじん」参照。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素などが紫外線により化学反応を起こし、生成されるオゾンなどを主体とする酸化性物質の総称である。光化学スモッグの主成分であり、これらは、人間の目や気管支などの粘膜に刺激を与える。

工業専用地域

工場のための地域。どんな工場でも建てられるが、住宅、店、学校、病院、ホテルなどは建てられない。

工業地域

どんな工場でも建てられる地域。住宅や床面積が10,000平方メートル以下の店は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。

公共下水道

家庭や工場などからの下水を直接に受け入れる下水道で、原則として市町村が行う事業である。この公共下水道のうち下水処理場があるものを「単独公共下水道」といい、下水処理場がなく、下水道管の下流（流末）を、都道府県が行う「流域下水道」につなぐものを「流域関連公共下水道」という。

コージェネレーション

一つのエネルギー源から熱と電気など二つ以上の有効なエネルギーを取り出して利用することである。例えば、発電と同時に発生した排熱を利用して、給湯・暖房などを行うものがある。

さ～そ（サ行）

【さ】

サーマルリサイクル

廃棄物の処理の際に発生する熱を、エネルギーとして回収して利用すること。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、法令で定める20種類の廃棄物と輸入された廃棄物をいう。産業廃棄物の処理は、排出事業者自ら処理することが原則であるが、適正に処理する能力をもつ処理業者に処理を委託することも認められている。また、これらの処理を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた基準に従わなければならない。

【し】

自然公園

国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称であり、自然公園法及び都道府県の条例によって指定、管理される。自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養などに資することを目的としている。

準工業地域

主に軽工業の工場やサービス施設などが立地する地域。危険性、環境悪化が大きくない工場や、住宅、店などが建てられる。

【せ】

生物化学的酸素要求量

「BOD」参照。

生物多様性

様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

生物の多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味する。

全窒素（T-N : Total Nitrate）

水中に含まれる無機性窒素及び有機性窒素の総量を表したものである。下水中の窒素はリン同様、し尿、生活雑排水、工場排水、農業排水に由来し、水の汚染指標として重要である。

全リン（T-P : Total Phosphate）

無機性リン及び有機性リンの総量を表したものである。リンはし尿、洗剤、肥料などに大量に含まれているため、水中のリンの増加は生活排水、工場排水、農業排水などの混入によるものが考えられる。

【た】**ダイオキシン類**

「ダイオキシン類」は、ダイオキシン類対策特別措置法ではポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾーフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルを総称したもの。

単独処理浄化槽

生活排水の処理において、し尿のみを処理する処理装置のこと。2001年4月からは、浄化槽法で単独式浄化槽の規定が削除され、新設のものは造られなくなった。

【ち】**窒素酸化物（NOx）**

窒素と酸素の化合物の総称であり、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）が主なものである。燃料中や空気中の窒素が燃焼過程で酸化され、NOが生成し、空気中で徐々にNO₂に変化する。これらの反応過程において炭化水素などが存在すれば、二次汚染物質としてのオキシダントを生成する。発生源は、自動車、ボイラーなどの高温燃焼施設、硝酸化学工業など、広範囲にわたっている。NOに刺激性はないが、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素の補給を阻害し中枢神経系の症状を起こす。NO₂はその他粘膜刺激性をもち、呼吸気道及び肺に障害を与える。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素、N₂O）は、温室効果ガスのひとつである。

【て】**底質**

河川、湖沼、海域などの水底に堆積した土砂、泥などのことである。水底の土砂、泥などは、洪水や浚渫など特殊な事情がないと、あまり大がかりな移動拡散が生じないため、過去からの汚染状況を推定する資料となる。また、底質の汚染が水質の悪化、魚介類の汚染、へい死などの原因になることもあります。総水銀とPCBについては、汚染の拡大を防止するため暫定除去基準が設定されている。

デポジットゲージ法

降下ばいじんを測定する方法。大気中の汚染物質中、自重により、または雨とともに沈降するばい煙、粉じん、その他の不純物を漏斗に受け捕集する方法である。

【と】**道路交通騒音**

自動車の運行に伴い発生する騒音である。主な発生源はエンジン音・排気音及びタイヤと路面の摩擦音であり、特に大型トラックなどが問題となっている。対策としては、①規制強化、②自動車構造の改善、③道路環境の整備、④道路建設時の対策、⑤被害者側の防音などが考えられる。

特定悪臭物質

悪臭防止法（1971）第2条に基づいて指定される「不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」で、同法施行令により22物質が指定されている。

指定されている22物質は、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバーレルアルデヒド、イソバーレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸である。

特定化学物質

労働安全衛生法（1972）に基づいて指定される「労働者が体内に取り込むと健康障害を起こす可能性のある物質」で、同法施行令により指定されている。がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質のうち、特に有害性が高く労働者に重度の健康障害を生じるおそれがある第1類物質、がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質のうち第1類物質に該当しない第2類物質、大気漏えいにより急性中毒を引き起こす第3類物質に分けられている。

都市計画区域

市町村の行政区域にとらわれず、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。県知事が指定する。

都市公園

計画的な「まちづくり」の一環として、都市公園法に基づき、国や県、市町村がその土地や物件についての所有権などの権利を取得した上で、公園として整備管理するものである。都市公園には、都市防災、都市環境の維持・改善、都市景観、健康・レクリエーション空間、精神的充足といった役割があり、都市公園には、身近な遊び場や日常のスポーツ、散策、休息などのための比較的小規模なものから、週末や長期のレクリエーション利用のための大規模なものまで、利用対象や誘致圏、機能に応じて区分され

ている。

届出排出量

生産工程などから排ガスや排水などに含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量。

な～ほ（ナ行、ハ行）

【に】

二酸化硫黄（SO₂）

石油や石炭など、燃料中の硫黄（S）分が酸化燃焼され SO₂ として排出される。無色、刺激臭のある気体で、粘膜質、特に気道に対する刺激作用が大きい。SO₂によって動物も植物も被害を受けるが、植物では葉たばこが特に弱いといわれている。SO₂の人体に対する影響では、粉じんの相乗効果が大きく、障害としては感冒症候群、気管支ぜんそく咽喉頭炎などがある。発生源としては、重油燃焼ボイラー、硫酸工場、製油所、ごみ焼却場などがあげられる。

二酸化窒素（NO₂）

一酸化窒素（NO）が酸素に触れると生成する赤褐色の気体である。二分子が重合してできる無色の四酸化二窒素（N₂O₄）との間で平衡が成立し、150 度ではほぼ 100%，常温では約 30% が NO₂ として存在し、液体（沸点 21°C），固体（融点マイナス 9°C）ではほとんど N₂O₄ として存在する。自動車のエンジンなどで副生し、大気汚染の原因となる。

【は】

ばい煙

大気汚染防止法では、次の物質をばい煙と定義している。①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、②燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、人の健康または生活環境に係わる被害を生ずる恐れがある物質で、政令で定めるものである。

廃棄物固形燃料

(RDF : Refuse Derived Fuel)

(RPF : Refuse Paper & Plastic Fuel)

生ごみ・廃プラスチック、古紙などの可燃性のごみを、粉碎・乾燥したのちに生石灰を混合して、圧縮・固化したものをさす。乾燥・圧縮・形成されているため、輸送や長期保管が可能となり、熱源として利用される。

ばいじん

「ばい煙」のひとつで、すすや燃えかすの固体粒子状物質のことである。なお、降下ばいじんは、自重や雨の作用によって地上に降下したばいじんや粉じんである。

【ふ】

浮遊粒子状物質

(SPM : Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が 10 μm (マイクロメートル: μ m=10 万分の 1m) 以下のものをいう。大気中の滞留時間が長く、呼吸により気管や肺に入りやすいため、特に浮遊粒子状物質として区別している。

ま～わ（マ行、ヤ行、ラ行、ワ行）

【も】

モーダルシフト

トラックなどによる幹線貨物物流を、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運に転換すること。

【ゆ】

有害大気汚染物質

大気汚染法で定めるばい煙のうち、物の燃焼、合成、分解、その他の処理に伴い発生する物質で、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化硅素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の 5 物質が定められている。

【よ】

用途地域

地域地区のうち最も基礎的なものであり、都市全体の土地利用の基本的枠組みを設定するもの。住居、商業、工業などを適正に配置して機能的な都市活動を確保するとともに、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどの形を規制・誘導し、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たすものである。

4R（よんあーる）

リファーズ（断る）、リデュース（少なくする）、リユース（再使用する）、リサイクル（再生利用する）。

【り】**リスクコミュニケーション**

リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、情報および意見を相互に交換すること。

A～Z（アルファベット）

【B】**BOD (Biochemical Oxygen Demand)**

生物化学的酸素要求量のことである。水中の有機物が微生物によって分解されるときに必要とする酸素の量をいい、数字が大きいほど水は汚れていることを示す。河川などの水質汚濁の程度を評価する際に用いられる代表的な指標である。自然公園内の河川など人為的汚濁のない河川では1mg/L以下、水道用水としては、一般的な上水処理方法では3mg/L以下の原水処理は困難であり、ヤマメ、イワナなど清水性魚類の棲息に2mg/L以下、アユ、マスなどは3mg/L以下、コイ、フナなどは、5mg/L以下が適当である。

【C】**COD (Chemical Oxygen Demand)**

化学的酸素要求量のことである。水中の有機物が化学的に酸化分解されるときに必要とする酸素の量をいい、数字が大きいほど水は汚れていることを示す。湖沼や海域などの水質汚濁の程度を評価する際に用いられる代表的な指標である。湖沼では、植物プランクトンや藻類の光合成などによる酸素の影響を受け、BODでは的確に有機物の量を測定できること、海域では、海水中の塩分が影響してBODが測定しにくいため、CODが指標として用いられている。

COOL CHOICE（賢い選択）

平成27(2015)年に国が発表した、地球温暖化対策に資する「賢い選択」として、省エネ製品への買換えやライフスタイルの変革などを促す取組のこと。詳細は「第4章 第3節 重点施策（重点プロジェクト）」を参照。

CSR (Corporate Social Responsibility)

企業の社会的責任。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動すべきとの考え方であり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

【P】**PDCAサイクル**

Plan（計画）－Do（実行）－Check（点検）－Action（行動）からなるサイクルのことである。環境管理システムにおいても、このサイクルを繰り返すことにより継続的改善を図っていくことが基本となる。

PRTR制度**(Pollutant Release and Transfer Register)**

これまで市民がほとんど目にすることのなかった化学物質の排出・移動に関する情報を国が年ごとに集計し、公表する制度。

【R】**RDF (Refuse Derived Fuel)**

「廃棄物固形燃料」参照。

RPF (Refuse Paper & Plastic Fuel)

「廃棄物固形燃料」参照。

第2次大竹市環境基本計画

令和3（2021）年3月発行

大竹市 市民生活部 環境整備課

Tel 0827-59-2154 Fax 0827-57-0880
E-mail kankyo@city.otake.hiroshima.jp